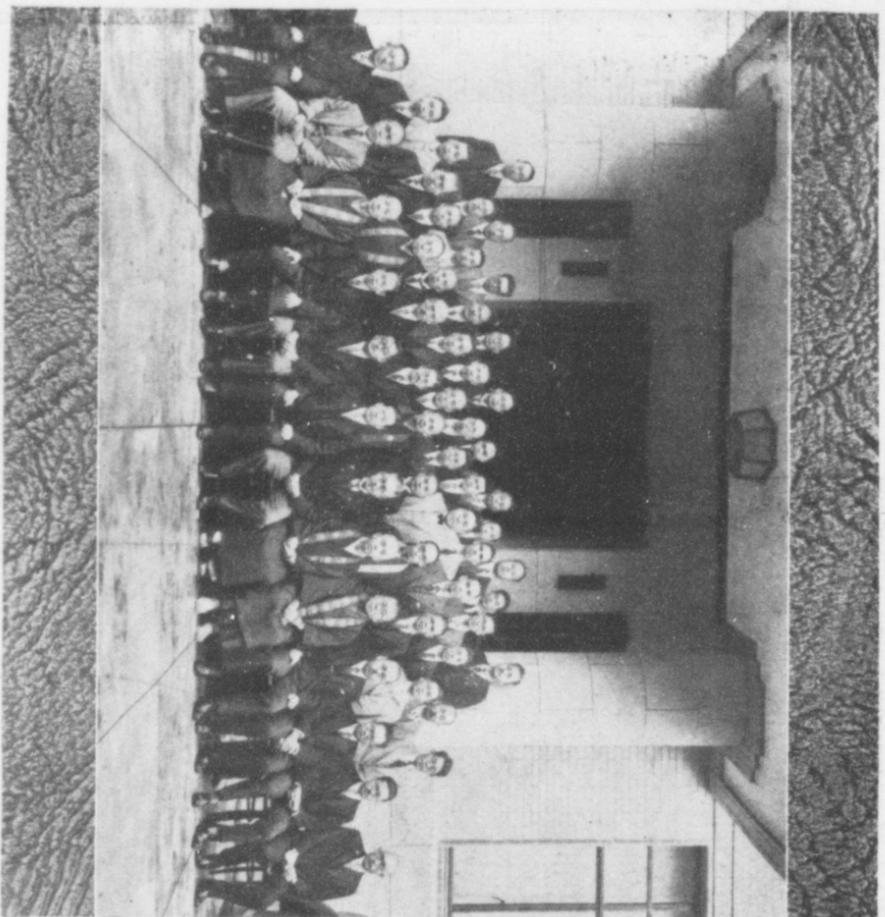


刑 政

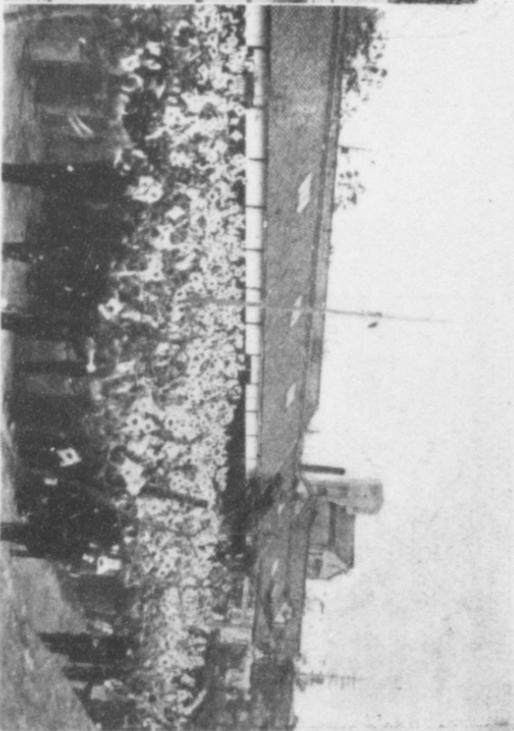
第 十 五 卷 第 二 十 二 號 第 十 二 號

雜報 <input type="checkbox"/> 記念懸賞論文當選者發表 <input type="checkbox"/> 第十一回教誨師研究會記事 <input type="checkbox"/> 護國の英靈 <input type="checkbox"/> 練習生見學記	全國刑務所長會同記 七二	一九三一年イタリヤ刑務法(六・完) 五	刑務所に於ける社會事業 G・デイブワード 著 五	明治監獄年譜(九) 辻 敬 助 著 四〇	木工訓練の考察(二・完) 近 藤 貞 次 著 三三	戒 護(三・完) 前田幸之助 著 三	犯罪者の社會的豫後の問題(三・完) 高 瀬 安 貞 著 四	作業と教化と(卷頭言) 日 沖 憲 郎 著 二
--	-----------------	------------------------	--------------------------------	----------------------------	---------------------------------	--------------------------	-------------------------------------	-------------------------------

財團法人 刑務協會 發行



節治明の所務刑島廣（上右） 影撮念記會究研師師教（上）
 を氣人——會動運期秋の所務刑年少岡盛（下右） 列行旗
 戰擬模の領占定作ため集

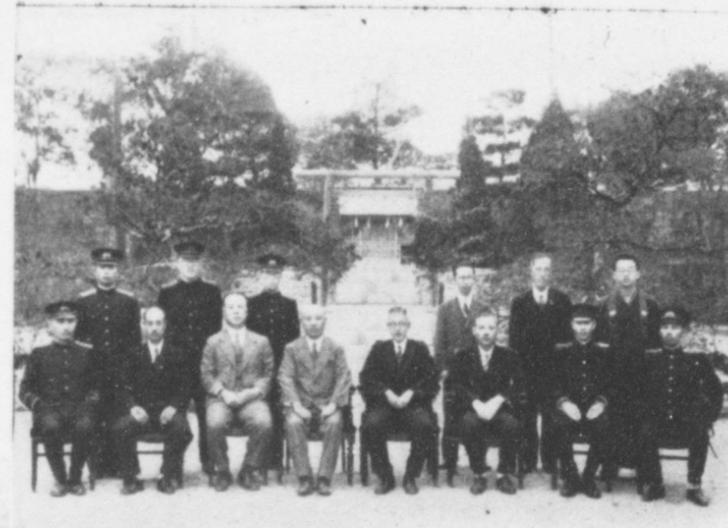


刑政

十二月號

第五十卷
第十二號

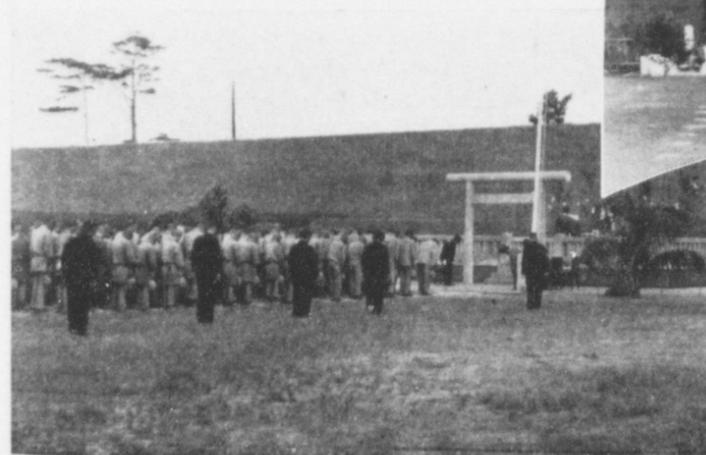
所務刑島兒鹿(右)



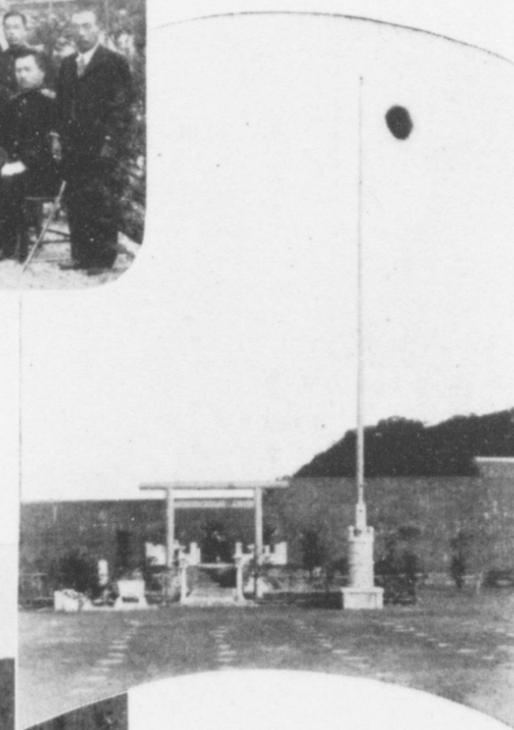
所務刑賀滋(下)



所務刑繩沖(下)



所務刑島德(上)



念記功竣所拜遙

作業と教化と

あらゆる時とあらゆる國民とに通ずる統一的な且つ一般的な刑罰理論は存在しない。刑罰の本質、根據および目的を繞るかの古い争ひは今日に至るまで續いて居る。恐らくそれは終止するところがないであらう。法律違反者に對する復讐感情に由來する應報と贖罪の思想は既にして崩壊し去つたがごとく説かれてゐた。しかも此思想はナチス・ドイツにあつては今また新しい衣裝を纏つて刑罰の理論と實踐の舞臺に登場して來たのである。應報か、威嚇か、それとも改善か。およそ刑罰の意味と目的とは何であるか。かうした果しない争ひの渦中にあつてつねに刑務作業は行刑における特殊な地位を占める。刑務作業をそのいづれの見地から組織するかといふことによつて行刑の興廢が定められる。かくして「行刑の問題はすなはち刑務作業の問題なのである」(クリークスマン)。

周知のごとく古い應報乃至威嚇の行刑にあつては收容者を單純に作業によつて罰せんことを企圖したのであつた。かくて作業は收容者にとつて唯害悪たるを意味するに過ぎなかつたのである。刑務所の一隅から他の一隅に無意味に繰返し石を持運ばせたり、用もない水車を踏ませたりすることが取りも直さず行刑であるかと考へられたこともあるのである。しかしながらかうした時代は最早完全に行き過ぎてしまつた。今日にあつては刑罰理論においていかなる立場を取るとを問はず、およそ無意味な作業に行刑の價値を認むる者はなくなつた。かの贖罪のうちに刑罰の本質を賤めるナチス行刑にあつてすら、作業によつて國民全體に奉仕することに作業の意義を認めてゐるのである。近代の行刑における刑務作業の教化的意義はい

かなる立場のもとにあつても最早これを否定するを許さない。

作業は唯作業たるがゆゑに貴いのではない。むしろその作業と結び付いてゐる隨伴事情に價値がある。作業が單に肉體的な勞働と生産物の抽出に向けられて精神的なものを失つてしまつたならば、行刑はあだかもかのその味をなくした鹽のごとくである。行刑は或は最良な收容者を養成することを得るにしても、健全な國民の涵養に何等資するところがないのである。人或は作業第一主義を謂ふ。もし夫れこれを以て徒らに作業の所謂能率を高め生産の多きを競ふにあるとせんか、その謬りこれより甚だしきはない。一切の收容者はその年齢の老若と職業の如何とを問はず、自らの意見に基いて作業に従はねばならぬ。單に肉體的勞働に慣れるといふに止まつて人間の深奥な精神力に相觸れることがなかつたとしたら、刑務作業の意味は全く没却されてしまふ。すなはち、作業への自發的意思を通して始めて收容者の自主と責任とは實現される。斯くして作業から眞の創造が生まれるのである。

顧みて思ふ。凡そ我が國現時の如く刑務作業に教化的意義を發揮すべき好機會を持ち得たことがあつたらうか。國民は擧げて艱難の克服に當つて居る。收容者と雖も今や同じく國民の一員としてその微力を致さんことの熱意に燃えつゝある。そこに彼等の自主と責任の自覺を認むべきである。刑務作業はひとり行刑に於いて直接作業に當る者の任たるべきではない。行刑の各部門が各々その牙城に立籠つて他を顧みざるがごときことあらんか、將に憾みを千載に遺すものであらう。作業と教化の渾然一體をなした境地にこそ行刑の眞諦の存すべき事を思ひ、一言所懐を述ぶる所以である。

昭和十二年十一月二十五日

日 沖 憲 郎

犯罪者の社會的豫後の問題 三・完

高瀬安貞

- 一 社會的豫後の實踐的必要性
- 二 社會的豫後判定の方法論的ニ方向 (以上十月號)
- 三 Robert Schiedtの社會的豫後に關する研究
- 四 Hans Trunkの吟味的研究 (以上十一月號)
- 五 社會的豫後の方法に對する批判

五

(1) Exner¹⁵ Trunkの結論に對して、再び批判の反撃を加へてゐる。

Exner: Bemerkungen zu dem vorstehenden Aufsatz von Dr. H. Trunk über "Sociale Prognose an Strafgefangenen" 本誌十月號九頁(本稿)註二の(3)

Trunkの結論に於て最も重要な點は、受刑者の或集群に於て難點法は本質的に彼自身より多くの「不發」を持つといふこと。(この場合「不發」として單に間違つた豫後ばかりでなく、「疑問」の豫後をも數へられた。)更にまたTrunkが改善不能といふ豫後を決定した所の受刑者の集群に於ては、彼の豫言は難點法のそれよりも遙かに多く是認せられたといふことである。

この受刑者集團の事實上又外見上の不發の原因を Exner は次の様に考へる。或難點の割當は診斷者の評價決定に依存する。而してこゝで Trunk の用ひた標準は Schiedt のそれに比して嚴密性が缺けてゐた様に思はれる。それは次のことからわかると言ふ。即ち Trunk は彼の全資料の中難點一〇以上を持つたものは一人も居なかつたに對し、Schiedt の場合は凡ての系列に互つてゐる。難點の割當を節約すると「疑問」の豫後が多くなり、「不良」の豫後が少なくなるべきことは明瞭である。かういふ様な他のものが作成した「豫後表」は最も精密な教示がなければ使用することは困難である。Trunk の寛和な標準を適用するならば、「不良」といふ豫後を以て性質づける人間は一〇及それ以上の難點を持つものばかりでなく、恐らく八及それ以上の難點を持つものでなければならぬ。この様な標準によつて第三表を一見すると難點法による正しい結果は一三例だけ増加するに對し、誤謬はたゞ一例だけ増加するに止まることが知られるのは興味がある。

兎に角難點法の結果は決してそんなに悪いものとは思はれない。この方法を適用した場合、五八の決定的豫後の中五一が正しく、従つて七が誤り(第三表参照)であつた。Exner は凡ての診斷者がこの様によい結果を示し得るや否やは大いなる疑問であると言つてゐる。

Trunk は勿論難點法に「疑問」の豫後の多いことを問題にした。確かに之は一つの弱點ではある。併し Exner はこゝで興味のある試をしてゐる。即ち、この「疑問」の個別例を無くしてしまふために第三表に於て〇―四の難點を持つものを凡て簡單に「良」とし、五―一〇の難點を持つものを凡てを「不良」としてゐる。その結果は面白いことに、一〇〇名の釋放者中正しい豫後のものは八六名となり、誤りの豫後のものは一四名となるのである。従つて Trunk の場合「不發」二九名なるに對し一四名に過ぎないのである。このことからしても、難點法は、勿論不完全を免れなすにしても、一應注意して見る價値は充分ある様に思はれる。

第四表

非累犯者と累犯者に於ける個々の難點の出現

	難點第……に……度出現															總計	難點 絕對數	平均	
	無	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14				15
非累犯者	7	10	1	6	23	4	11	5	7	4	4	9	7	2	29	9	54	131	2.4
累犯者	0	13	6	27	23	14	39	20	37	23	22	18	6	13	23	34	46	318	6.4

次に Trunk は Schiedt の選んだ難點の凡てを彼の研究の場合「利用し得る支持點」として證明されなかつたことを非難し、第四表がこの點に關する概觀を與へるものと考へた。即ち再犯者は非累犯者より難點を僅かに三倍だけ多く持つてゐるに過ぎないことがわかる。この平均關係は個々の難點の場合には消失する。五四名の非累犯者と四六名の累犯者の各難點の數値關係を考察してみると、難點四（學校効果）、難點十二（飲酒慾）、難點十四（年齢三十六歳の所で引かれる限界）は無意味であることがわかる。併しこゝで意味する所の飲酒慾といふのは、遺傳的疾患を持つ子孫を防止するための法律に規定した意味の「重症の飲酒癖」と同じではない。それは Schiedt の資料の場合でも同様である。彼は四〇%以上の「飲酒慾」を數へてゐるが、併し法律に於ける様な意味の重症の酒精中毒は Trunk の檢べた犯罪者の中に三%位しか數へられないと言つてゐる。

難點一（遺傳的負因）は累犯に對して意味の少ないことが表に現はれてゐる。之に對し難點二（尊族に於ける犯罪性）、難點三（不良の教育關係）、難點五（職業見習の未完）難點六（勤勞の不規律）、難點七（少年時の犯罪性）、難點十一（病的な人格）及び難點十三（刑務所に於ける不良行爲）は非常に重要な意義がある。難點八（前科四犯以上）難點九（特に急速な累犯性）、難點十（地方間の犯罪性）は、既に度々受刑したものでなく始めて受刑した少年を査定しなければならぬ時には役に立たない。而も若い人間を確實性を以て評價するといふ要求は民族的立場から言つても第一線に立てなければならぬ。また若い少年犯罪者の評價は最早や保安拘禁處分のみが問題となる様な度累ね

た累犯者よりも遙かに重要なのであると非難する。

之に對して Exner は言ふ。これに關する Trunk の主張が正しいとしても、それは利用され得ないものを排除することを主張するのであつて、決して難點法の根本思想に反對するものではない。そこで豫後は「利用し得る支持點」に據つてすればよいのである。米國に於ては時に四〇の難點か、時には四つの難點が同様の豫後表に立てられてゐる。難點の數は第二義的である。要は實際に重要な徵候の意味のある難點が捉へられればそれでよいのである。更に考察を深めると五〇〇名の任意の輕懲役及重懲役受刑者（Schiedt）の平均資料に於て價値ある支持點として示された或事態が、例へば Trunk によつて研究された（短期の重懲役受刑者）様な場合にはなかつたのであるといふことが明かにされるであらう。そこで個々の刑務所の型に特殊な經驗が集められ、そして特殊な豫後表が立てられねばならぬといふ結論が出されるであらう。従つて例へば少年受刑者、初犯者、累犯者、輕懲役者、重懲役者、保安拘禁者に對する特殊な豫後表が立てられる必要が起るであらう。Exner は之を Trunk の研究から暗示された重要な思想であると言つて居る。

又 Trunk は彼の豫後判定に對する根本原理や、犯罪者の調査吟味の範圍が不充分であるといふ方法論的な意味では少くとも誤謬はないのであつて、困難なのは寧ろ豫後のために判明した事態の考察と評價に在るのであると言ひ、難點法は一定の事態を單に數へることによつてその困難を避け様としてゐる様であるが、併しその場合でもその困難さには變りはないと主張する。何故ならば難點を數へることは本質的なものでなく、現象の像の評價、即ち個々の例に於ける一定の行動が難點として數へられるか否かと本質的問題である。即ち難點法では最後に行はれる全體的評價が個々の部分に分解せられ、この個々の部分の評價が先行するのである。Trunk はそこに難點法の誤謬の根源があるといふ。それ故に難點は實際には「事實」ではなく、その定立には同じく多様な評價が必要なのであるから、犯罪

生物學的方法に對して難點法の方がより正確であると言ふ意見には賛成出来ないと Trunk は言ふのである。

之に對して Exner 自身米國法の批判の所で既に認めてゐる。⁽¹¹⁾ 即ち『人間を認識するといふ心理學的な實踐的な難しい問題を、機械的に取扱ひ計算問題として回答しようとする考へ方に對してあまり同意することが出来ないのである。而してこの計算問題は豫後研究の最後になさるべきものであつて、最初の問題は個々の「要素」が各個人に如何に存在するかを答へることであるが、之は必ずしも單に事實を確めることにのみ限らず寧ろ心理學的評價をなすべきものが含まれてゐるのである。かういふ風に個々の例に就て色々の評價が決定されて初めてこの研究の計算的部分に入る。而もこれは個々の例が過去の經驗と比較せられる所に存するのである。然しこの比較は唯過去に於て此の種のものはかくかくの累犯率であつたといふことを示すに過ぎず、比較せらるべき個別例の個別性の評價は全く尊重せられてゐない。而して其の「豫後表」の適用は一般的環境状態が本質的に異なる様な時には甚だ疑はしいのであつて「好景氣時代」「prosperity」に作成せられた「豫後表」は到底「不況時代」「depression」に於て適用することは信頼し難いのである』と。

II Exner: "kriminalistischer Bericht....." S. 82 本誌十月號九頁(本稿)參照

そして又 Trunk が論文の最後に於ける主張、即ち『改善不能な重罪犯人と其他の犯罪者とを區別するに當つて常に各個人の性格の様態を性格の新知識により規定し決定する様にすべきである。難點は成程色々の生物學的所與や色々の關係の知識を提供し、それから一定の基礎特性を推論し得はするが、併しそれ等は人格に關する「概観」「Gesamtsehen」を與へることは出来なう。そして第一にその内的構造に關し、又彼等の努力、動機や、その精細なる聯關に關し何ものも現はさなう。』要するに犯罪者の人格に對する概観を與へることが犯罪生物學の課題であるといふ犯罪生物學的方法の根本主張に對し、我々も Exner と共に満腔の同意を表するものである。

この點に關し Exner は次の様に言つてゐる。『難點法は主として「記録」に據るものであつて、受刑者の個人的印象や人間の全體的な評價を利用しない。それにも拘らず結果の比較的よいことは注意すべきであるが、併し實際に當つてはこの「概観」が必然的に加はらなければならないものである。それはいくら強調してもし過ぎはないのである。假令難點法に著しい改良が出来たにしても、これは決して個々の例に對して直接豫後を明かにし得る所の本當の豫後方法ではない。この方法は實際には診斷者に思考を節約するための目的に見出されたものではない。寧ろ問題は診斷者が一層廣く省察するための礎地を提供することに在る。而して診斷者は勿論、決してこの礎地の價值を輕視することは許されないのである。併し私も亦難點法の様な分析的な考察法が、心理學的全體評價や人格の全體的考察のせいゝ準備となり得ても決してそれに代るべきものであり得ないといふ意見を持つてゐることは明瞭であつて、今更私がそれを力説しなければならぬものであらふか』と。

たゞ我々は現在の状態に於ける犯罪生物學に對する過信を警戒したいのである。 Rohden も言つてゐる様に 犯罪

生物學的研究の方法は今日では未だ確實性を以て個々の犯罪者に對する豫後の姿を提供する程精密性と完全性に到達してゐないのである。⁽¹²⁾ Cantor は犯罪生物學の依つて以て立つ所の假定、即ち犯人の大きな%は遺傳によつて犯罪の經路に入つて行く様運命づけられてゐるといふことを第一に問題としてゐる。そして Rüdlin の家系解剖による遺傳の研究法の如き精神的肉體的要素の比較的輪廓のはつきりした且つ極端な場合には大して危険なく適用され得るのであるが、併し恐らく無數の社會的經濟的影響を受けて生じたであらう犯罪學上の廣い意味の行爲なるものを取扱ふ様な場合にはそう簡單に適用は出来ないものであるのに、⁽¹³⁾ Viernstein はそれを妄りに利用したと非難してゐる。

又 Rohden は前述の如く生物學的豫後に對する第五の方法として體質と犯罪性との相關關係を擧げてゐるのである

が、之はまだ一義的に妥當な結論とは言ひ得ないのである。

三 von Rohden. 前掲一七一頁

四 Nathaniel Cantor: "Criminological Research in Germany." Journal of Criminal Law & Criminology. April. 1937.

五 本稿六八頁 Sriedt の研究参照 又 Cantor も前掲論文中にもこのことに就て論及してゐる。

又犯罪生物學的人格考察法の根底となつてゐる所の Trunk の言ふ人格の「概観」又 Tenz の言ふ「直觀的把握」なる方法は、やゝもすると人物判斷の獨斷的な感情的なディレクティブに還る危険があるのである。成程 Trunk の豫後の結果はバイエルンの綜合蒐集所に於ける診斷より平均してよい結果を得たことは疑ひない。併し之は Exner も言ふ様にこの豫後が Trunk の様に單に犯罪生物學に精通してゐるのみでなく、彼の全關心をそれに集中してゐる専門家によつてなされたものであつて、それだからと言つて假釋放や殊に保安拘禁の様に重大な決定を安心して委かし得るには平均的に言つて充分信用出來ないことには變りはないのである。而も犯罪生物學的研究は醫師によつて、殊に精神病専門家によつて行はるべきことを主張することそれ自身は、恠に正當であり結構なことであるけれども、併し現在の獨逸の様に刑務所に於て犯罪生物學的な職務が著しく擴張されたために、犯罪生物學的に又心理學的に經驗の豊富でない醫師が診斷を實施しなければならなくなり、それが平均の結果を仲々改善し得ないのである。Petzilka^(七)は次の様に述べてゐる。『最も重要な問題は刑務所の醫師がかゝる研究の實施に一般的に適應してゐるかどうかといふことである。即ち醫師一人一人が事實上どの程度迄色々な資料から理論的に研究をしてゐるか、之に對し直ちに明かなことはバイエルンの刑務所の醫師が全部實際心理學者に對して最も廣く要求せられてゐる所の洞察の能力をも持つ様に命ぜられたとしたら驚くべき不幸に違ひをい。研究の結果は刑務所により、従つて又醫師の人格により、異なるであらうといふ假定は恐らく間違ひないに違ひない。當該醫師の世界觀により、従つて彼の道德的、宗教

的、政策的態度によつて、收容者の人格に就て異つた像 (Bild) を造り上げるに違ひなく』と。

六 von Rohden 本誌十月號七頁 (本稿)

七 Werner Petzilka: "Persönlichkeitsforschung und Differenzierung im Strafvollzug." 1930. S. 50.

勿論このことは犯罪生物學の方法論的價値を少くするものでないにしてもその實用的な意味を失ふことは少なからず。So. 2. 1. Exner をして米國のこの方面に對する努力に注意を向けしめた意味があるのである。かくして Exner は Trunk が難點法を「犯罪生物學的方法」と比較して「劣位に置く」ならばそれは誤解であるといふのである。難點法は犯罪生物學的方法を支持するに他ならないものであつて、その代りをしよとすることはなく、それは必要な經驗的資料を提供するものである。それ故に「豫後表」"Prognosetafel" と言ふより「經驗表」"Erfahrungstafel" といふ方がよしと言ふ。

兎に角犯罪者の社會的豫後に關する米國の研究法や難點法は未だ多くの缺點はあるにしても『受刑者の人格や經歷を特徴づける各個の契機の徵標の意味に關する我々の經驗的知識を、出来るだけ正確に確定したことに大なる價値を肯定すべきである。即ち消極的方面では、我々が屢々過重に評價するけれども實際には犯人の將來の行狀に何等明白な影響を與へ得ない契機を確定した。例へば實務上受刑者の刑務所内の行狀の良好なことが、其改善せられた而して將來も行狀よき徵表として取扱はれてゐるのを常とするのであるが、之が誤りであることがこの研究で證明せられてゐるのである。又他面積極的方面で、其徵表の意味を過小に評價せられてゐた諸點に對して我々に注意を喚起せしめた點も亦價値を認めなければならぬ。』

『何れにせよ何等の方法論的反省のない機械的な「豫後表」の適用は問題にはならないけれども、其儘一概に此の種の研究の實用價値的を否定するならば、其はその努力の意圖する所を誤解するものである。此の種の研究の目標と

する所は裁判官や行刑官を統計學者に、人間認識を計算技術によつて置き換へようとするものではなく、從來専ら直観に委ねられてゐた判断に對し、幾千の個別例を綜合し抽出せられた補助手段を立てようとするものである。而してこの補助手段は正當に利用せられるならば蔑視すべきものではない。^(八)

要之、問題は社會的豫後に關する上述の體系のいづれかを選択するといふのではなく、單純な、獨斷的な、感情的な方法と科學的に確定せられた經驗によつて支持せられる方法といづれを選ぶかといふことに在るのである。我々は獨逸行刑の如き實施方法によつて犯罪生物學的方法の實踐的價値を低めるよりも、寧ろアメリカ行刑に於けるが如く精神病學者と共に心理學者、教育學者、社會學者並びに行刑官より組織せらるゝ分類委員會^(九) (Assignment Board) の制度にその實踐的價値を認めたいのである。我國累進處遇令第九條も亦この制度の採用を是認せられたものと考へられる。

勿論社會的豫後の問題の批判に當つて最も重要なことは改善可能と改善不能の問題であることは言ふ迄もない。併しこの問題に關しては又他日稿を改めて論ずることにした。

八 Exner: "Kriminalistische Bericht:..." 前掲八一—八二頁

九 Samuel Kahn: Sing Sing Criminals 1936. ニンシン刑務所に於ける具體的實例の記述を見ることが出来る。

戒 護 (完・三)

前田 幸之助

- 一 序 言
- 二 國家と在監人との關係
- 三 監獄の目的
- 四 戒護の意義
- 五 戒護と司法警察權
- 六 戒護の限界
- 七 戒護の種類
- 八 従來の戒護概念(以上前號)
- 九 戒護の方法(以上本號)

九 戒護の方法

戒護の手段は直接強制と懲罰との二に分ち得ることは既に述べたところであるが、其の前者に就ては尙之を戒具並に武器の使用及び何等器具を使用せざる狹義の實力行使の三に分ち更に詳述するの必要あるを認め、此處に之を戒護の方法として考察の對象とすることにした

So (三九)

直接強制は實力強制であるが、それは總ての有形力の行使を謂ふものではなく、強制すべき法律上の義務の内容を實現するに相當なる強制、換言すれば被強制者に受忍義務を認め得る範圍内に於ける實力行使を謂ふものである。此の意味に於て戒護強制は權利行為たるの性質を有する。外觀上直接強制に類似するも尙權利行為たり得ぬものは瑕あ疵る強制であつて、之は無効なる行為又は違法なる處分として行政法の一般原則に従ふ。(四〇)

然し他方權利行為としての實力強制は其の内に職權行為と緊急行為とを包含するのであつて、純粹なる意義に於ける戒護強制とは其の職權に屬するもののみを稱し、緊急状態に於ける行為は之を除外せねばならぬ。何とならば緊急行為は監獄法規に依つて規定さるべき性質のもではなく、且又特に監獄作用と關聯して論議するの必要はないからである。それは刑法の一般規定の研究に依つて充分であり、戒護の立場からは特殊なる理論的展開

を期待すべき餘地を存しない。然し兩者共に通常許されない實力の行使が違法性を阻却されると謂ふ點に於て類似性を有するが故と、而して職權の範圍としての戒護の限界の認識が充分なる程度に到達してゐないが故とに依つて、往々混同せられ當然爲さるべき差違の承認を困難ならしめてゐる。即ち或種の行爲が權利行爲たるに争なきところとさるゝも、果して職權なりや緊急行爲なりやは即時決定するに容易ならざる事例の存するを否定することは出来ぬ。監獄官吏たる者須く此の問題を考慮することに慎重なるを要し、或は職權行爲たるべきを緊急行爲なりとして不當に職權の存在を否認し、或は反對に職權たらざるを職權なりとして不法に權力の行使を正當化せんとするの結果を生ぜしめてはならない。例へば外來者が在監者と呼應して騒擾を爲すとき又は在監者其他の者の身體に對して危険なる暴行を爲さんとするが如き場合に於て、戒護執行機關は緊急行爲の例に従つて武器の使用は許されるであらうが、(四一)是等外來者に對する武器の使用は如何にしても職權なりとする事は出来ない。然し是等の者の行爲は明らかに行刑關係の維持に侵害を加ふるものなるを以て、之に對する狹義の實力行使は當然職權中に在らねばならぬ。然らざれば處遇の確保

は監獄官吏のみを以ては完璧を期することを得ないであらう。斯く解してこそ監獄構内を故なく徘徊する者例へば在監者に文書物品を私かに交付せんが爲に外扉に近接せんとする者に對する逮捕權を正當に理解することが出来る。若し夫れ外來者に對しては監獄法施行規則第四十一条の場合以外には職權行使の途なしとするならば、かかる際の逮捕は緊急状態の存するものがない故に違法なりとせざるを得ない。又例へば戒護強制の手段として是認さるゝ戒具並に武器が監獄法の規定を越えて使用され或は其の規定なき場合に使用されたるが如き、又は是等以外の器具たる棍棒、槍、石塊等が戒護手段として使用が可能なりや否や等は、かかる實力行使の形式が監獄法規に規定されず、且條理の上からも職權行使の方法なりとして承認さるゝものではないが故に、戒護手段として考察するの要はなく、是等の形式の具體の場合に於て果して緊急状態が存続したりや否やの事實の認定に繋るものとせねばならぬのである。

斯く兩者を區別するの必要は戒護の限界に於て一言せる如く限界逸脱の戒護強制の效力に重大なる影響があるからである。

然らば次に戒護に於ける職權とは何を謂ふかを明かに

するところがなければならぬ。抑も職權とは職務權限を謂ふものにして通常法令に依り一定さるゝも、而も尙條理又は慣例に依るものなしとしない。殊に監獄作用に關する限り明文の之を規定するは簡に過ぎ一に不文の條理の究明に據らなければ其の職務乃至權限を明かにするを得ない。此の意味に於て戒護に於ける職權とは處遇確保の爲にする權力強制を總稱すべく、其の在監者に對するものは勿論在監者に非ざる者に對しても職權の存立を認むべきである。而して苟くも職權の存する以上被強制者の行爲が作爲であつても不作爲であつても效果に差異はなく、且其の作爲又は不作爲が戒護執行機關に對するものなるも其の以外の者に對するものなるも將又物に對するものなるも如何を問はぬ。共に行刑關係侵害状態の排除として作用し公法上の義務の履行の遲滯なき實現が要求されねばならぬ。

然し何れに在つても職權は無制限に存在すべきものではなく一定の限界を有するのであつて、前述の戒護の限界が之に相當する。而して此の限界内に於ては戒護強制は一の權能たると同時に權能を行使せざるべからざる義務たるの性質を有する。故に作爲に對しては其の侵害に對應する反撃が公務執行となつて現はれ、不作爲に對し

ては一定の作爲の強制實現が亦其の職務執行となつて具體化せられるのであつて、即ち行刑關係侵害の有責任爲に對してはそれに相當する職權の發動が可能であり必須であるのである。之を他面より見れば此の職務執行に對する暴行脅迫が刑法第九十五條に規定する公務執行妨害罪に該當するものでなければならぬ、戒護執行機關はかく刑法の規定に依つて其の職務執行を擔保せられると同時に又これに依つて制限を受けるものである。

一、狹義の實力

監獄法は戒護の直接強制の手段として戒具と武器とを規定してゐるが、狹義の實力の存在を認めないと謂ふのではなく、寧ろ狹義の實力を以て強制手段の通常なるものとし、之のみを以ては足らざる特殊な場合に限り例外的に戒具並に武器の使用を許したるものと解すべきである。故に監獄法第十九條第二十條に該當する場合に於ても狹義の實力にて侵害排除が可能なるときは、戒具並に武器の使用は其の許さるゝ程度に未だ達せざるものとせねばならぬ。而して其の他一般の場合には唯狹義の實力のみが強制の手段たるべきである。從來屢々説かれ警めらるゝが如く狹義の實力は如何なる時にあつても存在すべからずと爲すは人權蹂躪の聲に畏怖し徒らに必要にし

て合法的な手段の施用を逡巡したるものと謂はざるを得ない。狭義の實力は必須にして適法である。既に特別權力關係と稱する以上此の關係の維持には狭義の實力は不可欠の要素である。若し強制手段が戒具と武器とに限られるとすれば、監獄法第十九條第二十條に該當せずして而かも行刑關係の侵害に相當する行爲に對しては何を以て對處すべきであらうか。如何なる執行形式に於て在監者に命令するのであらうか。戒護執行機關は武者人形ではなく命令の實現に有效なる權力を行使する實力者でなければならぬ。

然し狭義の實力も一定の限度があり無制限に容認せらるゝものでないことは勿論である。それは公務執行に必要なる範圍にのみ適法性を有すべく、之を超過するときには既に職權と稱し得ないが故に其の適法性を主張する餘地はない。而して又職權の範圍内に於ては侵害行爲と之に對する實力とは均衡を維持せねばならぬことも當然である。必要以上の實力行使は無權限の行爲である。故に處遇上に於ける義務不履行の場合に被強制者の身體に實力を加へ以て必要なる作爲、不作爲を要求するは、執行機關自ら之を職權行使なりと認むるに充分なる根據を要するのみならず、然かすることが義務の内容を實現す

るに必要な客觀的狀態が存在せねばならぬ。或は此の客觀的情勢の要求する程度に至らざるに先ち神經過敏となつて實力を行使し、或は其の程度に至るも之を過大視し以て對應する實力に均衡を破るものありとすれば、何れもそれに依つて生ずるところの結果に對して違法の責を免れざるに至る。然し苟くも主觀客觀の條件にして具備するならば戒護實力の行使は有效且適法なるのみならず、更に進んで戒護執行機關は速時適切なる實力行使の義務を負担する。

此處に最も注意すべきは如何に條件が充足されたりとするも、狭義の實力は傷害又は體罰の程度に至るを得ないと謂ふことである。刑罰の執行並に確保なる觀念中には死刑執行の場合を除き何等殺傷を意味するものがない故に、傷害は常に職權とは稱し得ない。其の特に許さるゝは武器使用の場合であつて、これ以外に狭義の實力を以て被強制者に傷害を與ふるは如何なる場合であつても權限逸脱であり、法規の認容するところではない。

體罰に關しても同様である。實際上の效果よりして體罰の有する機能は他の手段よりも適切である場合が多いであらうと思はれるが、監獄法は狭義の實力以上に涉る

こと明かな體罰に關し何等規定しなかつたことよりして、體罰は法規の認むるところではないとせねばならぬ。體罰を課するには須く法律の根據を要する。即ち監獄法に於て懲罰の一種として認むるか、又は之と別種の戒護執行方法として規定するかの要あるものである。現在體罰の許さるゝ例は矯正院及教護院に於ける在院者に對する場合に之を見得るのであるが、是等は何れも法律の明かに認むるところである。即ち矯正院法（大正十一年四月法律第四三號）第十條は「矯正院ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ在院者ヲ懲戒スルコトヲ得」る旨規定し、之に從つて矯正院處遇規程（大正十一年十二月司法省令第三四號）第十六條は在院者に對する懲戒として譴責、褒賞の剝奪、端座、直立、屏居を認めたる後、是等の「懲戒ニ依リテハ其ノ目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ體罰ヲ行フコトヲ得」るものとした。又同法第十一條及び少年

教護法（昭和八年五月法律第五五號）は共に院長は在院者に對し親權を行ふ旨規定してゐるが、親權は民法に定むるところであつてその内第八百八十二條第一項は「必要ナル範圍ニ於テハ其子ヲ懲戒」するを得るものとし、而して此の懲戒は體罰を含むものとされてゐる。監獄法は體罰に關する規定を設けざるのみならず、又在監者に

對して親權を行ひ得るものと爲す明文も存しない。故に在監者が民法上の未成年者であつたとするも之に對して體罰を課し得ないものと解さねばならぬ。

二、戒具

イ 戒具の性質

戒具とは在監者の逃走、暴行又は自殺を鎮壓防制する爲通常行刑關係に於て認められてゐる以上に其の自由を拘束する器具を謂ふ。即ち特別戒護に於ける直接強制の執行手段である。戒具は次に述べる武器と共に戒護強制の重要な部分を占むるものであつて、行刑關係に於ける處遇の維持實現に當り狭義の實力のみを以ては危懼を感ずる場合、之が補助として又延長として特に法律に依り認められた執行方法である。元來戒具は監獄なる觀念中に包含さるゝものであつて、戒護の目的達成に關しかかる器具を設備するは止むを得ざる必然性に基くものとせねばならぬ。

ロ 戒具の種類

戒具が監獄に當然伴ふものとするならば其の種類並に製式を定むるに當つて、之を監獄独自の立場よりして獨特のものを選定するは毫も差支へない。然し在監人の自由を高度に拘束するものなるを以て須く法律に依つて規

定さるゝを要する。監獄法施行規則第四十八條が監獄法第十九條の委任に依り之を定めたのは妥當である。之に依れば戒具は鎮靜衣、防聲具、手錠、聯鎖及び捕繩の五種であり、(四二)其の製式は司法大臣の定めたものでなければならぬ。(戒具製式改定ノ件 昭和四年五月訓令行甲第七四〇號)此の種類並に製式に該當せぬものは假令逃走、暴行又は自殺の鎮壓防止に有效なりとするも戒具としての要件を具備せざるものである。故に昭和三年の改正前迄認められてゐた窄衣、鉢の如き又は瓢箪錠、棒錠と稱せられるものゝ如き特異の種類又は製式の器具は現行監獄法に謂ふ戒具ではない。(戒具使用上注意ノ件 昭和二年所長會議注意)

ハ 戒具の使用

戒具を使用し得べき者は在監者に限り、其以外の者が如何に暴行を爲し又は在監者を逃走或は自殺せしめんが爲に行動を爲すも其の者に對する戒具の使用は許されない。

在監著に對しては逃走、暴行若くは自殺の虞あるとき又は監外に在るとき四つの場合に限り使用が可能であるが、其の何れに在つても之を使用せざれば處遇の確保が得て望むべからざる程度に危険が大なるを要する。即

ち戒具を使用せずして放置するに於ては逃走、暴行若くは自殺の結果が事實招來され繼續され又は具體的に充分なる危険を以て招來繼續されんとする例外的な場合にのみ許さるべきものである。單にかゝる結果が生ずるやも知れずとの憶測あるに過ぎざるときは未だ以て使用可能の状態に達したりとは稱し難い。(鎮靜衣等の使用上に関する件 昭和四年五月行甲第七四九號)(四三)然し監外に在るときには是等の結果發生の可能性が監内に在るときに比しより大なるが故に、危険が具體的に大なる蓋然性を有するに至るを俟つことなく、即ち監内に在るときには許されざる程度にあつても、特に戒具々使用して差支へないものとせねばならぬ。斯く解してこそ監獄法第十九條に逃走、暴行、自殺と並べて監外に在るときと規定した趣旨を窺ひ得る。

然し戒具の使用が許さるゝ場合に於ても、逃走、暴行又は自殺等の行爲に對しては夫々に有效なる戒具が選定されねばならぬと謂ふことは論を俟たずして明らかなるところであつて、本來その有する効果を充分顯現し得ざる戒具の使用は法規の認めざるものとせねばならぬ。監獄法施行規則第五十條は此の不適當なる強制手段の用ひらることなきよう各種の戒具に就き夫々の使用範圍を

定めた。即ち逃走に對しては手錠及び捕繩、暴行に對しては鎮靜衣、手錠及び捕繩、制止を肯んぜず大聲を發する者に對しては防聲具、自殺の虞ある者に對しては鎮靜衣、手錠及び捕繩、護送中の者に對しては手錠及び捕繩、監外作業に就く受刑者には聯鎖の使用のみが可能である。故に逃走に對する鎮靜衣、防聲具及び聯鎖、暴行に對する聯鎖、喧騒者に對する防聲具以外の戒具、自殺の虞ある者に對する防聲具及び聯鎖、監外作業に就く受刑者に對する連鎖以外の戒具、護送中の者に對する鎮靜衣及び防聲具の使用は何れも是等危険の鎮壓防止に不適當なるを以て違法とされるのである。然し監外に在る者が暴行又は自殺の虞あるときには鎮靜衣及び防聲具の使用は適法である。然し同條第三項は護送中の者には鎮靜衣を使用するを得ない旨規定してゐる。理論上より主張さるゝのではなく、對社會的な考慮より禁止したものである。(四四)

是等の制限の外に公判廷に於けるものが存する。即ち被告人は公判廷に於て身體の拘束を受くることがない故に、(刑訴第三三二條)戒具を使用するを得ない。受刑者には此のことはないが、證人として出廷したるときにはやはり同様の考慮から戒具の使用は裁判長の意見に従

ふべきである。(受刑者を證人として出廷せしめたる場合戒具使用の件 大正五年七月監丙第六七八號)

監獄法第十九條は「戒具ヲ使用スルコトヲ得」となし、使用は必然性を有せざることを明らかにしてゐるが故に、若し使用可能の場合に於ても危険性の小なるもの、又は他の方法例へば拘禁分類の變更、轉役等に依り防遏が可能ならば之を使用せざるを適當とする。(收容者自殺豫防に關する件 大正十一年五月監甲第六五七號)殊に構外作業に従事する受刑者の如きは逃走等の虞なき者を選択するを以て戒具の使用は極めて例外的な場合を除き通常は許さるべきではない。施行規則も注意的に「必要アリト認ムル者ニ限り」としてゐる。規定なくとも同様に解すべきである。

戒具の使用は各戒具の有する效用を其の儘顯出するを目的とするのであるが、其の效用の一部分のみを發揮せしむるも敢て不當なりとはせられぬものと解する。故に例へば聯鎖使用に當り二人毎に連縛することなく一人のみに之を施す所謂獨鎖の方法を以てするも戒具使用と稱して差支へないであらう。

然し此處に最も注意すべきは戒具の濫用である。戒具は處遇確保の爲の逃走、暴行及び自殺の防止手段として

認められた戒護強制執行の一方方法たるが故に、此の目的以外に涉り使用し得ざると共に、戒具の有する自由拘束の範圍外に出づべきでない。故に之が使用に當り或は懲戒の具に供し或は犯則取調の用に當つるが如き、又は直接間接に在監者の身體に止むを得ざる拘束の苦痛以上の障害を及ぼすが如きは嚴に之を警めねばならぬ。施行規則に於て鎮靜衣及び防聲具の使用時間に制限を設けたのも此の趣旨に依る。(鎮靜衣等の使用上に關し注意の件昭和四年五月行甲第七四九號、昭和二年所長會同注意)

然し他方戒具の濫用を警戒するの餘り其の運用の敏活を缺くは更に戒心せねばならぬところである。監獄法施行規則第四十九條は典獄の命令がなければ戒具を使用するを得ない旨規定してゐるが、かくては徒らに其の手續を慎重ならしめ監督を嚴ならしむるの結果、臨機の處置を採り得ざるに至ることが多い。此處に謂ふ典獄とは監獄官制第五條及び第六條に依り監獄の長及び分監の長を指すものと解するが、是等の長の許可を必須なるものとせば、使用の必要に應じ急速に許可を得ることは事實上不可能又は困難なる場合、例へば護送途中に於ける喧騒行爲等に對しては防聲具を使用するを得ざるの結果とならざるを得ない。故に此の規定に對しては改正の必要あらざるを得ない。

であらう。然し我國に於けるが如く兵力は之を最後のものと爲し、先づ以て監獄官吏の實力に依り處遇の確保を圖るものと爲すに於ては、監獄官吏に武器を携帯せしむるは其の便宜大なるものが存する。

而して一度之が携帯を是認する以上は其の使用の範圍を明定し不當に殺傷の結果を生ぜざらしむる爲嚴重なる監督を必要とする。かゝる考慮よりして武器に關する規定は法律を要すべきものであり、其の意味に於て監獄法第二十條は重要なる意義を有する。

□ 武器の種類

監獄法第二十條は戒護の方法としての武器の種類を豫定した。即ち法令に依り監獄官吏の携帯する劍又は銃と規定し其の詳細を他の法令に委ねた。武器は其の種類多種多様なるも監獄官吏に許さるゝものは劍又は銃に限る、加之それは法令に依つて定められたものでなければならぬのである。即ちこれ以外の武器又は武器に代用し得べき槍、薙刀、棍棒等の利器は其の使用が許されぬと同時に、劍又は銃と稱するも日本刀又は機銃の如く規定さるゝところなきものは亦監獄法に認められた武器ではない。

劍に付ては明らかに其の様式を規定せるも、(監獄官吏

るを認むるのであるが、差當り現實の困難を緩和する爲、此の規定を以て行政法上の命令規定なりとし、典獄の命令なくとも要急の場合之を使用するは何等違法なるものではなく、且かゝる場合は典獄の事前の默諾ありしものと解するも不當ではあるまい。(四五)

三、武器

イ 武器の性質

武器とは殺傷を目的として作成せられた器具器械を謂ふ。監獄の目的が死刑執行の場合を除き殺傷に存せざることよりして、武器は元來監獄の觀念中には存在せざるものであり、従つて監獄に必須又は特有のものではないとせねばならぬ。此の點に於て戒具と異なる根本的の性質を有してゐる。然し處遇の破壊が現實にして影響するところ大なる場合、而して狹義の實力又は戒具を以てして其の侵害行爲又は侵害状態の鎮壓及び除去が期待し得られない例外的な場合には、戒護權力内に於て強度の實力を行使することは頗る事宜に適したものとせねばならぬ。即ち武器を戒護手段として認むるや否やは理論上決定さるゝものではなく、事實上の便宜如何に繋るものと謂ふべきである。故に他國に存在するが如き守兵制度を採るに於ては監獄官吏に武器を携帯せしむる必要はない

服制)銃に付ては何等規定がない。然し拳銃保存及取扱方ノ件(大正元年十一月監甲第二八〇號)銃器携帯ノ件(大正十一年六月行甲第九二六號)小銃ノ携帯保存操用法等ニ關スル件(大正十二年五月行甲第七二一號)等に鑑み二十年式拳銃及び四十四年式騎銃を以て制式とすべきであらう。但し是等と異なる様式の銃を交付し以て携帯せしむることありとするも嚴格なる意味に於て違法なりとすることは出来ぬが、其の爲には其の構造、取扱方等に付て規定を設くる必要がある。一般的に銃に付ても監獄に於て用ひらるゝものに關しては劍に於けると同様統一的な規定の成立が望ましい。

ハ 武器の携帯

監獄法第二十條は武器の使用に關する職務權限を規定したものであつて、携帯に關しては其の範圍、性質を明らかにすることなく他の法令に規定さるゝことが豫期されてゐる。元來武器の携帯は帶刀禁止令(明治十七年太政官布告第三十八號)銃砲火藥類取締法(明治四十三年法律第五十三號及び大正六年法律第二號)及び治安警察法(明治三十三年法律第三十六號)に依り通常禁止さるゝところのものであるが、監獄官吏は其の職務執行の手段として禁止を解除されてゐるものなるが故に、武器の携帯それ自身も一

の職務であり一の権限であると考ふるべきではあるまいか。

然し武器の携帯と使用とは別個の問題であつて、携帯を許さるゝが故に直ちに以て使用が是認されたるものと爲すを得ない。共に公法上の権利であり、一を離れて他を思考することは不可能であるが、一を廣い範圍に認め他を極限した程度に許すことは理論上毫も差支へないのみならず、實際上も其の必要が大である。我が法令が兩者の間に緊密な關係を認めつゝ之を別個のものとして規定したのは妥當であつた。然し使用は常に携帯に伴ふべきものであつて、携帯の権利なき者には使用の権利はない。

法令に依り認められた携帯の場合は次の通りである。

第一 拳銃

- (一) 常時携帯 之は監獄の巡警、監外の作業に就く受刑者の戒護並に見張所及び外門の警衛に従事する者であり、現在の危険有無に拘らず必ず携帯するを要する。(明治四十一年十一月勅令第二八九號)
- (二) 臨時携帯 之は司法大臣の特に定めたる場合に於ける戒護従事の監獄官吏である。携帯は必須ではないのであつて、之を許すと否とは監獄當局の任意裁断に委ね

十三年一月獄監局獄務課長通牒監甲第一二號

第二 小銃

小銃は拳銃に比し其の效力確實にして、且殺傷の程度大なるものあるを以て之が携帯は更に制限を加へた。即ち常時携帯は原則として之を認めず、臨時其の必要の生じた場合及び特に必要を認め本省より指定したる場合に限るものとし、以て拳銃の不備を補ふ爲なることを明にした。(大正十二年五月行甲第七二二號) 而して其の携帯の場合とは、

- (一) 前掲明治四十一年司法省令第三十一號中 (イ) 天災事變のとき、 (ロ) 收容者逃走の目的を以て多衆騷擾するとき
 - (二) 同年勅令第二百八十九號中 (イ) 刑務所に多衆來集し不穩の行動ある場合に於ける外門見張所並に巡警勤務のとき、 (ロ) 監視區域の廣遠なる見張所又は設備外大耕耘地、遠隔地に出役する伐木場其他泊込作業等戒護範圍の廣大なる場合の勤務にして特に本省より指定したるもの
- である。尙是等の場合と雖も常時に在りては日没後日出前に携帯することを許さぬ。
- 此の規定に關し注意すべきことが二ある。其の一は前

られてゐる。前者と異るところは携帯に先立つて危険が発生してゐるのである。而して其の司法大臣の特に定めたる場合とは 一、天災事變のとき 二、在監人が人の身體に對し危険なる暴行を爲し又は爲す可き脅迫を加ふるとき 三、在監者が危険なる暴行の用に供し得可き物を所持し其放棄を肯んぜざるとき 四、在監者が逃走の目的を以て多衆騷擾するとき 五、逃走を企てたる在監者暴行を爲して捕拿を免がれんとし又は制止に従はずして逃走せんとするときの五である。(同勅令、明治四十一年十二月司法省令第三一號)

是等の場合は何れも監獄官吏の職權に於て鎮壓防止を圖らねばならぬ犯罪の危険性が相當程度に於て蓋然性を有するか、或は緊急状態の發生が充分可能性を備ふるに至つた場合である。武器使用權の範圍と相應するものであり、使用の必要なことが明白に推測さるゝときにはこれ等の場合と雖も携帯は許さるべきでないかと考へねばならぬ。而して此の種の危険は在監者護送の場合にも起り得べきを以て萬一其の場合に遭遇したならば使用を許さるべき筋合に付、臨機の處置を採り得る様護送の際豫め其の護送官吏に拳銃を保管せしめ得ることは當然である。然し拳銃に限るのであつて小銃は許されぬ。(明治四

掲省令第三十一號に關しその二、三及び五の場合には拳銃は許さるゝが小銃は認められないことである。蓋し是等の場合は其の影響するところ他の二に比し小にして、拳銃を以て充分其の目的を達し得るが故にかく定められたものと考へられる。其の二は勅令第二百八十九號に關するものであり、其の制限は尙緊縮されたる點と、在監者に非ざる者來集し不穩の行動ある場合に就き規定せる點とである。在監者に非ざる者に對し武器を使用することある場合を豫想してゐるものである。

第三 劍

法令に依り劍を携帯し得べきものは監獄官吏服制(昭和三年七月勅令第一七四號)により典獄、典獄補、看守長、看守部長及び看守である。是等以外の監獄官吏は劍を携帯するを得ない。此の點銃に關しても規定はないが同様に解すべきである。女に對しては劍の制定なきを以て携帯は認められてゐない。

劍は看守部長及び看守に在りては貸與すべきものとし、自辨に依る私物を認めない。故に之を毀損紛失したる者あるときは代品を貸與す。但し其の毀損紛失が過失怠慢に出でたるものなるときは其の代料辨済の責に任す。免職、休職、轉職若は死亡の際は之を還納せし

む。(看守給與品及貸與品規則 明治三十一年十一月勅令第三三二號)

劔の制式に付ては監獄官吏服制及び看守部長ノ刀及刀緒ノ件(大正十二年八月行甲第一二五四號)に依り夫々の階級に相當するものを定む。

禮裝常裝共に劔を佩用すべきを原則とし、典獄、典獄補又は看守長に在りては平常勤務の際特に便宜ありと認むる場合に限り設備内に於て之を佩用せざることを得る。但し戒護勤務の者又は非違者警戒其の他勤務の性質上特に佩用を必要とする勤務に従事する場合は此の限りでない。看守に在りては勤務の性質上特に必要ある場合、即ち保健助手又は事務看守として勤務する場合並に居房捜査、教誨、教育の立會及び夜間の舍房、病舎、少年區、女區の勤務に従事する場合に限り設備内に於て之を佩用せざることを得る。但し工場取締、門衛、見張其の他非違者警戒の勤務に従事する場合は此の限りでない。

劔は長短二種に分たれ、長を以て原則とする。短は典獄、典獄補、及び看守長に在りては平常勤務の場合之を佩用し得るも、戒護勤務の者は消防演習、護送、逃走者の搜索其の他建築場勤務若は之に類似の勤務に従事する場合の外之を佩用するを得ない。看守に在りては保健助

第一 使用の場合

武器を使用し得べき場合は監獄法第二十條に定むるところであるが、之を分説すれば次の如くである。

(一) 在監者に對してのみ使用し得る。

在監者たる以上既決未決を問はぬ。苟も監獄法第十一條に依り適法の文書を具備して入監したる者には全部に適用がある。護送中に係る者も尙在監者と稱するを妨げぬ。逃走したる場合は監獄官吏は監獄法第二十三條に依り逃走後四十八時間内に限り之を逮捕することを得と雖も、これは逮捕の便宜上しかく規定したるに止まり、逃走既遂後は在監者と稱し得べからざるものなるを以て、之に對する武器使用は一般人に對すると同一に解すべきである。而して在監人に非ざる一般人に對しては刑法第三十六條第三十七條に該當すべき緊急状態の存在したりや否やに評價の根據が置かれねばならぬ。故に多衆刑務所を襲撃し又は在監人奪取の目的にて暴行脅迫等を爲すことあるも監獄法第二十條に依る武器の使用は認められぬのである。(四六) 小銃に關し刑務所に多衆來集し不穩の行動ある場合に於ける外門見張所並に巡警勤務の者に之を携帯せしめ得るの規定あるも、之は單に携帯を許したるに過ぎず使用を是認したるものではない。唯情況急迫

手、事務看守、銃携帯の巡警、見張、門衛勤務の看守及び病舎、少年區、女區勤務の看守並に建築場、機械作業場又は設備外勤務に従事するものにして特に必要ありと認むるものに限り之を佩用することが出来る。

而して劔は服裝に伴ふものにして制服を着用せずして帶劔するを得ない。故に典獄、典獄補及び看守長に在りては教化上又は外部との交渉上必要ある場合、其の他特殊收容者の護送、逃走者の搜索又は之に類似の勤務に従事するものにして刑務所の長に於て特に必要ありと認むる場合に限り制服を着用せざることを得るが故に、かゝる場合劔の佩用なきは勿論である。(刑務官吏服裝規則 昭和三年七月司法省令第五號及び刑務官吏服制等實施に關し注意の件 昭和三年七月行甲第一三三九號) 此の他勤務外に於て制服を着用せざるときは等しく劔を携帯することを得ない。

二 武器の使用

使用とは武器本來の效用を顯現せしむるの意味であつて、殺傷の結果に至らしめ又は至らしむるの可能性ある状態を生ぜしむるを謂ふ。故に單に威嚇の目的を以て空砲を發し拔劔するが如きも、それに因つて殺傷の脅威を惹起せしむるが故に使用と稱するを妨げない。

し緊急行爲の行はれ得べき場合多きを豫想し、豫め携帯せしめたのみである。緊急行爲を豫定し之に對する防衛手段を未だ侵害行爲の發生せざる前に講じ置くことのは非は論争あるところなるも、携帯はそれ自身一の公權なるを以て使用を離れたる考慮に於ては之を通常の緊急對抗手段と同一に論ずるを得ないものが存する。

(二) 監獄法の規定する四個の場合に限る。

(イ) 人の身體に對して危険なる暴行を爲し又は爲す可き脅迫を加ふるとき

暴行は廣く有形力の行使を謂ひ、脅迫は畏怖心を生ぜしむる目的を以て害惡を通知するを謂ふも、本號に於ては何れも其の程度の危険なることを要する。危険とは殺傷害惡の程度の大なるを謂ふに非らずして、相手方の反抗心を抑制するの意に解すべく、有形力を行使して抑制するを危険なる暴行とし、暴行を加ふることを通知し以て精神的に抑制するを危険なる暴行を爲す可き脅迫とする。(四七) 而して何れも人の身體に對するものなることを要する。身體中には生命をも含むものと解するが、自由、名譽、財産に對するものは未だ以て本號に該當せぬ。人の身體に對するものたる以上は其の在監者たると監獄官吏たると又其以外の者たるとを問はぬ。携帯乳

兒、參觀者等を含むのみならず、監獄と何等關係なき一般人の身體に對する場合にも適用がある。暴行脅迫は主觀的に存在するのみならず客觀的にも存在するものでなければならぬ。即ち被暴行者被脅迫者に於て實際暴行を受け又は畏怖したるのみならず、尙且一般の場合に於ても同様なる状態が存在する程度のものたるを要する。故に其の危険程度の認定に當り周章狼狽し以て侵害を速断し過大視するが如きことあつてはならぬ。監獄官吏は平素在監者に對し特別權力關係の權力行使者として優勢なる地位に在るを以て、實際監獄官吏自身が暴行脅迫を受けることは稀であらうが、然も尙之ある場合あるを以て此の際の認定は特に慎重なるを要する。暴行脅迫の目的が何れに在りやを問はざるが故に逃走の目的あるを要せぬ。

(ロ) 危険なる暴行の用に供し得可き物を所持し其放棄を肯ぜざるとき

危険なる暴行の意義及び所持の目的が逃走に在るときのみに限らぬことは前號に同じ。本號に於ける暴行は人の身體に對するものなることを要せぬが故に財産殊に監獄の器具、器械、建造物等に對し侵害を與へ得べき物も包含さる。而して其の放棄を肯ぜざるときとは明白に暴

行の犯意を認め得べき場合即ち外部行爲を通じて所持者の悪性を認識し得べき状態に在るときを謂ふ。之に附隨して不穩行爲の存在することを要するものではないが、實際には其の存在がなければ放棄を肯ぜざるときとは稱し難かるべく又犯意を認め得ないであらう。放棄とは自らそれが支配を他に移轉するを謂ふ。單に其の支配より離脱するのみにては足らず、離脱と同時に安全且確實に他の支配下に置き又は置き得べき状態を生ぜしめねばならぬ。其の支配は必ずしも監獄官吏の支配たるを要せずと雖も、尙其の支配可能の状態を要する。而して所持と放棄を肯ぜずとの二を備ふるに至つて始めて本號の適用を受くるものである。本號に於て物とは器物等の如く狭義に解すべきに非ずして總て危険なる暴行を惹起し得べき可能性を有するものを意味すべく、火藥、石油、硫酸、燐寸等の包含さるゝは勿論、木石、瓦礫と雖も之を投じ又は相衝つ等のことよりして暴行の目的を達し得べき手段となるときは本號に於て物と稱するを妨げない。(四八)

(ハ) 逃走の目的を以て多衆騷擾するとき

騷擾の觀念中には暴行脅迫を含む。故に單なる喧騒にては足らぬ。但し其の暴行脅迫は最廣義に解すべく、苟

も有形力又は無形力の行使あらば足り、その人に對すると物に對すると將又相手の反抗心を抑制せしむると否とを問はぬ。但し逃走の目的を有することを要する。而して逃走と多衆騷擾との間には相當なる因果關係あるべく、具體的に騷擾を手段として逃走を圖らんとする場合なるを要する。逃走せしむる爲に爲す騷擾も之に入る。單なる騷擾あり、之に加功せざる他の者が之を利用して逃走せんとする場合は之に入らず。逃走の目的ある者とのなき者と共に騷擾を爲す場合は、之を有する者に對してのみ武器の使用を許さる。但し兩者を區別することは困難なること多かるべく客觀的に之を有するものと認め得べき場合は許されたるものとせねばならぬ。多衆とは二人以上を謂ふを以て數十人或は數百人なるを要しない。

(ニ) 逃走を企てたる者暴行を爲して捕拿を免れんとし又は制止に従はずして逃走せんとするとき

此の場合の暴行を最廣義に解すべきこと前號に同じ。逃走せんが爲に爲す脅迫は本號に該當せず。暴行は逮捕者に對するものなるを要しない。捕拿は捕拿の權能を有する者に限らずして、刑事訴訟法第二百五條に依り現行犯人として逮捕に當りたる者をも含む。制止に従はず

ハは監獄官吏の實力支配内に繼續的に留まり又は此の支配内に入るを拒むの意にして、單に一時的に命に従はずりしに過ぎざる場合の如きは未だ以て本號を適用すべき限りでない。本號は暴行を爲して捕拿を免れんとする場合及び制止に従はずして逃走せんとする場合の兩者を通じて、暴行及び制止に従はざることに依り容易に逃走の目的を達し得るときの規定なることに注意を要する。容易に逃走し得るが故に前記各號の規定に於て見るが如き危険の程度及び多衆の暴行脅迫等の制限を設けずして前三者に比し武器の使用を容易ならしめたのである。故に逃走が容易ならざる場合例へば晝間監視嚴重なる設備内に於て制止に従はずして逃走せんとする者ありとするも、その外圍塀に達せざる間は如何に馳驅するも未だ監獄官吏の實力支配内に在りて逃走困難と認むべきを以て之に對し直ちに武器を使用することは許さるべきでない。暴行を爲すも直ちに捕拿し得る場合の如きも亦同様である。

第二 使用の程度並に範圍

武器の使用も戒護の限界に關する一般原則に依據せねばならぬことは勿論であるが、それは非常戒護に於ける最も強度の權力行使なるを以て、特に其の越權濫用が警

められなければならない。即ち法律の表面上は使用が是認さるゝ場合であつても、尙武器の特質と監獄の目的との較量に依り、條理上許容すべきに非ざるものと考へられる場合が有り得る。故に前記各號に該當する場合ならば武器の使用はあらゆる點に於て違法性を阻却されんと爲すは早断なりとせねばならぬ。かゝる場合其の使用は一應職權行爲として適法なりとせられるであらうが、更に各個の具體的な場合に於て果して武器を使用すべかりし時なりや否やの事後の價值判斷が爲されねばならぬ。使用に於ける可能性と適法性とは一は事前の状態であり他は事後の批判なるが故に、兩者の間には區別の必要があり實益がある。かゝる意味に於て武器使用の限界に關し左の點に注意すべきものが存する。

- (一) 狹義の實力又は戒具使用にて目的を達し得べき場合は武器使用の限りでない。これ武器が他の戒護強制方法の不備を補ふ目的を以て且最終手段として認められたることよりして知り得らるゝところである。
- (二) 劍の使用のみにて充分なるときは單に劍のみが許されたるものと解すべく、等しく武器の使用なりとするも、之より強力なる強制方法たる銃の使用は適法程度を超過するものとせねばならぬ。小銃と拳銃との關係も同

様である。

- (三) 使用が許されたりとするも濫りに殺傷の結果に致すは法律の趣旨に合致せざるものなるが故に、死より傷に、重より輕に、其の結果をして常に最小限度の反撃たらしむるの用意が必要である。故に若し使用の威嚇のみにて侵害排除が可能であれば、死傷の結果は均衡を保持せざりしものとしての評價が爲され得るだらう。
- (四) 即ち使用可能であり且其の使用が適法である場合にも常に必要程度に止むべく、或は必要の限度を超え、或は戒護の目的達成に何等寄與することなき權力の行使は法規の認めざるころである。
- (五) 天災事變の時は銃の携帯を許さるゝも、之を以て直ちに使用が許されたりと爲すを得ない。唯監獄法の規定又は緊急行爲の行はれ得べき場合多かるべきを思ひ豫め携帯を許したるに止まる。
- (六) 武器使用は戒護強制の有責者に對してのみ許さるべく、何等關係なき者に危害を及ぼすべからざると共に四圍の情況に依り之を必要とせざるに至りたる時、即ち侵害行爲又は侵害状態の消滅後は直ちに之を停止すべきである。(警察官吏武器使用規程第三條第四條參照)
- (七) 使用は携帯に伴ふべきものであり、携帯の權利なき

ときは使用の權能はない。故に制服を着用せずして武器を使用するの違法なるは勿論であるが、假令之を着用するも前掲携帯の範圍に於て述べたるが如く、其の携帯が認められぬ場合に在りては如何に危険性が大きなりとするも銃殊に小銃の使用は許されない。

(八) 但し以上の如き制限ありとするも、監獄官吏は監獄法に規定されたる以外には如何なる場合にも使用が許されぬとするのではない。唯かゝる場合には監獄法に於ける使用と稱するを得ないと謂ふに止まり、一般法規殊に刑法の適用を受けるのであつて、若し其の使用にして緊急行爲に相當するものがあれば刑法第三十七條第二項に該當せざる限り依然違法性を有せざるものとされるのである。其の結果次に述べるが如く警察官吏の武器使用と何等異るところなきに至ることが考へ得られる。

第三 使用の性質

監獄法第二十條に依る武器の使用は職權行爲にして刑法第三十五條に所謂法令に因り爲したる行爲として違法性を阻却されるものと解すべきに拘らず、通説は之を正當防衛又は緊急行爲として刑法第三十六條第三十七條に依り評價さるべきものなりとすることに關しては前に一言せるところであるが、今再び此の問題を取上げて其の

性質を検討することにした。

抑も監獄官吏は行刑關係維持の爲に戒護權力を行使する職權を有する。其の爲には或は懲罰手段を用ひ或は狹義の實力を行使し或は戒具を施用する。而して是等の手段方法が戒護權力の表象的形式なりとすれば、等しく處遇確保の爲の武器の使用も戒護權力の徴表であり戒護強制の表現でなければならぬ。然らば武器の使用なる概念は戒護權力より發したるものであり、監獄作用の一分野に屬するものでなければならぬ。故にそれは當然に監獄に於ける職權の立場より論究されねばならぬ性質を有するものと考へざるを得ない。(四九)

而して又監獄法の規定の形式及び内容よりしても、其の使用が單なる放任行爲に基く權利行爲に非ずして、更に進んで職權行爲に基く權利行爲であり、「使用權」と謂ふに適當なる所以を知ることが出来る。即ち

- (一) 之を正當防衛又は緊急行爲と解するならば監獄法第二十條は無意義な存在たらざるを得ない。何とならば緊急行爲なる概念は監獄作用にのみ特有なるものではないが故に、それは監獄法に規定すべき性質のものではないからである。或は又刑法の一般規定が甚だ抽象的にして實際の場合に當り疑義なきを得ないが故に、常に武器を

携帯し之が使用の他に比し多かるべき監獄官吏をして困却するところなからしめんが爲に、之が具體的なる説明若くは詳細なる解釋を定めたるものと解するならば、而してかゝる説を懐く者の多きは認め得られるところであるが、其の規定の内容に於て明かに緊急行爲以上に出づるものあるを如何にせんとするのであらうか。思ふに緊急行爲に關するものは刑法に規定すべく、而して之が規定ある以上それを以て充分なりとすべく、此處にこと新らしく監獄官吏にのみ特殊の形式を以て規定する要は毫もない。

(二) 監獄法第二十條は刑法の緊急行爲に比し其の規定するところの範圍を異にしてゐる。例へば第二號第三號に於ては急迫なる侵害若くは現在の危難なるものが刑法に於て要求さるゝ程度に迄到達するを要せずして武器の使用が可能である。又他方監獄官吏の武器使用が性質上他の強制手段を以ては目的を達し得ざる場合に限り許さるる點に於て使用は更に制限を受けてゐる。即ち此處に規定する各個の場合を仔細に考察するときには緊急行爲に比し其の範圍は或る時は廣く或る場合は狭いことが看取されるのである。監獄法の規定は緊急行爲のそれと類似するものが多い。然し乍ら相似たるの故を以て同一なり

とすることは出来ぬ。監獄法に規定するところのものはかゝる類似の場合に於て權力行使の必要多かるべきを以て、其の職務執行をして遺憾なからしめんが爲に、職權行使として武器の使用を認めたるものと解すべきである。

(三) 監獄官吏の武器使用は法律に依り規定されたものであり、當然刑法第三十五條の法令に由る行爲と解すべき根據を充分具備してゐる。而して監獄に於ては行刑關係の維持に當り權力強制を用ふべきことが多々あることは豫想に難からざるところであつて、爲に其の強制すべき場合と手段とを法規の效力を有する規定に依り豫定し、不當に在監者の權利を侵害し義務を負担せしむることなきを明かにし、他方其の行爲が刑法第三十五條に基き違法性を阻却されると爲すは立法の趣旨にも適合するものと考へられる。故に監獄法の規定は其の各個の場合に於ける行爲が法令に由る行爲なることを豫定してゐるものであり、換言すれば監獄法に於て一の公法上の權利が設定され其の權利行使の表示たる職務行爲に適法性の事由を見出さねばならぬのである。

以上の理由に依り職權としての武器使用權なる概念の存在は可能であり必要であると信ずる。今之を警察官吏

武器使用規程(大正十四年三月内務省訓令第九號)と比較するに、後者は單に訓令の形式を採り法律を以て制定せず、且其の内容に於ても

一、人の生命身體若は財産を防衛するに當り 二、職務上警護する人場所又は物件を支持するに當り暴行を受け又は受けんとし 三、多衆聚合して暴行を爲し又は爲さんとし 四、職務の執行に當り暴行を受け又は受けんとし、何れも其の情況急迫にして武器を使用するの他他衛上及び自衛上他に手段なき場合必要の範圍内に於て之が使用を許さるべきものとす(第一條第二條) 其の緊急行爲たるべき性質を明かにしてゐる。(五〇)(五一) 故に監獄官吏の場合とは等しく武器の使用に關するものと雖も其の性質に大いに異るところあるに注意せねばならぬ(五二)

三九 「戒護の方法」なる語は「看守、看守部長の巡警方法及配置人員、看守長の勤務方法等」戒護平素の具體的なる勤務狀態を指稱することがあるが、(刑務事故報告ニ關スル件 昭和一〇年一〇月行甲第一三四二號)又戒護の實力強制の抽象的なる實現手段を意味することがある。(戒具使用上注意ノ件 昭和九年所長會同注意) 此處に説く戒護の方法とは後者を謂ふものであつて、此の意味

に於ては前述せる戒護の手段と同一義に屬する。

四〇 前掲「戒護の限界」参照。

四一 小河博士前掲第二〇二頁。正木氏前掲第一〇六頁。

四二 是等の内防聲具の適法性に關し前掲「戒護の限界」参照。

四三 小河博士前掲第一八九頁以下は此の具體的危險に關し「單ニ人格ノ上ヨリ其危險ノ豫想シ得ヘキ事情アルヲ理由トシテ之ニ戒具ノ使用ヲ許スヘシト云フコトヲ得ス」其自殺ノ虞ト稱スルモノ亦タ逃走又ハ暴行ノ場合ニ同シク現ニ自殺ノ計畫ヲ爲シ又ハ之ニ着手シタル事跡アルコトニ由テ之ヲ認定ス」べきものとされる。

四四 護送中の者に對して防聲具を使用し得るとなすことは通説である。辻氏前掲第五三頁。松山氏前掲第二一四頁。然し更に進んで監外作業に就く受刑者に對して鎮靜衣及び防聲具の使用は可能なのではあるまいか。殊に所謂泊込作業に就て此のことが考へられる。

四五 小河博士前掲一九八頁以下は施行規則の不備を指摘するゝも之が救済を立法に譲らるゝが故に、現實の困難は依然存する。

四六 註二九参照。

四七 危險なる語を殺傷害惡の程度の大なるものを意味するものと爲すを通説とする。例へば小河博士前掲第二〇五頁は「直接身體及ヒ生命ノ上ニ危險ヲ及ホスヘキ性質

ノモノナルヲ要ス」とされる。單なる侵害を謂ふに非らざるものと解する。

四八 小河博士は物を「危險ナル暴行ノ用ニ供シ得キ器物」とされ、木石瓦礫を除外される。(同博士前掲第二〇六頁)

四九 斯く武器使用の性質に關し職權行為なりや否やを確定せればならぬ實益は限界逸脱の強制的場合に之を緊急行為に於ける過剰行為なりとする職權濫用なりと解するに依つて適用さるべき法律を異にする點に存する。(前掲戒護の限界参照)。

五〇 美濃部博士も之を緊急行為とされてゐる。即ち「此ノ規定ハ唯警察官吏ニ對スル職務命令タルニ止マリ人民ニ對シテ法規トシテノ效力ヲ有スルモノニ非ズト雖モ、警察官吏ノ武器ノ使用ガ唯此ノ規定ニ示サレタルガ如キ緊急狀態又ハ正當防衛ノ場合ニ限り許サレ得ベキコトハ明文ヲ待タザル當然ノ條理ニシテ、若シ此ノ規定ニ違反シテ武器ヲ使用スルトキハ、單ニ職務命令違反タルニ止マラズ人民ニ對シテモ不法ナルコトヲ失ハズ」(同博士前掲下卷第八三頁以下)

五一 内務省も同一見解を採るものと謂ふことが出来る。即ち「刑法第三十六條の範圍を踰越し爲に法衙の裁斷を受くる様のこと相生じ候ては最も遺憾とする所に有之」(大正十四年内務省發警第七號)

五二 但し警察官吏の武器使用も刑法第三十五條に所謂法令に由る行為なりとする説がある。(山崎丹照氏「警察研究」第四卷第一號第三號)

(完)

木工訓練の考察 (二・完)

近藤貞次

目次

- 一、木工訓練夫の輪廓
- 二、木工訓練の經過(以上前號)
- 三、訓練の經過と訓練夫の適性との關係
- 四、訓練の經過と訓練夫の性格との關係
- 五、訓練制度の教化的價值
- 六、訓練制度と作業の經營

三 訓練の經過と訓練夫の適性との關係

前節に於て、第一回の席次と最後の席次と一致しないことを述べたが、此處では、此の席次と適性との關係を

考察して見度いと思ふ。今、席次と適性との關係を調べて見るとき第八表の様になる。

先づ、第八表によつて、訓練の結果到達した最後の席次が第一位から第十一位迄の者の適性型を見るに、悉く指物工に屬するものである。殊に、第一位の者の適性型は指物工で而も技能度は優秀である。此の者の曲線は事例一三として前號の三一頁に出して置いたが、律動型の中でも上昇型に近いものである。

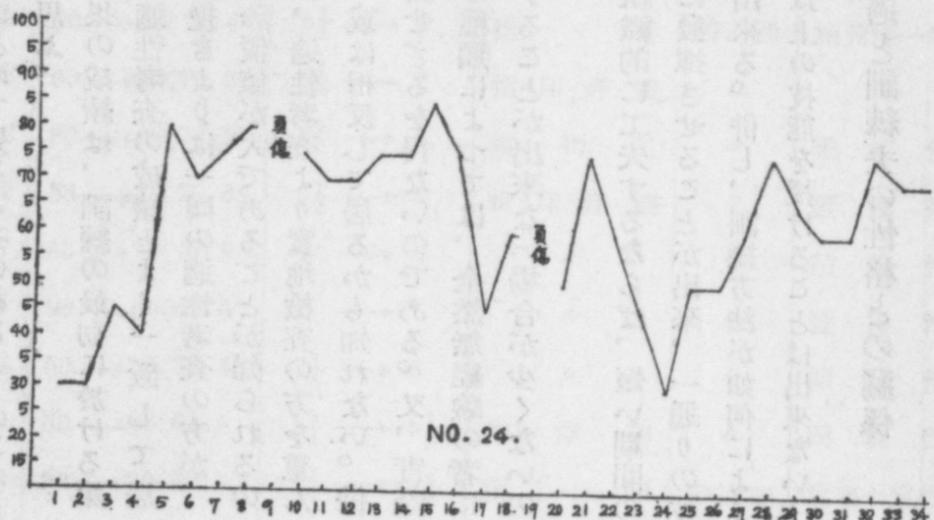
此の一三の事例、或は其他の律動型の事例によつて知られる様に、第一回の成績が悪くとも、性能さへ有して居れば其の性能の所迄は成績は上昇するものである。且つ、訓練方法が組織的になつて居れば、極めて短い期間のうちに、其の性能を發揮し得る様になるのである。

又、たとひ最初の成績がよくとも、性能がなければ、結局は其の性能にふさはしい席次に迄下降して居る。最

第八表 訓練成績と適性との関係

事例 番號	訓練経過		適性分類	
	得點の變化	席次の變化	適性型	技能度
13	55 → 85(80.0)	6½ → 1	指物工	技能
9	60 → 80(74.4)	5½ → 2	指・洋	普通
8	60 → 75(73.5)	5½ → 3	指・印・洋・機	〃
2	80 → 60(71.3)	2½ → 4	指物工	〃
12	55 → 75(70.6)	6½ → 5	指・印・洋・機	〃
7	65 → 70(67.9)	4 → 6	〃	〃
1	90 → 60(67.6)	1 → 7	〃	〃
16	50 → 75(66.4)	7½ → 8	〃	〃
10	60 → 75(63.5)	5½ → 9½	指・洋・印	〃
3	80 → 75(63.5)	2½ → 9½	指・印	半技能
18	50 → 70(62.1)	7½ → 10	指・洋・印・機	普通
24	30 → 70(61.7)	9½ → 11	指物工	半技能
17	50 → 70(55.1)	7½ → 16	指物工	普通
19	40 → 65(52.9)	8⅓ → 18	〃	半技能
15	50 → 75(51.5)	7½ → 20	〃	〃
11	60 → 75(59.9)	5½ → 12	靴工	普通
6	70 → 60(59.7)	3⅓ → 13	大工	〃
14	50 → 65(58.8)	7½ → 14½	洋・印・機	〃
25	20 → 65(58.8)	10½ → 14½	〃	〃
20	40 → 55(55.4)	8⅓ → 15	大・印・靴	〃
4	70 → 55(53.5)	3⅓ → 17	洋裁工	〃
21	40 → 65(52.5)	8⅓ → 19	〃	技能
22	30 → 55(51.2)	9½ → 21	大工	普通
23	20 → 55(49.1)	10½ → 22	洋靴	〃
5	70 → ×	3⅓ → ×	指物工	普通

初に成績のよかつたのは、入所前、或は訓練前に、多少鋸などを持った経験を有する者である。経験の有無は決して適性考査の結果を左右し得るものではない。代表的の例は、前にも述べた、第一位から第七位に下降した事例一、第二位から第九位に落ちた事例三、第三位から第十三位に下つた事例六、同じく第三位から第十七位に下降した事例四などである。特に、第三位



から第十三位乃至第十七位に下降して居る事例では、彼等の適性型は、前者は大工で後者は洋裁工である。かやうな次第で、訓練経過と適性とは密接の関係にある。この関係について更に面白い考察の出来るのは凸状型の訓練経過を示して居る場合である。屢繰返して述べた様に、凸状型の訓練経過をなす者にあつては、一時、非常なる好成绩を示すのである。この好成绩は彼等の性能からは殆んど豫期出来ない程のものであつて、これは大體に於て彼等の異常なる緊張と努力によるものと思はれるのである。併し、性能以上に努力する結果、時に負傷事故を惹起することがある。こゝに掲げた事例二四の曲線は明瞭に凸状型であるが、この曲線の高い所に負傷の箇所がある。即ち、此の負傷が最も努力して居る際になされて居ることが知られるのである。勿論、緊張の解けた際にも負傷することはあるが、緊張の際の負傷は輕視出来ないものである。前號の三三頁に掲載してある凸状型の曲線に於ても、努力の際に於ける負傷が見られて居るのである。かく、負傷事故を惹起する迄に努力しても、結局は自己の性能以上に出ることが出来ず、やがては最初の位置に下降して、自己の性能の所に落付いて居る。

第九表 訓練経過と性格との関係

事例 番號	訓練経過		適性分類		性格分類
	得點の變化	席次の變化	適性型	技能度	
13	55→85(80.0)	6½→1	指物工	技能	衝動性二型
9	60→80(74.4)	5½→2	指洋	普通	衝動性一型
8	60→75(73.5)	5½→3	指・印・洋・機	〃	〃
2	80→60(71.3)	2½→4	指物工	〃	動搖性
12	55→75(70.6)	6½→5	指・印・洋・機	〃	發揚性
7	65→70(67.9)	4→6	〃	〃	粘着性
1	90→60(67.6)	1→7	〃	〃	發揚性
16	50→75(66.4)	7½→8	〃	〃	顯示性
10	60→75(63.5)	5½→9½	指・洋・印	〃	固執性
3	80→75(63.5)	2½→9½	指・印	半技能	意志不定性
18	50→70(62.1)	7½→10	指・印・洋・機	普通	衝動性一型
24	30→70(61.7)	9½→11	指物工	半技能	衝動性二型
17	50→70(55.1)	7½→16	指物工	普通	輕浮性
19	40→65(52.9)	8⅓→18	〃	半技能	〃
15	50→75(51.5)	7½→20	〃	〃	〃
11	60→75(59.9)	5½→12	靴工	普通	衝動性一型
6	70→60(59.7)	3⅓→13	大工	〃	發揚性
14	50→65(58.8)	7½→14½	洋・印・機	〃	衝動性一型
25	20→65(58.8)	10½→14½	〃	〃	發揚性
20	40→55(55.4)	8⅓→15	大・印・靴	〃	〃
4	70→55(53.5)	3⅓→17	洋裁工	〃	衝動性一型
21	40→65(52.5)	8⅓→19	〃	技能	發揚性
22	30→55(51.2)	9½→21	大工	普通	意志不定性
23	20→55(49.1)	10½→22	洋靴	〃	發揚性
5	70→×	3⅓→×	指物工	普通	興奮性一型

以上、大體適性と訓練経過との關係について述べた心算であるが、これをまとめて見ると次の様なことが言はれるのではないかと思ふ。

一、訓練をした結果の成績は、訓練の最初に於ける第一回の成績よりも、適性考査の成績とよく一致して居る。即ち、一回の鋸挽きよりは一回の適性考査の方が、訓練結果に對する豫診價値が大であることが知られるのである。この結論は、適性考査より實地検査の方を重んずる人々の獨斷と、或は相反して居るかも知れない。併し、矢張り斯う歸結せざるを得ないのである。又、實際問題として、作業の種類によつては、全然無經驗の者に對して實地検査をすることが出来ない場合が少くないのである。

二、訓練方法を組織的に工夫するならば、短い期間のうち性能を充分に發揮させることが出来、一通りの技術を教へることが出来る。併し、訓練方法が如何によくとも、各自の性能以上の技能を授けることは出来ない。

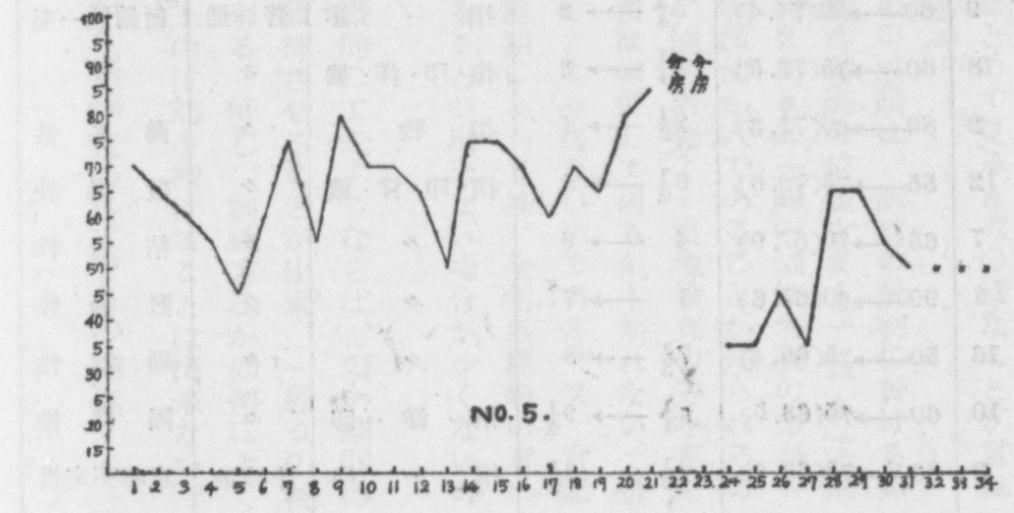
四 訓練の経過と訓練夫の性格との關係

前節に於ける第八表に於て、最後に於ける席次が第一

位から第十一位迄の者の適性型は、悉く指物工に屬することを見た。さうして、訓練経過と適性との間に密接の關係のあることを述べたのであつた。併し、第八表を今一度よく調べて見るに、其處に四名の例外のあることを見出すのである。即ち、事例十五、十七、十九の三名は其の適性型が指物工に屬して居るにも拘らず、最後に於ける席次が第二十位、第十六位、第十八位と云ふ風に、訓練に於ける成績の進行状態がよくないのである。又、事例五は矢張り其の適性が指物工であるのであるが、最後の席次が付けられて居ない。これらの事例は適性からみでは説明出来ないものであつて、彼等の性格を調べて見る必要があるのである。で、この、訓練経過、適性、性格の三者の關係を調べて見ると第九表の様になる。

第九表によつて事例十五、十七、十九の性格を見ると何れも輕浮性になつて居る。即ち、よくはしゃいで落付かず、人に左右され易く、がちつり仕事に打込むことの出来ない性質の者である。いつも浮ついて居るのである。此の性格上の特質が禍して、訓練成績があらないのである。寸法とか組合はせとかが綿密に出来ないものである。基本的知識をよく吞込んで、次第に技能を積み上げてゆくと云ふ様な所が見られないのである。

更に、第九表によつて、事例五を見ると、此の者の性格は興奮性第一型であつて、極めて興奮し易い者である。此の者は性能に於ては決して劣つて居る者ではない。併し、少し氣に入らないことがあると腹を立て、仕舞ふのである。参考のため此の者の訓練経過を示す曲線を出して見る。



示して、律動型を呈して居る。其時、俄然、興奮性に基く事故を起し、分房に收容された。其後再び工場に出て訓練を受けたが思はしくなく、遂に、訓練を中絶するの已むなきに至つて居る。

これらの事例は極めて少い事例ではあるが矢張り存在するのであるから、訓練夫の特殊性を考へ、技術の訓練と共に性格の陶冶に意を用ひる必要があると思はれるのである。此の意味に於て、戒護課、教務課との緊密なる連絡が無ければならないであらう。

五 訓練制度の教化的價値

訓練を受けて居る者の態度を見るに、例外的の事例も無いではないが、一般に非常な意氣込みで熱心である。最も代表的の例は、前述の、凸状型の訓練経過を示して居る事例に於て見られるのである。で、訓練制度なるものは受刑者の勤勞意識乃至勞働習慣を養ふ上に極めて有意義のものである。

従つて、前に述べた通り、作業訓練には戒護課、教務課の協力が必要であるが、これを戒護課や教務課の側から見れば、訓練制度は教化上大いに歓迎すべきものである。少くとも訓練制度については作業偏重などと云ふ言葉は有り得ないとなければならない。

更に、收容者に一人前の技能を習得せしめて置くことは、釋放後社會に身を立て、ゆく上に大いに役立つものである。勿論、一人前の技能と言つても、色々の程度が

あり社會は常に動くのであるから、慢心を戒め、修業に努力する様導かなければならないことではある。

尤も、釋放後の色々の事情で、收容中の訓練によつて習得した技能で生計を立て、ゆかないこともある。此の場合、寧ろ、一つの作業に向つて訓練しないで、あらゆる作業に向き得る様にして置く方がよいとする説も考へられる。勿論、收容中の業種の選擇には家庭などの要求も考へ合はせる必要はあらう。併し、あらゆる作業に向つて訓練すると云ふことは、人間の能力に限りのある以上、言ふべくして行ひ得ないことである。それかと言つて色々の作業を少し宛教へたのでは結局あぶはちとらなくなるであらう。これは決して受刑者の將來を思ふ所以ではない。それよりは矢張り、たとひ釋放後訓練した作業が役に立たない場合があるにしても、其の訓練によつて得られた勞働の習慣を社會への土産として持たして歸せば、それだけでも結構ではあるまいか。

又、多くの訓練夫中には、訓練した爲に訓練を受けた作業以外には付かないと言ひ張る者もないではない。併し、これは訓練制度が悪いのではなくて、本人の社會認識が足りないのである。従つて、教務課などとの連絡を強調すべきではあるが、訓練制度を非難する謂れはないのである。第一、一人二人の例外を標準にして、他の大多數を犠牲にすることは出来ないのである。

六 訓練制度と刑務作業の經營

今迄の考察によつて、訓練制度によつて短い期間に一人前の技術の習得が出来ることが分つた。そこで若し、訓練制度を漸次擴充してゆくならば、刑務作業は可成りの程度迄熟練勞働を中心にして經營出来ることになる。従つて、作業收入の向上も期待し得るのである。刑務作業は未熟練勞働を標準に經營しなければならぬと云ふ様な消極的な考へは、これを一擲して可なりである。

作業偏重を云々する人々の中には、これを強調する餘り、刑務所に於ては教化目的を根本とすべきであるから収益目的を重んずる必要がない様に言はれる人もある様である。併し、訓練そのことが既に教化的意義を有するものである。其の教化的意義を有する訓練によつて作業收入の向上を來すと云ふのであれば、作業收入の向上は、刑務所の教化目的の線に沿ふて居ると言ふことが出来る。又、刑務所と雖も生産的側面を輕視してよいと云ふことはない。愈々訓練制度の擴充が強調されて然るべきであらう。

けつろん

此の報告により、指導者その宜しきを得て、訓練方法を科學的に合理化し、訓練夫の選抜を、訓練しようとする作業に對して適性を有する者にするならば、短期間に熟練技術の習得が出来る一方、勞働習慣の涵養に資する所があることを知り得た様に思ふのである。従つて、訓練制度は刑務作業の經營から言つても教化目的から言つても、有意義のものであると言ふことが出来る。

明治監獄年譜(九)

辻 敬 助

二七 明治二十七年

一月

看守定員並女監取締押丁設置標準及俸給を改む。今回改正の要旨は押丁の設置標準を減じ、小監獄に於て定員外看守の配置を認めたことである。押丁は先に集治監に於て全廢せし以來各府縣の之に倣ふもの續出したが、一時に之を全廢せば忽ち財政上支障を生ずる地方あるべきを慮り、少數の人員を存し得ることとしたのである。尙之と同時に女監取締及押丁の俸給を改め、女監取締にして通辯其他特別の技能を有する者には特に二十五圓迄を給することを得せしめ、押丁の俸給は最高八圓を十圓五十錢に改めた。

二月

(1) 各地の獄事會。二月關西地方、四月九州各縣、十

月東北地方の獄事會を開催したが前年來開催せられたる獄事會と殆ど同工異曲のものであつた。たゞ最後の東北地方獄事會に於ては、其附屬事業として「獄事參考室」を宮城縣監獄署樓上に設け、各課現行の諸帳簿を始め、諸般緊要の諸統計、獄用器具、食料、囚徒製作品等に至る迄、夫々分課別に配列し、尙參考品として舊幕時代に於ける仙臺藩牢屋敷の舊記、(寫本三十三冊)獄具、舊牢獄模型、行刑繪圖等斯道の參考資料數十點を陳列し、頗る好評を博した。

(2) 相馬事件「又意外」の上演。明治二十四五年頃より新演劇として所謂壯士劇擡頭し大阪俠客、川上晋次郎又之に加はり「板垣君遭難」や「佐賀暴動」等を演じて當りを取り、此月伊井荃峰、高田實等と共に淺草座に據りて當時の大疑獄相馬事件を脚色せる「又意外」を演じ大喝采を博し、後戰爭物等を直に舞臺に上せ遂に新演劇を大成した。後年の新派劇の端緒はこゝに發してゐる。

(3) 現金送致を廢す。在監人移送の場合に於ける所持金並工錢送致に關する金庫取扱方を定め、從來の現金送致の煩を避くる事とした。

三月

各地の階級處遇法。既に述べたるが如く我國に於ける階級處遇制度の採用は三池集治監を以て嚆矢とするのであるが之に次ぐものは鳥根及高知の兩縣監獄署であつた。鳥根は廿七年三月囚人階級法を制定し官吏考査制に依る階級制度を採用した。階級は之を四級に分ち一級囚に對しては監獄構内の獨歩を許し尙一ヶ月六回以内食物の購入を許した。進級は二級以下の囚人改悛の狀ある時は、各級毎に重罪囚は一ヶ年輕罪囚は三ヶ月を経たる後、順次上級に進ましむるの組織であつた。本規程は昨年の典獄會議に於ける諮問案に多少の修正を加へたもので、極めて實際的な處遇法であつた。又高知は同じく九月詳細なる行狀勘查規程及行狀視察規程を定め、點數制階級處遇法を採用した。各階級毎に責任點を定め正行點より非行點を控除し、一千點以上の者を第一級となし、以下六級に分ち階級毎に其處遇内容を異にしたが、大體の構成は三池の階級制に據つたものであつた。當時我

監獄界に於ては、小河、印南の兩氏始め階級制度の採用に對して極力反對の態度を採る者ありしと、一面又地方の財政狀態は階級制度の必要條件たる獨居房の建築意の如くならざりし爲、各府縣は未だ之に追從するまでには至らなかつた。

乍然内務當局は尙容易に階級制實施の志を棄てることが出来なかつた。即ち翌廿九年の典獄會同に於ては再び「現行監獄則の範圍内に於て階級制實施の可否」なる諮問案を提出し、越へて三十年二月「在監人行狀勘查及賞與規程」を施行し、刑期の長短に依り數期に劃し、考査の如何に依り優遇を與へんとしたるが如きは、明に階級處遇採用の意圖を有したるものと見るべきであらう。此の如き當局の態度は臆て地方にも反映し、三十三年大阪府先づ官吏考査制を採用し、爾來極めて徐歩的なるも漸次各地の之に倣ふものあるに至つたが、一般的に制度化するに付ては後に述ぶるが如く尙幾多の障礙が横はつてゐた。

四月

韓國亡命朴泳孝謀殺事件。韓國獨立黨の首領朴泳孝に對する謀殺未遂被告人李逸植は此月鍛冶橋監獄署に收容

せられたが、審理の結果六月豫審免訴となつた。同志金玉均の上海に於て、洪鐘宇の爲に暗殺せられたのも此頃の事である。

五月

(1) 北海道集治監長期囚の内地送還。明治十五年刑法實施當時北海道に發遣せられたる有期刑の囚人は、昨年度に入り續々満期出獄するに至りたるを以て、當局は之が出獄後の保護殊に其土着化に付ては植民保護會社設立の計劃を立つる等、種々劃策する處ありしも附近住民の猛烈なる反對に會ひて、遂に其土着化方針を放棄するの已むなきに至つた。仍て道廳は内務省と種々協議の結果、此等囚人は放免前豫め内地集治監に送還することとし、先づ以て本年度放免豫定者九十四名を東京集治監に送還し、翌廿八年二百二十名を宮城集治監へ、廿九年二百二十四名を東京集治監に移送した。

(2) 外國人參觀許否標準を定む。既に述べたるが如く各府縣に放ける外國人の監獄參觀は頗る寛大に過ぐるとの批難あるに鑑み、内務省は今回之が許可標準を定め、文武官、辯護士、大學教師、代議士、宣教師、醫師、學位を有する者及監獄協會員の如き身分、職業上監獄に

し、或は木片等を以て打掛り、危害目前に迫り之を避くるの途なく、已むなく拔劍して之を斬り、内三名は重傷後遂に死亡し、三名は廿日以上の疾病休業程度の輕傷を負ひ、一名は無抵抗の爲無事なるを得た。係看守二名は、裁判の結果正當防衛の故を以て無罪の判決を受けた。獄制の改革其の緒に著くと共に特赦假出獄の適用増加に伴ひ各地の囚情著しく緩和せられ、殺伐の氣風漸く改つたのであるが、動もすれば絶望的に陥り易き長期囚の感情は極めて繊細且敏感にして時に今回の如き狂暴性を勃發するが如きことなきを保しなかつた。

(2) 正門の閉鎖。岡山監獄に於ては從來正門を開放して諸人を通行せしめたが他の多くの府縣に倣ひ本署、拘留監共正門を閉ち通用門より通行せしむる事とした。大正十一年、時の行刑局長、山岡博士が刑務所正門を開放式に改むるの方針を採つた事は當時劃期的の改革として時人を驚かしたが、此時代に於ては敢て珍らしい事ではなかつたものと思はれる。

(3) 小河氏「監獄學」出版。九百五十頁の一大著述にして警察監獄會の發行に係るものである。本書は名著クローネ博士監獄教科書に則り、傍ら當時の歐米諸大家殊にホルツェンドルフ、ヤーゲマン、ウルフ、エツ

關係を有するものに限る事とした。
(3) 國庫支辨案又々不成立。林友幸外三人提出の監獄費國庫支辨案は貴族院に於て可決を見たるも衆議院解散となりたる爲又々不成立となつた。

六月

(1) 鍛冶橋監獄の騷擾。鍛冶橋監獄未決監階上拘禁中の、餘罪囚、有期徒刑十三年囚、同十二年囚等七名は、先に監房検査の際筆、將棋駒及硝子小片等を發見せられたるも、其實を吐かず、終に認定を以て一同を處分すべき旨威嚇されたるに憤激し、斯る壓制を受くる以上は宜しく之を上司に訴ふべく、之が爲には多少の犠牲を免がれずとなし、當日取調の爲出房を命ぜられたるも應ぜず、監内の疊を監房入口に立て懸け、尙木片を監扉と柱との間に打込みて開扉する事能はざらしめ、且つ糞尿を房前に撒布し、司法大臣、監獄壓制と大聲連呼し、剩へ裏窓の硝子を破壊し監外囚徒の應援を請ふ等、頗る喧騒を極めた。依て係看守二名は監房外より種々鎮撫の途を盡したるも、毫も其效なく、益々亂暴を逞うする有様なるを以て、看守等は相共力して監扉を開き挺身房内に入り鎮靜せんとしたが、彼等は直に看守に組付き便器を投

ケルト、スタルケ等の著書を参照せるものにして、全篇章を分つ事十八、節を分つ事六十三、監獄の沿革より監獄の構造、教誨教育、會計、作業、衛生に至る迄極めて精密に論述し、餘す所なく近來の名著たるを失はなかつた。たゞ書中往々佛蘭西法學派を惡むの餘り監獄界先人の功績をも蹂躪して顧みなかつた態度は識者の擗蹙をか

七月

(1) 看守休職の制を定む。豫後備の軍籍に在る巡查、看守、召集せられたる時は其間休職を命ずる事を得せしめた。先に在監人の減少に因り過員となりたる看守は休職を命ずる事を得せしめたが、今回は出征に際し豫め復職の道を設け後顧の憂なく勇躍軍務に従事せしめんが爲、特に此規程を置くに至つたもので、全く出征軍人優遇の意に出でたものである。

(2) 宮城縣監獄署の地下道設置。同署は從來獄舎と作業場とは國道を挟み日々の出役に支障少なからざりしが、今回街路の地下を貫き墜道を開鑿し、多大の便宜を得るに至つた。此試みは世の注目を惹き新聞紙上等にも喧傳された。

八月

(1) 大曲支署浸水。秋田縣下大雨洪水あり、死者三百十二人、家屋流失八百餘戸に達した。大曲支署も雄物川の氾濫に因り構内浸水床上三尺に達したるも幸に人畜に被害なく、獄舎附屬建物一棟倒壊せると、臥具衣類等の浸濡せしのみにして翌日退水した。

(2) 免囚、歸住拒否の弊を除かしむ。内務省は近時別房留置者激増の傾向あるは一に原籍地に於て免囚の歸住を拒否するの風あるに因るを認め、地方長官に對し、警察官署をして監視人の住居の有無、引取人の身元調査等の照會を受くる時は速に精査を遂げて回報し、故なく免囚拒否の弊なからしむべき旨を訓令した。

九月

(1) 大日本監獄管理法便覽の出版。香川縣看守部長、笠原謙進氏の編纂に係り、僅に百頁の小冊子なるも全篇五欄に分ち我國古今の監獄制度の綱領を分類對照し、尙之に配するに泰西監獄法を以てせるものにして、我國獄制變遷の跡を尋ね其因つて來る所を明かにするを得て、斯界に好評があつた。

(2) 京都府監獄署の獄舎電燈を點す。京都府監獄署の獄舎點燈は斯界に先鞭をつくるものとして新聞紙等にも喧傳された。宮城、三池の兩集治監も相次で之に倣つたが、全國的に普及するに至つたのは司法省移管以後の事である。

十月

(1) 酒田支署の震害。山形縣酒田、鶴岡地方大地震あり死者五百餘名を出した。酒田鶴岡兩支署共幸に職員、收容者に死傷なかりしも、酒田支署建物の被害甚大にして復舊の見込立たず、且拘留する者稀なるを以て之を廢止した。鶴岡支署の被害は比較的僅少であつた。

(2) 露國監獄官等の參觀。露領西比利亞地方監獄總監督官ガルキン・ウラスキー氏は十數年前長崎縣監獄署を參觀せる事ありしが此度再び來朝し、長崎駐劄同國領事外二名と共に同署を參觀し、前回に比し長足の進歩を遂げたるを激賞した。尙歸任後間もなく浦潮在勤の二檢事を派し、我國獄制運用の實際狀況を詳細に調査せしむる所あつた。此等の視察は各れも治外法權撤廢の瀾踏みと見るべきであらう。

(3) 北海道集治監有志の軍需防寒杓見本獻納。北海道

集治監有志は看守長上田富太郎氏の名を以て古毛布利用爪子、爪掛、見本十足に、費用見積書を添へ軍需品として採用方を陸軍大臣に建議する處あつた。陸軍省は直に之を採納し、試用として十萬足を製作し戰地に送り、頗る好評を博したと言われてゐる。

(4) 軍人家族の救助。秋田、石川、岡山等各地監獄署に於ては監獄職員應召者の家族恤救の爲共濟規約を定め、全職員の俸給の幾分を醸出して之が保護救済に遺憾なきを期した。

十一月

監獄協會の獄制研究寄與。監獄協會第五回常集會を上野公園頤松亭内に開き、席上 1. 監獄建築敷地標準、2. 懲罰の條件付言渡を爲すの可否、3. 在監人に對し書信接見の制限を設くるの可否等斯界當面の問題に就き討議を重ね、或は又廣く懸賞論文「教誨をして有効ならしむる方法如何」を募集し其當選論文は之を雜誌の附録として刊行する等、常に積極的に獄制研究の爲に寄與する所あつた。

十二月

幌内炭山採炭作業の廢止。幌内炭礦（先に官有、後に北海道炭礦鐵道會社所屬）に於ては常に空知分監の囚徒

五六百名を炭礦夫として使役したりしが、本月限り之を廢止し、該囚全部を分監に引揚げた。これは先に數回に亙りて瓦斯爆發に因り多數の犠牲者を出したるのみならず、落炭落磐に因る負傷亦夥しく、之が爲癡疾となれる者現に二百餘名の多きを算し、遂に刑法學者、政治家等よりは「一營利會社の爲に恰かも二重の刑罰を科せらるゝものなり」との批難を招き、政府も遂に意を決して斷然之が出役を全廢するに至つたものである。

二八 明治廿八年

一月

(1) 刑罪圖録の出版。大日本監獄協會雜誌は我國古代の群籍中刑獄に關係ある文献並圖類を輯録せる「刑罪圖録」を一月號附録として出版した。本書は文部省筆生大久保好伴氏の纂輯に係り、概ね當時神宮司廳に於て編纂中の古事類苑法律部の原稿を利用し之に小中村博士の序文を添へ、尙挿畫は美術學教卒業の木元平太郎氏をして特に原書に付縮寫せしめたものである。當時我國思想界に於ては、戰勝の結果、漸く國民的自覺の時代に入らんとする際なりしを以て、監獄界に於ても昔時刑政の探究に多大の關心を寄するに至り、此の如き行刑資料の

出版を見たものと考へられる。

(2) 休暇概則の改正。明治十八年初めて巡查看守休暇概則を定めたる事は既述の如くであるが、今回尙永續皆勤者優遇の爲五ヶ年以上皆勤者には特に一週間以内、十ヶ年以上皆勤者には三週間以内の休暇を加給し得る事としたのである。(現在は五年以上皆勤者に對して規定外十四日以内の慰勞休暇を加給し得る事となつてゐる)

二月

紐育監獄協會創立五十年祝賀會。紐育監獄協會は西歷一八四五年(我國弘化二年)の設立に係り、該會が過去五十年間に亙り、米國監獄改良事業の爲に寄與せし功績は素より偉とすべきであるが、該會理事として令名ありしシー・シー・ワインズ氏の監獄改良論は一世に卓出し居りたる爲其の影響は世界に及び、萬國監獄會議の開設の如きも同協會の努力に負ふ所が少くなかつた。當日は米國各州よりも社會事業家、監獄官、刑法學者等多數の來會者あり非常なる盛會で、協議會、講演會の外、有志のシンシン監獄視察等も行はれた。我國よりは恰かも外遊中の留岡幸助氏出席し「紐育監獄協會と外國との關係」に就き演述する所あつた。

三月

李鴻章狙撃犯人小山豊太郎の受刑。清國は戰爭の當初より敗北に敗北を重ね戦局有利展開の見込立たず速に和を講ぜんとし、特に一代の政治家李鴻章を全權大臣となし馬關に來り和を請はしめたが、會議半ばにして壯士小山豊太郎の爲に傷けられ我國朝野を震駭せしめた。幸に負傷は極めて輕傷にして會議は其儘續行し四月遂に和議成つた。小山は山口地方裁判所に於て無期徒刑に處せられ、後釧路に移送となり四十年八月假出獄、四十一年特赦並復權となつた。

四月

大日本監獄教誨新報の創刊。本誌は在監者看讀用雜誌にして、毎月二回の刊行であつた。其内容は 1. 修身講義、2. 囚人に必要な政府の法令並に之が解釋、3. 教誨師及高僧の法話、4. 免幽閉、特赦、假出獄者の犯情刑期、5. 其他感化上必要な事項等専ら修養記事を掲げ教誨の効果を全うせんことを目的としたものであつたが「監獄教誨」等と同様極めて短命であつた。

五月

軍法會議處斷囚の拘禁場所を定む。軍法會議の處斷を

受け地方監獄に拘禁せらるべき者は 1. 軍籍又は所屬部隊あるものは其屬する軍衛又は部隊所在の地方監獄、2. 軍籍又は所屬部隊なきものは該囚住居地の地方監獄、3. 現在の住居地なきものは最終の住居地の地方監獄に屬せしむることとした。日清戰役に伴ひ此種處斷者漸次多きを加ふるに至りたる爲之が所屬を明かにしたのである。

六月

(1) 獄事會其他集會の制限。五月東北地方獄事會を静岡に、九州獄事會を鹿児島に開催したが、監獄制度創始時代よりの重要懸案は歴代當局の努力に依り今や概ね制度化せられたる爲、協議の實際は枝葉末節に囚はるゝに非らざれば徒に空理空論を事とし、遂に多くの効果を期待し得ざるに至りたるを、一面又地方的に却て處遇の統一を亂るの弊あるに鑑み、當局は之が開催を制限するの方針を採り、典獄監獄醫及教誨師の集會に對しては詳細事由を具して經伺の上開催すべき事を命じた。

(2) 第五回萬國監獄會議。佛京巴里に於て開催、參加國は英米其他二十三ヶ國の多きに上り、我國よりは小河滋次郎氏委員として出席し、議案として 1. 監獄作業の撰擇方針、2. 階級處遇法に於ける第一期の處遇方

法、3. 植民地監獄に於ける規律、訓練の方法、の三問を提出した。今回の會議に於て注目すべき傾向は從來の會議に於ける主要問題たりし監獄管理の問題の外、更に多數の刑事政策上の諸問題を加へたる事である。即ち 1. 自由刑に代るべき制度、2. 被害者に對する損害の賠償、3. 釋放者保護、4. 限定責任者、不良少年の取扱方法、5. 前回留保の執行猶豫の制度等が最も重要な問題として取扱はれ且熱心に討議された。

我國より行刑専門委員の派遣は今回を以て嚆矢とするのであるが時の内務大臣井上馨は部内多年の熱望を容れ、熱心盡力の結果漸く實現を見るに至つたのである。閣議提出理由書中に、「已に露京に於て開設せし萬國監獄會議は露京駐劄の我が公使を以て委員に充て參同せしめられたり。然るに獄事に經驗なきを以て實益少かりしより、今回は獄務に經驗ある者一名委員に充て特に派遣參同せしめんと欲す」とあるに徴して、當時の我國監獄界の動向を窺ひ知るに難くない。尙我國は同會議に對し、我國監獄事業發達の狀況を紹介するの目的を以て 1. 我國刑獄沿革史、2. 囚人動作及監房構造圖、3. 監獄則、同施行細則、同概則を佛譯して寄贈した。是等提出書類は會議に於て多大の賞讃を博し、我國監獄制度の整美を

世界に宣傳するの好資料となつた。

(3) 傳染病月手當を給す。傳染病豫防救治に従事する官吏、准官吏及傭員にして専ら該病者又は病毒汚染の虞ある物品に接近する者には各其俸給又は給料月額三分一以内の月手當を給する事を得せしめた。戦時及戦後清國との交通頻繁となり虎疫其他傳染病各地に流行し之が防疫に従事する職員の勤勞多きを加へたるに鑑み、本月手當を給することとしたのである。傳染病豫防救済に従事し爲に感染死亡したる者に對する手當金に拘らざること勿論である。

七月

(1) 九州風害侍從御差遣。九州地方大暴風あり各縣監獄の被害も少くなかつたが就中三池集治監は獄舎、工場、外圍等に互り多大の被害があつた。八月東園侍從を各地災害の實況を視察せしめ玉ひしが、侍從は親しく三池に至り集治監の被害狀況並採炭作業の實況を視察し且當時の囚情等に付き詳細下問せらるゝ所あつた。これ監獄へ侍從御差遣の初見にして、囚徒は皆聖恩の優渥、天恩の辱なさに感激した。

(2) 集治監全部内務所直轄となる。監獄則第三條内務

るに餘りある。殉職々員に付ては各地に建碑の事あるを聞くも此種の建碑は蓋し氏を以て嚆矢とするであらう。氏は明治十年將に鹿兒島に事あらんとするに當り高崎親章、安樂兼道等と共に歸縣し、西郷暗殺の刺客なりと誣ひられ、永く獄中に呻吟せる事あり、明治廿三年警察界より大阪府典獄に轉じ令名ありしが、昨年十二月赤痢に罹り逝去せられたのである。

八月

戦後の虎疫續出。石川島支署内にコレラ病發生し、年内患者百十人内死亡者四十六人を出し、其他廣島(患者二十二名死亡者十六名)兵庫、大阪等全國患者合計百七十五名死亡者八十七名を算した。石川島の傳染経路は不明なるも、廣島の初發者は最近歸朝の日清戦役軍夫なりし點より見て、恐らく北清方面よりの移入ならんと推定であつた。監獄衛生も監獄醫の充實に依り漸次改善せられ死亡者の如きは數年前に比し殆ど半減し、傳染病も逐年減少を示し、本年に入り不幸虎疫の侵入を見たるも、傳染病患者總數は尙昨年に比し幾分の減少を見るに至つた。

大臣の管理に屬する集治監の北海道に對する除外例を削除し、集治監は全部内務省直轄となつた。之が移管は

1. 北海道廳は其拓植事業遂行上集治監其他一切の施設を附屬せしめたるも今や拓植事業も一段落を告げ其必要なきに至りたる事、

2. 豫算編成上内地及北海道の二款に分つ時は彼此流用支辨し得ず、從て囚人の増減あるも相互融通困難にして移送上不便少からざる事等の事由に因るものと傳へられてゐる。

(3) 集治監典獄の特別任用改正。集治監典獄は滿三年以上廳府縣典獄若くは集治監分監長の職を奉じ現に其職に在る者に限り特に任用することを得る事に改めた。これは廳府縣典獄をして將來榮進の途を開き、一面又監獄行政の特殊性を尊重して濫に無經驗者の任用を防遏せんとしたのである。

(4) 故前田大阪府典獄功績記念碑建碑式。大阪府下長柄、鶴滿寺に於て故典獄前田素志氏の功績記念碑建碑式が舉行された。記念碑は主として僚友及部下職員の贖資に依り建設されたのであるが、重野文學博士の撰文に仁禮中將の篆額を冠したる頗る莊重なものであつた。氏が生前如何に徳望高く部内に敬慕せられたりしや洵に察す

十月

(1) 巢鴨支署落成式。明治廿四年五月始めて工を起し、爾來五ヶ年の星霜を経て此程漸く竣工を見るに至り、此月盛大なる落成式を舉行した。經費及府會との關係等を考慮し、雜居制を採用し獨居監の設備を爲す能はざりしも、建物は全部煉瓦造とし、外圍煉瓦塀は高さ十五尺、其延長實に九百四間、建家坪七千九坪餘、當時日本銀行砲兵工廠と共に東京三大建物の一に算へられ、歐米監獄に比し毫も遜色なしと稱せられた。當時外周四隅に設けし高見張一箇所及雜居房一箇は現在東京拘置所内に行刑參考資料として再建し、在りし日の偉容の一斑を傳へてゐる。尙石川島の建造物は東京府廳に引繼ぎ競賣に附せられた。

(1) 子爵三浦梧樓等の入獄。前持命全權公使三浦子爵及杉村書記官等十二名は朝鮮國王妃閔氏弑害事件に關し兇徒聚集謀殺の嫌疑に依り廣島監獄に收容せられたが、證據不充分の旨を以て十月悉く免訴の言渡を受けた。尙楠瀬中佐以下の軍人側も同じく免訴となつた。

(3) 看守採用規程の改正。今同看守採用規程を改正し、陸海軍現役滿期の下士以上の者は試験を用ゐず採用

し得る事とした。これは戦後下士官を救護し其就職を容易ならしめ、一面之に依り看守缺員補充を容易ならしめんとしたのである。

十一月

(1) 基督教々、誨師、連袂、辭職。此年七月北海道集治監典獄大井上輝前氏去りて石澤謹吾氏其跡を襲ふや、從來の教誨方針改革を企て、先以て本分監各一名の大谷派教誨師を採用し、佛耶兩教の教誨師を併置して交々教誨に當らしむることゝしたる爲、基督教々誨師五名は之を潔とせず、連袂辭職するに至つた。其辭職に際して發表せる辭職理由の要旨は左の如くであつた。

1. 道義的教誨主義を採用せられざりし事。
2. 作業經濟に偏重して感化教誨に重きを置かれざる事。
3. 教誨師としては幾宗派の人物を併用すべきものにあらざる事。

これより先基督教界はユニテリアンの傳來と共に教徒間に神學問題を繞りて動搖を來し、一方一般社會情勢も亦歐化主義旺盛の反動として國粹保存主義の擡頭に伴ひ、所謂不敬事件等各地に發生し、同教の宣傳に頗る不利な

るものある等其教勢は稍衰頹の兆あるに至つた。當時の基督教々誨師は各れも斯界の錚々たる人物にして、夙に此大勢を察して、暫く羽翼を收めて他日の飛躍に備へたものと察せられる。

(2) 巡、看守、に、宿、料、給、與、す。内務省は今回土地の狀況に依り一ヶ月一圓以上三圓以下の宿料を給する事を得せしめた。當時として非常なる待遇改善であつて、部内の士氣を鼓舞せしこと蓋し鮮少でなかつた。

(3) 監獄協會の證狀配布。大日本監獄協會は、名譽、特別、終身、並維持會員に對し清寧天皇(紀元一、一四三西歷四八二)の親しく囚籍を録せらるゝの圖を配したる會員證狀を配付した。圖案は小原重哉及文學博士黒川真頼の二氏に依頼して考證典據の正確を期し、且極めて精妙なるものであつた。

(4) 鐵管、詐、納、事件。東京市水道用鐵管詐納事件に關し、實業家濱野茂、雨宮敬次郎、水道常設委員風間信等銀冶橋監獄に入監したが三十年各れも無罪の判決を受け

資 料

イタリヤ 刑務法 六・完

第二節 構外作業刑務所

第二百二十五條 組 織

構外作業刑務所ニ於ケル服務規律ハ第百十八條ノ規定ノ外特別ノ規定ヲ設ケテ之ニ據ル

第二百二十六條 規律委員會

規律委員會ハ刑務所長・農業技手・工業技手・保健技師及ビ教誨師ヲ以テ之ヲ組織ス

第三節 中間刑務所

第一百二十七條 中間刑務所ヘノ收容

五年以上ノ自由刑ニ處セラレタル者ニシテ初犯者ニ在リテハ刑期ノ三分ノ一累犯者ニ在リテハ少ク共二分ノ一ヲ經過シ考查級ニ留ルコト引續キ三年ニ及ブ者ハ其ノ殘刑期八年ヲ超過セザル場合ニ限り中間刑務所ニ收容セラル、コトヲ得中間刑務所ヘノ收容ハ刑務所長ノ發議ニ因リ規律委員會ノ意見ヲ徴シタル後行刑監督判事之ヲ行フ
前項ノ規定ハ刑ノ執行ヲ終リタル後保安處分ニ依ル監置ヲ

受ク可キ者ニ對シテハ之ヲ適用スルコトナシ

第二百二十八條 中間刑務所ニ於ケル處遇

中間刑務所ニ於テハ受刑者ノ處遇ハ社會復歸ニ備フル爲共同生活ニ對スル感情ヲ強固ナラシムルコトヲ主眼ト爲ス可シ刑務所長ハ行狀善良ナル受刑者 bewährte Gefangene ニ對シ本條第一項ニ掲グル目的ニ適合スルモノト認ムル場合ニ於テハ第百七十三條ニ規定シタル優遇ノ外慰安・接見・信書發受及ビ作業ニ關シ更ニ處遇ノ緩和ヲ爲スコトヲ得
本條ノ適用ヲ受クル者ニ對シテハ第百八十七條ヲ適用セズ刑務所長ハ司法大臣ニ對シ本條ノ適用ヲ受クル者ノ處遇ノ結果ニ付キ各受刑者ニ付キ毎月報告ヲ爲ス可シ

第二百二十九條 保護委員會ノ訪問

保護委員會ノ代表者ハ少ク共毎週一回中間刑務所ヲ訪問シ年内ニ釋放セラル可キ者ニ對シテ訓戒ヲ爲シ其ノ希望ヲ聽取シタル上必要アル場合ニ於テハ出來得ル限り釋放時適當ナル就職口ヲ斡旋ス可シ

第二百三十條 中間刑務所收容ノ取消

行刑監督判事ハ受刑者ニシテ一度モ考査級ニ編入セラレタルコト無キ者アルトキハ中間刑務所ノ收容ヲ取消ス可シ中間刑務所收容ノ取消ハ六月終了ノ時期又ハ第七十四條ノ標準ニ從ヒテ之ヲ爲ス

行刑監督判事ニシテ適當ト思料スルトキハ前項ノ取消ヲ次期ノ審査 nachsten Einsetzung 迄延期スルコトヲ得

第四節 不良囚刑務所

第二百三十一條 不良囚刑務所ヘノ收容

第二百五十六條ニ掲グル事由アルトキハ規律委員會ハ受刑者ノ不良囚刑務所收容ヲ行刑監督判事ニ提議ス可シ
行刑監督判事ハ受刑者ノ全經歷ヲ審査シタル後不良囚刑務所ノ收容ト懲罰ノ賦課トノ何レノ處分ヲ採ル可キヤヲ定ム
不良囚刑務所收容ヲ決定シタルトキハ此ノ決定ヲ司法大臣ニ報告ス可シ司法大臣ハ收容ス可キ刑務所ヲ指定ス

第二百三十二條 獨居拘禁

不良囚刑務所ニ於テハ受刑者ハ先ヅ之ヲ晝夜間獨居拘禁ニ附ス而シテ其ノ期間ハ三月ニ及ブモノトス

第二百三十三條 雜居拘禁ヘノ變更不良囚刑務所收容ノ取消

刑務所長・保健技師及ビ教誨師ハ頻繁ニ受刑者ノ巡視ヲ行ヒ其ノ個性ト素質トヲ檢討シ特ニ斯克ノ如キ不從順ニ因リテ不良囚刑務所ニ收容セラル、ニ至リタル原因ヲ確メタル上受

刑者ヲ鼓舞シ又訓戒ヲ爲ス可シ刑務所長・保健技師及ビ教誨師ハ尙受刑者ノ處遇上如何ナル道德的並ビニ事實的ノ手段ヲ使用ス可キヤヲ研究ス可シ

受刑者ニシテ其ノ行狀ヨリ判斷シ靜肅且ツ從順ニ起居シ得ルモノナルコトヲ確實ニ示スモノアルトキハ規律委員會ハ其ノ受刑者ヲ雜居拘禁ニ附スルコトヲ得

受刑者ニシテ其ノ道德性並ニ共働作業ニ於ケル繼續的改善ノ實ヲ示シ且ツ一年間ヲ通ジテ謹慎シ特ニ何等ノ反則行爲ナク再ビ既往ノ過誤ヲ犯スノ危險無キモノアルトキハ行刑監督判事ハ規律委員會ノ申出デニ因リ不良囚刑務所ノ收容ヲ解除スルコトヲ得不良囚刑務所ノ收容ヲ解除シタルトキハ之ヲ司法大臣ニ申報シ其ノ後ノ處置ニ關スル大臣ノ指揮ヲ受ク可シ

第二百三十四條 不從順ニシテ擾騷スル受刑者

受刑者不良囚刑務所ノ中ニ於テ其ノ爲ニ考慮セラレタル特別ノ處遇並ニ道德的感化ヲ無視シ依然トシテ平和ヲ紊リ不從順又ハ抵抗ヲ繼續スルトキハ其ノ危險性ニ對スル防禦策トシテ獨居拘禁ヲ延長シ規律委員會ハ之ヲ行刑監督判事ニ報告スルト共ニ受刑者ニ對シテ施ス可キ處置ニシテ適當ト思料スルモノヲ申達ス可シ

行刑監督判事ハ左ノ處置ヲ講ズルコトヲ得

- 一 規律ニ對スル習慣的且ツ改善不能ノ敵ナルコトヲ認メタル場合ニ於テハ嚴格執行刑務所 Haus zum strengen Strafvollzug へノ送致ヲ命ズ

二 身心耗弱者ナルコトヲ認メタル場合ニ於テハ身心耗弱者刑務所ヘ移送ス

三 精神病者ナリト認メタル場合ニ於テハ刑法第四百八條及ビ本法第六條ニ依ル適當ノ處置ヲ講ゼシムル爲規律委員會ノ報告ヲ檢事ニ提出ス

第二百三十五條 接見及信書

刑務所長ハ不良囚刑務所ニ於テ受訪並ニ受信ノ許否及ビ特定ノ場合ニ於テ如何ナル制限ノ下ニ之ガ許可ヲ爲ス可キヤヲ各受刑者毎ニ之ヲ決ス

第五節 嚴格執行刑務所

第二百三十六條 特別規定

嚴格執行刑務所ニ於テハ受刑者自身及ビ戒護職員並ニ來所者ノ身體ノ安全ヲ確保スル爲特別ノ保安處置 Sicherheits-mittel ヲ施行スルモノトス

規律ヲ保持スル爲ニハ所内規則ノ中ニ本法ノ規定ニ牴觸スルモノヲ定ムルコトヲ得

規律委員會ハ三月毎ニ受刑者ノ行狀ヲ行刑監督判事ニ報告ス可シ

行刑監督判事ハ規律委員會ノ提議ニ基キ嚴格執行刑務所ヘノ收容ヲ取消スコトヲ得

第六節 身心耗弱者刑務所

第二百三十七條 所長並ニ規律委員會

身心耗弱者刑務所ノ所長ハ保健技師トス

規律委員會ハ刑務所長事務官吏 Verwaltungsteamie 一名及ビ教誨師ヲ以テ構成ス

第二百三十八條 受刑者ノ處遇

處遇ハ受刑者ノ身體的精神的狀態ヲ改善スルガ如クニ行ハル、コトヲ要ス

執務上ノ施設並ニ特別ノ保護的處置ハ所内規則ニ依リ之ヲ規定ス可シ而シテ接見・信書及ビ遊歩ニ關シテハ本法ノ規定トハ異ナラシムルコトヲ要ス

作業ハ刑務所長ノ規定シタル限界内ニ於テ之ニ從事ス此ノ場合ニ於テハ刑務所長ハ災害豫防ノ處置 Vorsichtsmaßnahmen ヲ講ジ置ク可シ

第七節 治療刑務所

第二百三十九條 區 劃

治療刑務所ハ之ヲ危險期ニ在ル者 Gefährdete ヲ收容スル區罹病中ノ者 Kranke ヲ收容スル區及ビ恢復期ニ在ル者ヲ收容スル區ノ三區劃ニ分ツ

第一ノ區劃内ニハ保健技師ノ診斷ニ依リ結核又ハ之ニ類スル疾病ニシテ其ノ初期ニ在ルモノト認メラレタル者ヲ收容ス

第二ノ區劃内ニハ明白ニシテ傳染的性質ヲ帶ブル結核患者ヲ收容ス

第三ノ區劃内ニハ積極的傳染的時期ヲ經過シ恢復期ニ在ル者ヲ收容ス

第二百四十條 所長規律委員會受刑者ノ處遇

治療刑務所ニ付テハ第二百三十七條及ビ第二百三十八條ノ

規定ヲ準用ス

刑務所長ハ呼吸器病ニ關スル専門ノ醫師ヲ以テ之ニ充ツ

第八節 慣習犯人・職業犯人又ハ素質犯人收

容刑務所

第二百四十一條 受刑者ノ處遇

慣習犯人・職業犯人又ハ素質犯人ヲ收容ス可キ重懲役刑務所及ビ輕懲役刑務所ニハ本法ノ一般ノ規定ヲ準用ス

特ニ慣習犯人・職業犯人又ハ素質犯人ノ特性ニ適應セシム可キ行刑ノ方法ハ所内規則ニ於テ各場合ヲ定ム

第九節 植民地又ハ其ノ他海外ニ存在スル刑務所

第二百四十二條 規程

植民地又ハ其ノ他海外ニ存在スル刑務所ニ於テモ重懲役並ニ輕懲役執行ノ爲設置セラレタルモノナル限り原則トシテハ本法ノ規定ヲ準用ス但シ各刑務所ニ於ケル所内規則ノ中ニ於テ除外ノ規定ヲ設クルコトヲ妨ゲズ

第二百四十三條 イタリヤ人ト土着人トノ分離

植民地並ニ其ノ他海外ニ存在スル刑務所ノ構外作業ニ於テハイタリヤニ國籍ヲ有スル受刑者ト土着人ノ受刑者トヲ雜居セシムルコトヲ得ズ

第五章 給養

第二百四十四條 食糧ノ種類

收容者ノ食糧ヲ左ノ如ク分ツ
一 健康ナル收容者ニ對スル通常食ハ第一表ニ據ル

二 健康ナル收容者ニシテ十八歳未滿ノ者ニ對スル通常ノ食糧ハ第二表ニ據ル

三 身心耗弱者刑務所ノ收容者ニ對スル特別食ハ第三表ニ據ル

四 結核收容者ニ給スル特別食ハ第四表ニ據ル

五 罹病收容者ニシテ本條第三號及ビ第四號ノ部類ニ屬セザル者ニ對スル特別食糧ハ第五號表ニ據ル

六 増食

豫メ司法大臣ノ同意ヲ得ルニ非ル限り本條ニ掲ゲタル食糧表ニ據ル規定ト異ル種類又ハ分量ノ食糧ヲ給スルコトヲ得ズ

第二百四十五條 配食 Vertheilung der Kost

配食ヲ爲スニ先立チ食物ハ係リ職員ノ検査ヲ受ク可シ配食ヲ爲ス場所・其ノ時間及ビ方法ハ各刑務所ニ於ケル所内規則ニ定ム

パン・スーブ及ビ其ノ他ノ食料品ニシテ配食ノ際餘剩ヲ生

ジ又ハ食殘シトシテ返還セラレタルモノハ之ヲ請求スル收容者ニ對シ其ノ必要ノ順ニ應ジテ給與ス可シ

第二百四十六條 増食 Zusatzproportionen

保健技師ニ於テ特別ノ必要アルコトヲ文書ヲ以テ證明シタルトキハ例外トシテ受刑者ニ通常食ノ外尙平常四分ノ一又ハ二分ノ一ノ割合ニ於テパン又ハスーブノ増食ヲ認ムルコトヲ得

増食トシテノパン又ハスーブハ原則トシテ同時ニ之ヲ認ムルコトヲ得ズ又其ノ交換ヲ爲スコトヲ得ズ

第二百四十七條 妊婦授乳中ノ婦女並ニ乳兒ニ對スル特別糧食

妊婦又ハ授乳中ノ婦女ニ付キ保健技師ノ提議アルトキハ通常ノ食糧並ニ増加食糧ノ外必要ニ應ジ毎日充分ナル分量ノ肉又ハ保健技師ノ決定スル其ノ他ノ食物ヲ給與スルコトヲ得
母ノ許ニ携帶ヲ許サレタル乳兒ニシテ最早ヤ其ノ母ヨリ哺乳セラレザル乳兒ニ對シテハ保健技師ノ指揮スル所ニ從ヒ其ノ年齢ニ相應スル食料ヲ給與ス

第二百四十八條 追加食糧 Zusatznahrungsmittel

收容者ハ官給食ノ不足ヲ補フガ爲ニハ追加食供給部 Ausgabestelle für Zusatzkostニ於テ作業報酬金ヲ以テ自ラ調達スルコトヲ要ス

司法大臣ハ收容者ガ追加食糧ノ爲ニ支出シ得ル金額ヲ定ム

第二百四十九條 酒精含有飲料ノ使用

酒精含有飲料ノ使用ハ原則トシテ之ヲ禁止ス

酒精含有料十パーセントヲ超エザル酒又ハビールニシテ一日二分ノ一リットルニ限リ其ノ飲用ヲ許可ス但シ泥醉状態ニ

於テ犯罪行爲ヲ爲シタル刑事被告人並ニ受刑者及ビ泥醉ノ爲重ネテ刑罰ヲ受クルニ至リタル者ハ此ノ許可ヨリ除外スルモノトス

刑務所長ハ所内ノ秩序・規律及ビ健康上ノ理由ニ因リ必要

アルトキハ全部又ハ一部ノ收容者ニ對シ酒及ビビールノ飲用ヲ禁止スルコトヲ得

第二百五十條 喫煙

男收容者ニシテ十八歳ヲ超ユル者ニ對シテハ吸煙草及ビ喫煙草 Rauch- und Schnupftabakノ使用ヲ設クス煙草ハ唯刑務所内ノ配給所ノミニ於テ而シテ所内規則ニ依リ規定セラレタル量ノミヲ入手ス可シ

正當ノ事由無クシテ作業ノ義務ヲ履行セザル者ニ對シテハ喫煙ノ許可ヲ取消ス可シ

刑務所長ハ收容者喫煙ノ時間並ニ場所ヲ定ム可シ

第二百五十一條 刑事被告人ノ自辨權

刑事被告人ハ自己ノ費用ヲ以テ其ノ食糧ヲ調達スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ同時ニ全部ノ物品ヲ自辨スル義務ヲ負フ

一人ニ對スル通常一日分ノ食糧ハ原則トシテスーブ二・骨付キ肉二皿・チーズ・果實・コーヒー及ビミルクトス十八歳以上ノ收容者ニハ毎日二分ノ一リットルノ酒類ヲ飲用スルコトヲ許可ス

自辨食ノ出願ヲ許可シタル日ノ翌日ヨリ刑事被告人ニ對シテハ食糧品並ニ個人的必要物品 zum persönlichen Bedarf die-needenden Gegenstände 及ビ醫藥ノ給與ヲ爲サズ

第二百五十二條 自辨ヲ爲サザル刑事被告人ニ對シ

シ追加食糧ヲ受クルコトノ許可

刑事被告人ニシテ自辨ヲ爲サザル者ハ官給食 Amtliche Kostungノ外ニハ前條ニ掲ゲタル分量ノ半バヲ超エザル範圍内ニ於テ自費ヲ以テ追加食糧ヲ調達ス可シ

刑事被告人ニシテ正當ノ事由無キニ係ラズ作業ノ義務ヲ履

行セザルモノニ對シテハ前項ノ許可ヲ爲サズ

第二百五十三條 追加食糧配給料

前條ノ規定ニ據リ收容者ノ需要ヲ充タス爲各刑務所ニ追加食糧ヲ配給スル酒保 Verkaufsstelle ヲ置ク
刑事被告人ニシテ第二百五十條及ビ第二百五十二條ニ據ル許可ニ基キ其ノ必要ヲ充タサントスル者モ亦此ノ酒保ニ於テ食糧ノ調達ヲ爲スコシ

特別ノ事由ニ因リ酒保ニ於テ刑事被告人ノ要求スル物ヲ供給シ得ザルトキハ刑務所長ハ必要ナル豫防處置ヲ講ジテ直營ノ販賣ヲ爲シ食料品ノ調達ヲ行ハシム可シ

第二百五十四條 收容者ニ對スル惠與

司法大臣ハ刑務所長ニ對シ篤志家ノ惠與物若ハ其ノ他ノ差入物ヲ特定ノ收容者若ハ其ノ一團ニ適當ト思料セラレ、條件ノ下ニ受領セシメ得ル權限ヲ與フルコトヲ得

特定ノ收容者ニ宛テラレタル惠與物ハ刑務所長ニ於テ本法ノ規定ニ牴觸セズ且ツ不法ノ原因 unrechtmässigen Ursprungsヲ有セズト認ムル場合ニ於テハ之ヲ本人ニ交付ス可シ

惠與ガ本法ノ規定ニ違背シタル場合ニハ之ヲ送り主ニ返還ス可シ不法ノ原因ヲ有スルモノナルトキハ之ヲ釋放者扶助資金 Universitätskasse ノ爲ニ利用ス可シ

刑事被告人ニ對スル差入物品ニシテ前項ノ決定ヲ受ケタルトキハ釋放者扶助資金トシテ處理スルニ先立チ之ヲ裁判所ニ通報ス可シ裁判所ハ差入ニ係ル金錢又ハ其ノ他ノ物品ニ刑事被告人ニ對シ訴追中ナル犯罪行為ニ關係アルコトヲ推知シ得

ル場合ニ於テハ之ガ押收ヲ爲スコトヲ得

第二百五十五條 刑事被告人ニ對スル有料房ノ提供 Entgeltliche Ueberlassung von Zellen

裁判所附設刑務所ニハ刑事被告人ヲ有料ヲ以テ收容シ得ルガ如クニ各居房ニ特別ノ設備ヲ施スコシ
有料居房ヲ利用スル刑事被告人ハ自ラ費用ヲ負擔スルコトヲ要ス刑事被告人ハ其ノ居房ニ對シ一年毎ニ司法大臣ノ認可ヲ得タル上ニ於テ刑務所長ノ決定シタル日額 Tagesatz ヲ支拂フ可シ

特別ノ設備ヲ有スル居房無キ刑務所ニ於テハ刑務所長ハ需要アル毎ニ居房ト備品 Ausstattungsgegenständen トノ許ス限リ之ガ設備ヲ爲スコシ
有料居房ヲ利用スル刑事被告人ハ其ノ他ノ點ニ付テハ本法ノ全規定ニ從フ

附記

イタリヤ刑務法ノ行刑に關する部分ノ規定は以上を以て終つてゐる。本法は此の後更に第二篇として保安處分ノ執行法を規定するもの三十七箇條第三篇として行刑並に保安處分ノ執行を擔任する職員に關する規定三十四箇條と而して第四篇經過規定並に施行方法を定むる六箇條とを含む。特に第二篇は今後の刑事政策に於て保安處分が益々普遍化せられんとする情勢に鑑み大いに參考となるものであることを信じてこれ共餘りに長くなるので此の邊で一應打ち切り他日の紹介を期する次第である。

Social Work in Prison—
The Thuringian Prison Reform
Dr. Gunnar Dybwad

刑務所に於ける社會事業 (上)

—テユウリンギアの行刑改良—

ドクトル・グンナール・デイブワード

ドイツのテユウリンゲンの行刑改良は、ザクセンのそれと相並んで、歐洲大陸のみならず、アメリカへまでも響いたものであつたが、ナチス政權確立と同時にびつたりと其の事業の終熄してしまつたのは惜しいことである。本文にある通り、この改良は、アメリカのソーシアル・ワークのアイデアを借りてきたものであるのは分明であるが、所謂ドイツ一流の「徹底的」 ("German Thoroughness") なものであ

ブリズン・ワークにたづさはるものゝ是非玩味して然るべきものだと思ふ。本文の筆者ドクトル・デイブワードのどういふ人であるかは分明でないが、米國ニュー・チャールズ州のニューワークに住んでゐるとあるから、或は、ナチスのために國を逐はれた何處かの刑務所の教誨師なんかで、現在ニューワークの有名なドイツ神學校 (German Theological School) にでもゐるのではないかと思ふ。

ウンテルマースフェールドについては、一九三五年二月の Journal of Criminal Law and Criminology に掲載せられたニュー・ヨーク州バッファロー大學教授ナサニエル・キャンターの「ウンテルマースフェールド——受刑者ノ教化處遇ニ於ケル或ル實驗」 ("Untermaasfeld — An Experiment in Prison Education") なる記述を合せ讀まれたらば、更らに益する所あらうと思はれる。

（一）ウンテルマースフェールド

社会生活の缺陷を補修し、人生の福利を増進せんとす
る所謂社会事業 (Social work) のメソッド (方法) 並
びにテクニク (技術) を行刑制度の中に取り入れて、
制度の改良進歩を促し、其の効果を全からしめんとする
試みは、已に久しく、進取的なビーノロヂスト (行刑學
者及び行刑當局) の間に唱道せられて、論議の前景を
占めてゐたのである。今茲に論ずる必要はないが、色々
の理由からして、これまでは、社会事業の一部門たるケ
ースワーク (Case work) [問題となつた受刑者個人
の身上並びに社会上の經歷に關する調査 (personal and
social investigation) 及び本人の指導保護] の方法は、
イングランドに於ける少年犯人の施設特にボースタル・
インステイテュウション (昭和十二年五月號「刑政」所
掲「英國に於ける少年犯人の教化施設」参照) を除いて
は、行刑施設内よりもむしろ廣くプロベーション (日本
の保護観察) の方面に於て行はれてゐたのである。

是に於てか、過ぐる一九二二年より三一年まで、進歩主
義の刑罰執行によりて行刑施設に於ける諸の改革を遂行
し、終にソーシャル・ワークの方法を徹底的に適用するに

至つたドイツの州たるテュウリンギア (テュウリンゲ
ン) に於ける最も興味深い行刑改良には、多大の注意が
拂はれて然るべきだと思ふのである。この改良事業は、
別に大聲に宣傳されたことはなかつたが、當時ドクト
ル・アルベルト・クレープスの所長であつたこの州のウ
ンテルマースフェールドの刑務所で完全に實現されたも
のであつたのである。 (一)

一九三三年の初め、ナチスがドイツの國柄を握るに
至り、テュウリンギアにも新しい政府ができて、これと共に
行刑政策の理論に根本的の變化が生じて、其の結果、茲に記
述する、行刑改良のプログラムはその遂行を全く阻止せらる
に至つたのである。

このウンテルマースフェールドは當時テュウリンギア
州のツフトハウス ("Zuchthaus") 即ち英米で謂ふコン
ヴィクト・プリズン (懲役監) であつた。猶ほ、テュウ
リンギアには、イヒテルスハウゼンに男子受刑者のため
の施設、グレフェントナにあらゆるタイプの女子受刑
者のためのもの、及び、アイゼナツハには男子少年刑
務所があつて、此等凡ての行刑施設は、ドクトル・ロタ
ール・フレデーを其行刑局長とするテュウリンギアの司
法省の統轄の下に在つたのである。

ツフトハウス (懲役監) として、ウンテルマースフェ
ールドは罪質の重大な犯人を收容したもので、大部分は
累犯者で、竊盜罪から殺人罪に及ぶものであるが、半數
以上は財産犯で刑の言渡を受けたものである。收容者の
平均刑期は甚だ高く、約五ヶ年であつた。約一〇パーセ
ントのものは終身刑者で、といふのは死刑を減刑された
もので、結局、二十年か十五年の確定刑に減ぜられるも
のなのである。收容者の年齢からいふと、約六〇パーセ
ントから六五パーセントまでのものは二十五歳から四十
五歳までの間のもので、それより少いものは僅かに七パ
ーセントに過ぎなかつたのである。このプリズンの收容
力は四百であつたが、平均の受刑人員は二百五十を越ゆ
ることは稀れであつた。

ウンテルマースフェールドは施設其者が七百年も經つ
てゐる古い城塞で、已に當時一世紀以上もプリズンとし
て使用されてゐたものである。設備は多くの點で甚だ不
完全で、水道の水の出てる所も少く、電燈のともるのは
二三の居房に過ぎないのである。しかし、テュウリンギ
アの刑務官吏諸子の細心工夫の經營によりて、古い建物
も巧みに利用されて、其の結果、終にはウンテルマース
フェールドは其後になつて建築された多くの他の施設よ

りも遙かに好く近代的な處遇方法の運用に適した施設と
なつたのである。かくして、累進處遇のための幾つかの
グレード (級) に使用する分離獨立した區域、教室、社
交室、集會所及びチャペル (禮拜堂) 等も別に大した費
用もかけずに出來上つたのである。

（二）ウンテルマースフェールドに於ける改革の根本精神

ドクトル・クレープスがウンテルマースフェールドの
所長となつた時には、テュウリンゲンのプリズン・リホ
ームの事業は立派に進行中で、この施設に於ける斷乎た
る改革のプログラムは夙く已に着手せられてゐたのであ
る。今茲に、ドクトル・クレープスの前任者たりし司法
省書記官オットー・クレープスの技倆ある指導の下に行
はれたウンテルマースフェールドに於ける改良事業の初
期の歴史を物語つてゐる違はないが、それが一九三二年
に急に終末を告げた時事業の基礎となつてゐた思想と主
義とについていさゝか述べてみたいと思ふのである。

改良案の骨子はテュウリンギアの司法省の省令で定ま
つたもので、主として行刑局長のドクトル・ロタール・
フレデーの仕事であつた。受刑者の更生のために立案せ

られた新しい處遇のプログラムの根本方針を定めた上に、この省令では、右のプログラムの由て以て實現せらるべき教化の方法についての詳密なる指令が與へられてゐるのである。で、ドクトル・クレープスを待つてゐた任務といふのは、已にそのプログラムの立てられてゐた改良案を遂行するに足るだけの強靱な精神を以てウンテルマスフェールドを一個の行刑施設として生かして行き、リホームの仕事を受刑生活の要素たる有機的な一部となすことであつたのである。然り而して、彼が克くこの任務に堪へ成功の實を擧げたことは、實に、幾多の他の所謂「リホームド」(改良された)プリズンの中に在りて、ウンテルマスフェールドをして一個の尊き例外の場合たらしむるもので、名は「リホームド」と呼ぶも、此等多くの施設では、實際にそのプログラムを遂行するの勇氣が全然缺けてゐたり、さなくば、改良と稱して從來の古い刑務所のきまりきつた事務章程に只だ新しいいくつかの規則を挿入するといふやうな機械的な變更を加ふる以上には出でなかつたのである。

ドクトル・クレープスは、嘗ては社會を顧みないで受刑者の個人の權利をのみ尊重しすぎる處遇のプログラムを立てるもののだとして攻撃されたが、實は、彼のウンテ

ルマスフェールドの改革の趣旨に關する著述を見ても分明であるが、氏は社會の權利といふことを第一に考慮してゐたものであることは、ぜひ特記してをかなければならないのである。彼は、累犯の豫防は社會にとつても個人にとつても等しく利益であるといふ見解を持してゐたのである。「受刑者本人の福利のためにも社會の福利のためにも、受刑者をどうにかしなければならぬ」、と彼は曰つてゐるが、これは、あらゆる方法で受刑者を感化する、即ち、エデュケイトする——教しへ導いて行く道が講ぜられなければならない、といふことなのである。しかし、彼はこんな理窟だけで教化的な處遇のプログラムを是認して満足してはゐないのであつて、彼は更らに一步深く踏み込んで、「一體、クリミナルを教化するなんて割に合ふことだらうか」、と自ら問ふてみたのである。

この問ひに對しては、我々は問ふる所を知らない、といふことを、彼は正直に認めてゐるのである。しかし、彼はまた、殆んど凡ての犯人は晩かれ早かれ自由な生活に復歸するのであるから、社會の一員となる準備が十分にできてから復歸させるようにあらゆる努力が費されなければならない、といふ點を力説してゐるのである。

「我々は直ぐと目に立つような結果を期待することはできないが、「長眼」でみて仕事をしなければならぬ」と彼は曰つてゐるのである。

かういふ見地からして、ドクトル・クレープスは、プリズンに於ける教化事業は斷乎たる徹底的な原則とならなければならぬもので、決して單に處遇のプログラムの添へ物にすぎないものであつてはならない、と飽くまでも主張してゐるのである。最も廣い意味での教化的な氛圍氣が施設の中にももし出されて、その生活のあらゆる方面に滲み透らなければならぬ、と彼は信じたのである。

このプログラムの實現に必要な根本的な原則は、受刑者とプリズンで働く刑務職員との間に醸成せらるべき親しい關係の中に存することを夙に看取し、友愛と個性の尊重といふクエーカー教徒の懐いてゐた理想を心から信じて、職員はどん底に陥ちてゐる受刑者を救ふてやらうといふ眞摯な心持で助力を與へなければならぬ、と彼は切言したのである。

この扶助の關係を容易にするには、受刑者の側で自分の犯行の度合をはつきりと覺ることが必要になつてくるのである——ウンテルマスフェールドでは常に受刑者を

して自己の現在の事態の容易ならざること忘れしめざるよう努めてゐたのであるが、しかし、これがために、只だ徒らに反社會的な感情を起させるに終る不必要に嚴酷な處遇に出づることとはしなかつたのである。かくして、自己の更生の過程に於ける受刑者本人の積極的參加が一番肝要なことゝされたのである。しかしながら、他の施設に在つては、或るアメリカの矯正院の院長が曰つたやうに、「教化は、改悛と同じく、内在的で、教化せらるべきものの衷心から發しなければならぬ」のであるから、受刑者のために都谷の好い一般的な環境を用意してやり、而して後、受刑者の心持態度の自然に變化してくるのを待つてゐるといふ以外に大したことは爲し得ないのであつたが——ウンテルマスフェールドでは、正に個の處に大多數の犯人についての問題、即ち、意志の力を正しく用ふる能力の缺けてゐるか否かといふ由々しい問題の存してゐることを認めたのであつて、是に由て、ウンテルマスフェールドでは、「自助への助力(Hilfe zur Selbsthilfe)—help to self-help)と云ふことに受刑者に對するその主たる義務の存することを悟つたのである。而して、この助力は、間斷なき職員の直接の指導の下に、個別的に受刑者に與へられたのであ

つた。茲處に、幾度か繰返されてゐる「個別處遇の採用」なる要求に對して、ウンテルマースフェールドは直截明白な解答を與へたわけである。

しかしながら、ドクトル・クレープスは、人から人への間のこの關係を結ぶのに深い宗教的な義務の存することを悟つてゐたと等しく、正さしく凡ての科學的援助の應用の必要なることを深く信じてゐたのである。彼はプリズン・ワーカーとして、アメリカのケース・ワークの中心をなす調査、プログラムの立案及び實際の處遇といふ三重の任務の存すること、且つ同時に、客觀的な科學的方法の重要なことを認識し、而して、「調査と處遇との二つの機能の一致」(プリズン・ソーシアル・ワーカーの一身に)がこのケース・ワークに欠くべからざる條件であることを主張したのである。

(三) ^{ソーシアル・ワーク} プリズンに於ける社會事業

——“Fürsorger”——
^{ソウソウノカガ}

今日のプリズンに於ける問題は職員の問題である。たとへ、處遇のプログラムがいかに完備してゐても、處遇の實際に當る職員其人を得ざれば何の效もないのである。この事はこれまで幾度か言はれたことだけれども、

権限争ひで肝心の受刑者の改善更生の事業を忽にしてゐた各課の力を一身の活動に合一せしめてゐるプリズンに於ける唯一の人なのである。

ドクトル・クレープス自身も數年間前任者のオットー・クレープス所長の下にあつてウンテルマースフェールドで最初のフェウルゾルガーの職に在つたのである。彼は次のやうな語でプリズンに於けるソーシアル・ワーカーたるフェウルゾルガーの複雑な任務の性質を定義してゐるのである。「資格の完備してゐるプリズン・エデュケーター(受刑者の教導役)といふのは、第一に、性格の其職にふさはしい、一般教育家としての職に經驗のある、しかも加ふるに、近代文化の意義と價值とを鑑識玩味するの力量を有つてゐる人物でなければならぬ。彼は、物好きな親切な素人としてではなく、サイエンティスト(科學的に事物を考ふる人)として自分の仕事に親しまなければならぬ。このプリズン・エデュケーターたるフェウルゾルガーは單に知識を授ける人即ち教師であつてはならないのであつて、同時に、受刑者本人並びに家族の難問題、釋放の際に於ける身の振り方について受刑者の親しい相談相手となり、更らに進んで、拘禁中及び釋放後の友人であり助力者であらねばならない」。ドクト

實際の解決を見出すべく何等確乎たる方策は取られなかつたのである。イングランドに於ては、ボースタル施設に於けるハウス・マスター(舎長)を眞に一個のプリズン・エデュケーター(教導役)たらしめたることに於て進歩の大に見るべきものがあつた。アメリカ合衆國に於ても、少年の矯正施設の二三に關しては同じことがいへるのであつて、マサチューセツツ州のノーホークの成年犯人のプリズン・コロニーも或る點まではさういへるのである。テユウリンギアに於ては——一般ドイツでもさうだが——プリズンに於ける「フェウルゾルガー」(世話彼)といふ獨特の地位を有つてゐるソーシアル・ワーカーがあつて、實際に處遇上の改革を擔當してゐるのである。

テユウリンギアに於けるこのプリズン・ソーシアル・ワーカーは、一人にして同時に、教師であり、ウエルフエア・ワーカー(保護司)であり、且つ、「ゼールゾルガー」(“Seelsoerger”—spiritual adviser)即ち精神上的の世話役でもあるのである。ドクトル・クレープスの語を借りれば、このフェウルゾルガーは任を受けた行刑施設の「教化の魂」(“Paedagogische Gewissen”)であり、我々の行刑施設でありがちであつたやうな、お互の

ル・クレープスが、この定義の中に、犯罪學上の事項についての専門的の訓練をフェウルゾルガーたるものの資格の要件としなかつたことは、特に目に立つのである。彼が「フライエ・ホルクスビルディング」(自由な國民教育)誌に寄せた一論文の中で、ウンテルマースフェールドに於ける受刑者の更生事業を「行務所に於ける成人教育」(“Volkshochschularbeit im Gefängnis”—adult education in prison)だと云つてゐるのは意味の深い語である。

ドクトル・クレープスは、プリズン・ケース・ワークに包含する、問題の専門的の詳細な知識に於ける訓練を要求するの愚なることを知つてゐたのである。ソーシアル・ワーカーは醫學、生物學、心理學、精神病學並びに社會學等の關係諸科學からの専門的援助をこそ頼むべきで、「何でもできる」萬能の人らんとする要もなく、また、さうなつてはならないのであつて、専門家の調査判斷をいかに利用すべきかを知り、而して、更生事業に對するその意義と價值とを識別すべきものなのである。と彼は考へてゐたのである。一切の似て非なる科學者の態度を棄てて、ソーシアル・ワークの本務を努むることを重んじたことは、ウンテルマースフェールドの改革綱領の

重要な一つの因子であつたのである。

この重要な意義を有つてゐるフェルゾルガーといふ刑務職員を養成するのはかなり困難な問題であるが、この問題を解決するために、ウンテルマースフェールドでは、實地にソーシアル・ワークに従事してゐる篤志家中から選抜して、それぞれ刑務所所屬のフェルゾルガーの指導の下に、系統的の訓練を施すことにしたのである。訓練の主たる目的は施設に於ける一般の問題並びに處遇の手續方法に親しましめるに存してゐたのである。

(未完)

Howard Journal, Annual Review, 1937

海外時報

ドイツに於ける少年犯人

——ナチスはこの問題をどう取扱つてゐるか

次の報告は、匿名のドイツ人よりロンドンの行刑改良ハワード聯盟(Howard League for Penal Reform)

の主旨として、「我々獨逸人の良心の聲の告ぐるが如く、且つ、我等ドイツ人の潔白感の求むる如く、罪を犯かしたるものには贖ひが必要である」、との一節が明かに讀まれるのである。これに續いて、多くの統計表が掲げられ、次いで、ナチス以前の處遇方法に關する論難があり、其後に、選ばれた二三の少年刑務所の現状についての報告が公にせられ、最後に、將來の改良發達についての短い多くの論文が載せられてゐる。

茲に與へられた統計表について見ると、ナチスが權勢を握つて以來、少年犯人の數は非常な減少を示してゐるのである(約四〇パーセント)。私かに自分の手に入つた報道は全くこれとは異つたものだけれども、しかし、それを證明すると、已に今でもナチスから疑はれてゐる自分の友人達の身邊を危ふすることになるので、例證を擧げて證明するわけにいかないのである。しかし、證明することができないといふことが已に證明してゐることにならうと思ふのである。當局の發表した統計ですら、言渡された刑期の長さが非常に増加したことを示してゐるのである。

ナチス以前に行はれてゐた處遇方法に對する非難痛撃のページは、恐らくは、提案されたナチスの謂ふ所の

發行の機關誌「ビーナル・リホーム」に寄せたものである。書き振りから察して筆者は反ナチス派の一人らしく、ナチスの行刑改良なるものに冷かな笑みを浴びせてゐるが、同時に、身邊に心を用いてゐることもなみ／＼でないことがわかる。それも其管で、御大のヒットラーが秘密結社のR・R團に斷えず狙はれてゐるためもあつて、お隣りのロシアのGPUにそつくりなナチスのシクレット・ポリスであるゲスタポ(Gestapo)は反ナチス臭のあるものなきにきびしい眼を光からしてゐるからである。

少年犯人の處遇に關するナチスの思想は、近頃公にせられた「少年犯人に對する刑罰執行についての意見」

("Gedanken über Strafvollzug an jungen Gefangenen")なる一書に開陳されてゐるが、極めて興味あるもので、現在ライヒ(ナチ・ドイツ)の司法省の長官たるドクトル・フライスラー初め多くの高官の手に成る論文を掲げてゐる。この書は、「法律革新叢書」("Beiträge zur Rechtserneuerung")の第一冊をなせるものである。

開卷第一に、短い序論があるが、其處には、刑罰執行

「リホーム」(改良)の貧弱さを隠蔽するためのものであらうとも思はれる。提案されたものを看れば、殆んど凡てが刑罰を嚴にして防遏の功を擧げようとする昔日の古い思想への逆戻りであつて、規定する所は「勿れ」の長い連鎖である。國家が犯罪者を取扱ふには公明正大でなければならぬといふ考へは、勿論排斥せられて、由て以て犯罪者を保護するために長く認められてきた「法規なければ刑罰なし」("nulla poena sine lege"—no punishment without law)なる準則は、一も二もなく棄て去られてしまつたのである。「吾人は、更らにまた、(一切を理解することは一切を宥恕することである) ("tout comprendre est tout pardonner"—マダム・ド・スタエルの語)といふ情に脆い頽廢的な考へ方からは遠ざかつてしまつたのである。犯人の感情を傷つけることを怖れるための手ざはりの柔かい處遇方法は斷じて取らざる所である」と宣言せられてゐるのである。固より、「生來的犯人」に對しては峻嚴なる刑罰を以て之に臨むのが唯一の適好の處遇方法だと考へられてゐるのである。

これが大體ナチズムの刑罰についての根本觀念であるが、たゞしかし、撰まれた少青年の犯罪人の間には、只だ刑罰の峻嚴のみを以て臨むべきではなく、教化矯正の

處遇に俟たなければならぬといふことは承認されてゐるのである。しかし、この場合には、特殊な處遇を受けるに足るものゝみか慎重に選擇せられなければならないのである。この少年犯人の處遇についての提案といふのが、次の三種の少年のグループは少年のための特殊の施設に收容せられなければならないといふのである。即ち、三つのグループとは、

- (一) 十四歳より十八歳までの凡ての未成年者
 - (二) 十八歳より二十一歳までの未成年にして、「生來の犯罪人」ならざるもの。このグループには、固より、職業的の押込強盜、故買犯人、賣淫婦の收入によりて生活するもの、及び、他の多くの理由より見て其の性格の犯人的の性格を有つてゐるものと認めらるゝものは入らないのである。
 - (三) 二十一歳より二十五歳までのものにして、其の内只だ身體、精神、又は智能の猶未だ成熟せず、且つ、性格の猶ほ將來社會の眞面目なる一員たらしめ得可き期待を證するに足る初犯者のみを精撰するのである。
- これは、實際には、只だ御し易いもののみ改善處遇の試みられて、御し難くあつても未だ絶望とはいへない

多くの犯人を顧みないといふことになるのである。かうすれば、改善失敗のパーセンテージは將來減することは疑ひなしである。

少年犯人は悉く刑期の始め數週、必要なれば數ヶ月、内省を促すため、作業の有無に拘らず、晝夜嚴重なる獨居拘禁に置かれなければならないのである。峻嚴を極むる秩序訓練と之に對する絶対の服従とが假借する所なく各受刑者より要求せらるゝのである。教化處遇の中最重要なりとせらるゝは作業である。數多の少年犯人を共に寮舎に起臥せしめ、又は、晝間共同の室に置くは、最も危険なりとせらるゝ所で、若し、プリズンがキャンプやホステル(寮舎)を模することになれば、刑罰といふ性質は全く失はるゝに至らう、と考へられてゐるのである。少年犯人のために累進制は定められてゐるが、これは單に便法として視るべきもので、決して原則として認めらるべきではないのである。特權の許與は決して一定の規定に依るものではなく、其の場合々々で、各個の特權は各自受刑者から特に所長に許可を願ひ出てなければならぬのである。それも、上の級になつて初めてかゝる請願を爲す權利を有ち得るのであつて、而して、これを許すも許さないのも所長の勝手なのである。特權の中に

次のものが擧げられてゐる。繪を描き日記をつける(但しいづれも教師の監督を受ける)、速記術を學び、又は、例外的場合として、外國語を學び、圖書室より自己の趣好に従つて書籍を選擇するの許可、及び、娛樂としては獨將標を指す許可等である。

二三の撰拔された少年刑務所の現在の状態についての報告を見るに、さして重要でもない事項が多過ぎて、煩瑣苛細の感に堪えないが、熟く讀んでみると、中に二三の興味のある點がないでもない。別に新し味のあるものでもないが、次の二點の如きはいさゝか慰むるに足るものといへやう。即ち少年刑務所は二百乃至二百五十人以上を收容すべきでないと思はれてゐることゝ、少くとも一ヶ所の施設では、新鮮な空氣と日光とからの惠澤に浴しむるため、天氣の好い日に裸身で戶外運動をやらせることである。

施設に於ける教育の主たる目的は、邪路に陥つた若い者達を理想のペロパガンダによつてナチオン(國民)のために更らにサード・ライヒ(第三國家)のために正道に引戻すことにあらねばならぬとせられてゐる。長官フライスラーの言ふ所によれば、ヒットラーが常に口を極めて、巧妙なプロパガンダは其性質に於て素朴で野氣に

満ちたものでなければならぬといふことには、當然であつて、而して、受刑者に對するプロパガンダは更らにこれに幾倍する度の強いものでなければならぬとフライスラーは考へてゐるのである。で、教育といふのも、プロパガンダ用の餘興類似のものを除いてしまへば、一週二回乃至五回の學課があるのみである。學課の課程も、ナチスの御手のもの、「血液と土地」(「Blut und Boden—Blood and Soil」)に關する學説(國家の盛衰は國民の血液の清濁及び國土風物の狀況如何によるの說)、人種に關する教旨(ゲルマン種族の優秀を説く)、ニュレムベルヒに於けるナチス大會の決議、ナチオナールゾチアリズムの歴史等が大部分を占めてゐる。

國民祝祭日の狀況、重要な政治上の演説及び聲明等がラヂオで聴取せられる。時にはプリズン・チャペルに於てする。或る少年刑務所の所長の語る所によれば、プリズン・ライブラリーで一番多く讀まれる書物はヒットラーの自傳たる「我が戦ひ」(「Mein Kampf」)であるさうであるが、今一人の所長は、一九三三年に不適當と認められた書籍は一掃せられてしまつて、現在圖書の撰擇はナチスの原則に基いて行はれてゐると書いてゐたことがあるし、第三の所長は、受刑者が欲しがら

うと欲しがらまいとそれにはかまはず、始終規則通りにナチスの刊行物は彼等に配付され、受刑者中に特権として書籍の自由撰擇を有つてゐるものゝある所では、ローゼンベルグ、ゲツベルス、レオンス等安心の出来るナチスの著者が撰ばれることとなつてゐるといふ事實を擧げて、言はでもの祕密を心つかずに洩らしてゐたのである。

Penal Reformer, April, 1937

英國內務省に於ける

プロベーション訓練局

最近、英國の内務大臣は、「プロベーション・オフィサー（日本の保護観察司）としての候補者の訓練、訓練を受ける候補者に便宜を與ふるために」プロベーション訓練委員 (Probation Training Board) を任命したのである（註—英國では行刑上の國務は内務省の所轄に屬する）。これは、ホーム・オフィス（内務省）の治績の頼もしい徴候であるが、このボード（合議組織の一局名）の職員の種類も好ましいもので、二人の教育家、四人の判事、ボリス・コート（警察裁判所）の傳道牧師一人と、内務省側からは、書記官一人及び省のプロベーション部

(Probation Branch) の長とが、代表として職員となつてゐる。

このボードの合議上の仕事としては別に際立つて目ざましいものはなく、只だ今後數年間に亙りて、プロベーション（保護観察）の補助知識としての都市行政、少年輔導 (Child guidance) 及び其他教育、衛生に關する社會事業の理論と實務とに専門的に熟達したもので、大學の社會科學部のデイプロマ（卒業證書）を有つてゐる多くのプロベーション・オフィサーを供給しようと努むるのが其目的なのである。ボードの望んでゐるやうに、このプロベーション・サービスに入つてくる志望者の大部分が社會科學の大學卒業證書を有つてゐるやうになる日までは、當分二十一歳より三十五歳までの候補者中數を限つて二年間の特別訓練を與へることになつてゐる。この訓練期間中練習生は一年百五十ポンドの給費が支拂はれるのである。

ピーナル・リホームを設立の目的としてゐるロンドンのハワード・リーグでは、已に十有餘年前から、國家制度としてのプロベーション・システムの確立を主張してゐたのである。即ち、一人のプロベーション・オフィサーを任命することを各裁判所の法律上の義務とする

こと、ホーム・オフィス（内務省）にプロベーション部 (Probation Commission or department) を設けることを要求したのであつて、一に資格の十分な善く訓練されたプロベーション・オフィサーを得ることを望んでゐたのである。

しかし、當時内務省のプロベーション調査委員 (Departmental Committee on Probation) からの反對があつて、ぐづぐづになつてゐたが、終に一九二五年

の刑事裁判法案 (Criminal Justice Act, 1925) の可決通過により、ハワード・リーグの主張通り、一人のプロベーション・オフィサーを任命することが各裁判所の法律上の義務となり、サラリーは男子のオフィサーは最高年俸四百ポンド、女子は最高三百二十ポンドと定まつたのである。而して、つい近頃になつて終にまたプロベーション・ブランチが内務省に設けらるゝに至つたのである。

嘗つては内務省のプロベーション調査委員は、「プロベーションは私人の事業に任かしてをく方が却て好結果を得る」と主張したのであるが、其後になつて、同じ省のソーシャル・サービス・コムミッテイ（社會事業調査委員）は、最近二十年間のプロベーションの成績を仔細に検討した後、私人の協會と地方官憲とのプロベーション

ヨンに對する二重の管轄の害あることを發見して、「ミツショナリー」（宣教師）の職とプロベーション・オフィサーとは爾後これを兼ねしむべからざることを建議したのであつた。かくして、プロベーション・ブランチが内務省に設けられることになつたのであるが、時代の要求は、更らに進んで、今度内務大臣をしてプロベーション・トレーニング・ボード（訓練局）をまで任命せしむるに至つたのである。

Howard Journal (annual), 1937.



刑務協會新築 記念懸賞論文當選者發表

さきに募集した記念懸賞論文は
 第一部『累犯防遏を論ず』百四十七篇、第二部『刑務所の一日』十六篇の多數に上り、爾來各審査員諸氏の手によつて數次に互る慎重な審査が續けられてきたが、十一月十九日協會に委員長並全審査員參集し、合議の上左記のやうに當選者を決定した。なほ一部は一等に該當するに足る優秀な論文がなかつたので、二等當選を一名増加し、一等は空席としたことをお断りしておく。

□第一部

二等

(賞金五十圓)

- 栃木支看守 藤山 ユキ
- 三重看守長 橋本 義二
- 西大門看守部長 申 仲 植

三等

(賞金十圓)

- 横濱看守長 村松 萬壽治

選外佳作

(賞金五圓)

- | | |
|--------|--------|
| 川越少長 | 武子 喜久治 |
| 橋通支長 | 南 直 市 |
| 中區支長 | 福 井 徹 |
| 看守部長 | 横山 和義 |
| 行刑局 | |
| 司法屬 | |
| 名古屋看守 | 梅村 重義 |
| 鹿兒島看守長 | 小川 末吉 |
| 府中同 | 宮内 精介 |
| 北區支同 | 備 榮 彦 |
| 奈良教誨師 | 吉田 教 靈 |

□第二部

一等

(賞金三十圓)

- 鹿兒島同 高田 英 龍
- 米澤支長 照 井 明次郎
- 堺支同 長谷川 清十郎
- 名古屋看守 梅村 重義

二等

(賞金十圓)

- 松山同 大福 規一
- 滋賀教誨師 泉原 浩
- 西大門看守 渡邊 克己

三等

(賞金五圓)

- 函館看守長 村田 耕作
- 米子支看守部長 宮廻 久次郎
- 岐阜看守長 渡邊 進
- 岡山看守 竹内 茂
- 宮城教誨師 乙山 熒基
- 札幌技師 原 三 郎
- 金澤教誨師 福島 彰信
- 青森看守 長崎 光雄
- 福井支同 谷口 泰正

大分支同

- 佐藤 齋

選外佳作

- | | |
|---------|--------|
| 大阪看守長 | 三重野 繁馬 |
| 滋賀看守 | 和田 孝次郎 |
| 水戸看守部長 | 皆藤 糸 藏 |
| 宮城教誨師 | 杉山 隆 演 |
| 富山支看守部長 | 栃折 健次 |
| 熊本看守 | 吉村 利男 |

(以上入賞メダル加賞)

全國刑務所長會同記

事變下に開かれた本年度全國刑務所長會同は十月十一日から司法省會議室及び刑務協會大講堂を會場として三日間に亘つて開催されたが、非常時局に適はしい緊張した空氣の中に熱心に議事が進められ、十三日豊富な收穫を收めて無事閉會した。

先づ第一日午前八時、時局に鑑み正服に威儀を正した各刑務所長は瀧川行刑局長を先頭にすがすがしい玉砂利をふんで明治神宮竝に靖國神社に參拜し恭しく、聖壽の無窮と皇軍の武運長久を祈願し奉り、同日午前十時から愈々會議日程に入る。會同は鹽野司法大臣の訓示、長島次官の注意、瀧川行刑局長の指示及注意に始まり、午後より引續いて諮問事項、協議事項の協議を行ひ、越えて十三日午前司法大臣の臨席をえて諮問に對する答申を爲し、茲に恙なく日程を終了、午後より大藏省政務次官太田正孝氏の戰時財政に關する講演及び日支事變のニュース映畫を觀覽し、それ／＼深い感銘の裡に散會した。

なほ會同に先立ち十日午前八時から新裝の東京拘置所武道場を會場に刑務協會主催の第十回全國刑務所武道大會が催され（前號武道會記事參照）、一方同日淺草本願寺では兩本願寺主

催の全國刑務官物故者諸士及び全國刑務所收容中死亡者追弔法要が嚴修され、協會長は花輪一對をおくり物故者の冥福を祈つた。尙同日午後六時には恒例の刑務協會の所長及評議員の招待會が幸樂に開かれ（前號記事參照）、十二日夜は歌舞伎座に輔成會の所長招待、東寶劇場に刑務協會の隨行員招待があり、袴をぬいで黨々の裡に一夕の歡をつくした。

會同日程

- 十一日（午前八時）明治神宮竝靖國神社參拜（十時より於本省會議室）司法大臣訓示、次官注意、行刑局長指示（午後一時より於刑務協會協議室）協議會（五時半より於法曹會館）司法大臣所長饗宴（於目黒雅叙園）司法次官隨行員饗應
- 十二日（午前八時より）協議會（午後三時より於總理大臣官邸）總理大臣招待茶會（午後五時より於歌舞伎座）輔成會所長招待（於東寶劇場）刑務協會隨行員招待
- 十三日（午前八時より）協議會

會同に於ける諮問事項竝に協議事項は次の通りである。（諮問事項答申内容は前號「訓令通牒」三頁參照）

諮問事項

- 一、現下ノ時局ニ鑑ミ行刑上考慮スベキ點如何
- 二、短期受刑者ノ處遇方策如何

協議事項

- 一、刑務職員ノ定年制度確立ノ要ナキヤ
- 二、ブロック統制作業施行方法改正ノ件
- 三、刑務作業用品購入所ヲ東京、大阪ニ設置ノ件
- 四、受刑者ノ衣食住ニ付考慮スベキ點ナキヤ

鹽野司法大臣訓示

過般私は圖らずも再度の大命を拜しまして、引續き司法の重責を負ふに至つたのでありますが、其間速かに各位と會同し行刑事務に關し御協議を煩はし度いと考へて居りましたが、國務多端の爲容易に其の機を得ず、漸く本日茲に各位の參集を得たのであります。時恰も支那事變に逢遭し、國家重大の時局に直面致しまして、吾人の任務益々重きを加へ、本會同の意義亦極めて深きものがあるのであります。各位は深く國家の現在竝に將來に思を致され、幾多行刑界喫緊の諸問題に付眞摯に意見を開陳せられ、本會同の目的に副ふ様努められんことを切に希望

致す次第であります。

一 今次の事變は各位既に御承知の如く、東洋平和の眞諦を理解せざる支那が我が誠意を曲解し、不遜暴戾なる行動を重ねたるが故に、我が帝國が決然起つて膺懲の擧に出たるものでありまして、帝國の此の行動は天地の大道に立脚し、極めて重大なる意義を有するのであります。されば第七十二回臨時帝國議會の開院式に當り、畏くも至尊に於かせられましては、特に優渥なる勅語を賜ひ、帝國の嚮ふ所を明かにし、我等國民の進むべき道を垂示し給ふたのであります。聖慮宏遠洵に恐懼感激に堪へざる次第であります。各位は克く聖旨を奉戴し、職務に盡瘁し以て奉公の至誠を致さんことを期せねばならぬのであります。

一 今や彼地に於て正義皇軍の向ふ處固より敵はなく、日々連戰連勝の快報を耳にしつつありますことは御同慶に堪へざるところであります。同時に銃後國民の責務更に層大なるを感ずるのであります。申す迄も無く、我が行刑方面に於ても既に多數の職員が征途に上り、君國の爲獻身戮力致して居るのであります。其の結果として各位の執務上の負擔は倍加し、其の辛勞洵に察するに餘りあるのであります。

然し乍ら、家郷と斷ち、故國を後にし、一意君國に奉ずる諸士の心中を思はば、各位は残されたる家族の慰藉竝に援助に努むる所あると同時に、各自職務負擔の増大を意とせず、

多々益々之を辨じて苟も過誤なきを期し、一面各部門に互り検討を加へ、舊慣に泥まず、因襲に捉はれず、是非得失を審究し利を進め弊を矯め、斯界の刷新を圖り、以て出征諸士をして眞に後顧の憂なからしむる様、努めなければならぬと存ずるのであります。

一 惟ふに近時我が國の行刑は、各位不斷の努力に依り格段の向上發展を見るに至りましたることは、余の最も欣快とするところであります。固より文明國家の行刑理想よりすれば猶改善を要すべき餘地も相當あるであります。さりながら今日我が國の行刑に於きましては、其の施設の點に於ても、將又運用の點に於ても、最早諸外國を模倣追隨の時代ではありません。飽くまでも我が國独自の國本精神に立脚したる行刑機構を確立し、我が國情に即したる刑政の運用に努む可きであります。即ち我が國の行刑は、我が國民に最も適合したる行刑であらねばならず、其は申す迄もなく收容者をして、我が尊嚴なる國體の精華を認識體得せしめ、堅忍不拔の意氣を以て滅私奉公の誠を致さしめ、眞乎日本人たらしむることにあらねばならぬのであります。是實に行刑の指導精神であり、戒護檢束の完璧を期する上に於ても作業教誨の施行に際しましても、總て之を基調とし此の一大指標のもとに統合せらる可きものであります。各位は克く此處に留意せられ、國家負託の任務を完うする様、部下職員と共に奮勵せられんことを望

らば、各部門の連繫は斷たれ摩擦を生じ、其の結果は行刑事務全體の澁滞を招來し、活動を減殺するの外はないのであります。故に行刑各部門に於ては、偏に自制戒し他部の職司を尊重して干犯することなきは勿論、寧ろ己を空して他の爲に資し、和合協力、所謂刑務一體の實を揚げ、刑政最終の使命に向つて努力邁進せられんことを切望して止まぬ次第であります。

長島司法次官注意事項

今回各位の會同に際し、行刑に關する所懐の一端を開陳するの機會を得ましたことは、洵に欣幸とする所であります。

一 國家刑罰制度の要諦は、嚴正公平なる檢察裁判と適正妥當なる行刑とが緊密に連携協調し、兩々相依り以て圓滑なる運行を見る所に始めて之を期待し得るものでありまして、其の孰れか相伴はざる所あらば到底刑政所期の目的を貫徹し得ないであります。曩に裁判所長、檢事正會同席上此の點に關し、留意を請ふて置いた次第であります。一層裁判所、檢事局に近接し理解を深くするは緊要の事であると存じます。行刑事務が複雑多岐にして至難なることは、今更申す迄もなく、各位不斷の御努力には常に敬意を表しますと同時に、其の御心勞に對しましては御同情に堪へぬ次第であります。此

みます。

一 行刑の機構如何に善美なるを得ましても、其の人を得るにあらざれば效用を爲すを得ませぬ。茲に於てか職員の素質向上は、忽にするを得ざる問題であります。殊に收容者の教化は、日々之と接觸する刑務官吏の人格に依る所極めて多いのであります。行刑の職に携はる者は、常に修養に専念して品格を高め、其の言行は以て官界の模範となり、世人の儀表となることを期せねばなりません。若刑務官吏中に其の職務を汚し、他の指彈を受け、社會の嘲笑を買ふが如き者ありましたならば、單に綱紀を紊るに止まらず、刑務官吏一般の威信を失墜し、延ては累を收容者の教化改善に及ぼし、行刑の目的を根柢より破壊するに至るのであります。凡そ人を匡さんとする者は、先づ己を正しうするの要があるのです。各位は所謂人格第一主義の下に行刑諸般の經營に當り、大に吏道を振肅して範を示すに努められ度いのであります。

一 戒護、作業、教誨、保健は行刑の四大部門であり、其の職司は夫々相異るところがありますけれども、其の目標とする所は收容者を教化改善するの一途に歸し、相互に連關不離の關係に立ち、茲に始めて行刑運用の妙を發揮することが出来るのであります。従つて其の何れを重しとし、何れを輕しとして評價するを許されぬのであります。假に其の一部門に於て協調融和の精神を缺き、專擅放恣の行動ありとしましたな

の至難な行刑事務の遂行に付最も必要な事は、先刻大臣の御訓示にもありました如く、刑務官其の者の人格に在ることは多言を要しないところでありまして、各位は常に部下職員の教養並に人格の向上に十分なる指導監督を致され、行刑事務の完璧を期せられ度いのであります。

一 刑務職員の待遇是正、勤務緩和の問題に就ては、當局として常に深甚の考慮を拂ふて居るのであります。國家財政等の都合上本年度に於きまして、漸く看守長二十五名、看守二百五十名の増員を得たに止まります。之を以て全國各所の要求を充すことは、到底不可能と謂はねばならぬのであります。又刑務官吏の職責の重大なるに比し、其の地位待遇が之に伴はずして頗る菲薄であります。之等は誠に遺憾に存する次第で、鋭意調査研究を進め財源の許す限りに於きまして、人員の増加のみならず待遇是正に就きまして、之が實現を企圖して居るのであります。乍然、現下非常時局に於ける國家の財政現狀を以てしては、或は早急に之が目的達成の見込なきやも計り難いのであります。場合が場合でありますから之を諒とせられ、職員士の士氣振作につき一層の御配慮を煩はしたのであります。尙今回の事變發生以來、各部門共相當應召職員を出し、事務の負擔が増加して參つたのであります。之は眞に止むを得ざることと思ひます。無し戒護上に缺陷を來しては一大事でありますから、缺員補充經費を特

別議會に提出し、幸ひ之が豫算の成立を見るに至りましたことは、御同慶に存ずる次第であります。乍然九月一日以降の應召者の數も既に多數に達し居り、今後も更に那邊迄召集を見るや全く豫斷を許さぬ情勢であります。各位は職員配置その他各般の組織につき、再検討を試み根本的の改良を加へ、各々其の職分に恪遵し、全力を傾注し戒護檢束の完璧を期して、國內の治安に寄與するは勿論諸般の事務に過誤なきを期するの覺悟と用意とがなければなりません。

三 刑務作業は近年著しい躍進を遂げまして、昭和十一年度には其の調定額遂に壹千四拾餘萬圓の多額に達し、今や收容費總額の壹千百餘萬圓に到達するの遠からざるを豫想し得らるるのであります。好成績は洵に力強い極みであります。之は固より刑務職員各位の、不斷の御努力と作業經營其の宜しきを得た結果であることは申す迄も無いことではありますが、同時に又收容者がよく各位の指導の下に勉勵努力した結果に負ふ所あるは否むべからざる點であります。右は單に刑務作業の爲のみならず、行刑教化の上から申しましたも洵に欣快に堪へぬ次第であります。殊に本年八月支那事變勃發以來、軍需品の注文殺到致したる爲各所に於ては、日夜異常の努力を以て其の製作に従事して居られることは、行刑の爲將又邦家の爲感謝に堪へぬ所でありまして、茲に各位の御努力に對して深甚の謝意を表すると共に、今後尙一層の御奮闘を以て、

より以上の好成绩を擧げらるる様、希望して已まぬ次第であります。特に○需品の製作に就きましては、其の納期、製品の良否等、直接軍の企畫行動に影響する所尠からざるものがあらうと存じます。各位に於かれては一層周到の配慮と渾身の努力を以て○の期待に副ひ得るやう遺憾なきを期せられたいのであります。戦線に活躍する我が忠勇なる將兵が、受刑者の○○品を使用し聖戰を續くるの事を思へば、刑務作業として銃後の御奉公之に過ぎたるものは無いと思はれるのであります。何卒邦家の爲御奮闘を願つて已まぬ次第であります。殊に先般作業助手の臨時設置も議會に於て容認せられた結果、幸に○需品の製作に手不足を來たして居る所へは、夫増員を爲すことを得たのであります。國費多端の際斯かる經費の増額を容認せられたに付ては、意のある所を篤と考察せられまして、○需品の製作に當られたいのであります。序でながら申上げておきますが、此の作業助手は固より○需品製作の爲の臨時施設でありまして、事變終了の曉は當然廢止せらるべきものでありますから、其の際の整理に付ても豫め考慮の上、適當の御處置を願ひたいのであります。

四 教化の任務とする所は、畢竟受刑者を善導し忠良なる日本臣民として、社會に更生せしむることにあるのであります。されば教誨に當りましては、宏大深遠なる我が國體の精華を明徴にし、國民精神を把握せしむるの要があると共に、現下の

時局は之を教化の上に反映せしむるに絶好の機會であります。此の秋に當りまして、受刑者をして據つて進むべき道を知らしめ、國民の一人として確乎不動の信念を培ひ、困苦缺乏に堪へ國家の難局打開に協力するの精神を、將來の實生活上の上に顯現する様、教導するの必要ありと存するのであります。尙教化は獨り教誨師、教師のみの任すべきことではありません。職を行刑に奉ずる者は、戒護、作業、保健何たるを問はず、凡て渾然一體となり和心協力受刑者の改善に向つて邁進すべきであります。斯くして始めて刑務官即ち教化官たる理想の實現を見るのであります。各位は部下職員の指導上、特に此の點に注意を拂はれんことを切望して已まぬ次第であります。

五 刑務所衛生状態は、各位の御努力に依りまして逐年良好に向ひつつあることは、收容者の死亡率が既往に比較して著しく、減少せる點よりするも明らかであります。大なる收容者への福音と申すべく、誠に御同慶の至りであります。

想ふに收容者に對する保健衛生の中軸を爲すものは、衣食住並に作業であります。殊に食糧は收容者の保健上最も緊密の關係を有することは、今更申す迄もありません。然るに近時甚だしく物價騰貴の結果、特に副食物の給與上相當困難の事情ある事と思ひます。豫算上の對應策成らざることありとも、之等食品の購入に際して更に一層の研究と考慮を拂ひ、

其の給與上萬遺憾なきを期せられたいのであります。今や擧國非常の秋に際しまして、刑務所に於ても緊急○需品製作等の爲、作業時間の延長或は徹夜作業の已むなき状態で、職員等の努力と收容者の勞苦とは誠に察するに餘ある次第であります。然も之等○需品製作の爲に作業能率に無理を敢てし、就業者をして過勞に陥らしむるが如きは大に考慮せねばならぬことと思ふのであります。由來心身の過勞は、疾病に對する抵抗力を減殺し、爲に傳染病等に冒され易い處れがあるのであります。若し不幸にして刑務所の如き集團の場所に、一度傳染病の侵入を見るやうなことがありますれば、其の結果は誠に恐るべきものであります。爲に所内總ての機能は停頓し、緊急○需品製作にも重大影響を及ぼし、延ては國家の爲遺憾此の上なき結果を招來することとなるのであります。各位は此の際特に收容者の養護上、一段の意を用ひられんことを望みます。

六 今回司法省分課規程が制定せられましたことは、各位の御承知の通りであります。行刑局に於きましては四課が設けられ、刑務に關する事務を第一課に於て、作業に關する事務を第二課に於て、教化に關する事務を第三課に於て、保健に關する事務を第四課に於て夫々掌することに相成つたのであります。各課分掌事務の内容は、既に訓令其の他に依り御諒承のことと存じますが、斯様な制度が採用せられたのは、要する

に本省の機構を一層整備充實し、司法事務の刷新を圖らんが爲に外ならぬのであります。

七 前述の如く諸物價は騰貴の趨勢を示し、既に昭和四年頃の物價指數にも近からんとするの状況であります。然るに本年の豫算編成に方りましては、諸種の關係上、右物價騰貴に因る經費の増嵩を計上してありません。従つて各所に分賦される豫算額も、大體昨年と變りは無い譯でありますから、豫算を施行せらるる上におきまして困難の事情を伴ふことは存じますが、各位は事の緩急輕重に應じ精々節約を旨とせられ、豫算の運用上違算なきを期せられたいのであります。

瀧川行刑局長指示事項

只今は大臣、次官より御懇篤なる御訓示、御注意があらましが、何れも時局に鑑み洵に喫緊且重要なる事項でありまして寸時も忽にするを得ませぬ。之を行刑部内に徹底し、事務上實踐に移すことが本會同の主たる目的であり、又御互の責務であると存じます。各位御歸任の上は、夫々部下職員に對し遺漏なく説示せられ、全職員一團となり御趣意のある處を直に實行せられん事を特に懇望する次第であります。

曩に私は乏を以て此職を汚し、既に半歳を超えました。幸にして上長の御指導と刑務所長各位の御努力とに依り、時局重大にして行刑上にも幾多困難なる問題ある時期に對處し、大過な

きを得ますことは、誠に難有感謝に不堪次第であります。以下所管事項中の若干に付所懐を述べて、更に御留意を煩はすことに致します。

猶茲に御諮り申度き一事は、刑務官會同始まつて既に年あり其間の訓示に注意に、其の一つ一つは實に珠玉も唯ならざる行刑將來の導きでもあり、戒めでもあるのであります。又諮問、協議の内容には、従ふべく據るべき好資料の存することは論を俟たないことと考へます。唯之等の悉くが行刑の實際に遵守せられ、實行せられ居るかと言ふ點に付きましては、實行に骨が折れ困難が伴ふと言ふと、遂其儘になつて實施されずに居る事柄も、多い内には必ずあるであらうと存じます。折角の結構な御趣旨等が埋もれて居ると言ふ事では、眞に遺憾なことでありますから、其處で思ひまするに、各刑務所には安全週間、修養週間、衛生週間等の催が毎々ありますが、其と同じく何々週間と言ふ様に年中行事の内には是等を織込んで仕舞つて、實行に移すと言ふ事も一つの方法ではないでせうか。愚見を述べて御參考に供し置きます。

一 近時庶政刷新の機運愈々昂まり、吏道の肅正亦益々其の實を擧げ來り、我が行刑界に於ても全く舊殻を脱し、躍進日本を語る清新の氣分に満ちて居るの姿を見るは、寔に御同慶の至りであります。然るに最近異例のこととは思ひますが、此の軌道を脱して私利私慾を圖り、或は不義不徳を敢てし、官の財産

を私消し、又は外部の請託に依り賄賂を受くる等の職務犯罪を敢てし、其甚しきに至つては人の身體生命を侵犯して刑事の訴追を受け、自分の勤務せる刑務所に却つて自ら收容せらるるが如き者をさへ出すに至りました事は、行刑界の爲眞に遺憾に堪へない次第であります。斯かる不祥事はよしんば稀有の事に屬すと致しましたが、近時行刑に對する一般國民の關心漸く深からんとする時期に當つて、其の影響する處尠くはなく、延いては行刑の陣營に一大暗影を投ずるの結果ともなるのでありますから、各位は部下職員をして自戒自肅し、斯かる不祥事の再發せざる様御配意あらんことを望みます。

二 行刑部内に上を敬ひ同僚部下に厚うするの禮節美風の存することは、何人も首肯致す點であらうと存じます。然し之も其度を越えぬ様心しませぬ限り、或は一片の社交儀禮の末に走り、甚しきに至つては何等か爲にするの存意あるやに人をして揣摩臆測せしむるの慮なしとしませぬ。殊に對者の欲せざるに強ひて宴席を設け、又は不相當なる贈物を爲すが如きは、好意に似て實は却つて之に反するの結果を見ること多かるべく、部下を教ふるに此邊の御配慮極めて肝要なるやに考へます。

三 明朗にして心裡に留保する處なきは、是人に接するの要諦であります。疑心暗鬼に心紊れ憂悶焦慮に思ひ煩ふ被告人、借ては兎もすれば誤解邪推に驅られ勝にして冷靜沈着を缺き

易き情操の受刑者に對しては、特に其要あるを認めます。今や我が行刑界の明朗化は、應舎設備の上に職員の心構の上に着々實現し、窓口事務の改善に依り外來者の方面にも多大の關心が拂はるるに至りました事は欣快の至りであります。是等の點に於て猶幾多試むべき餘地存することと思はれます。各位に於かれましては夫々見る處に従ひ、更に一層其實效を擧げられんことを希望致します。

四 凡そ刑務事故中最も注意を要すべきものは逃走であります。行刑の一面は犯人の社會的離隔即ち拘禁を前提とするものでありまして、此拘禁に空隙を存することは當に行刑の威信を傷くるのみならず、社會に對して不逞脅威を與ふるの結果となります。最近數十年間の成績に徴するに、概ね逃走事故減少の傾向にあります。然るに本年に入りまして俄然増加となり、八月現在に於て既遂十件十三人に及び、前年同月の既遂六件六人に比し略倍加して居りますことは洵に遺憾とする處であります。若し之が事變に基く職員の手不足より延いて戒護力を薄弱ならしめたる不得止に出でたるものとせば、寧ろ本省當局者たる我々先づ自ら省みる處あらねばなりません。之に反し第一線事務に過失懈怠あるものとするならば、更に一段の緊張を要望して止まぬ次第であります。個々の事態に付仔細に御検討を煩はして置きます。逃走以外の事故に就きましては、自殺、傷害、火災何れも前年に比し著しき増

減なく、總數の上からは寧ろ減少して居りますので、茲に省略することと致します。

五 今次事變に當り刑務職員中よりも多數出征者を出し、受刑者中よりも之亦相當の應召者を出しました事は、行刑界が國家に對する責務の一端を果したる次第で、些か意を強うするものがあると共に、我々に代はり征途に上られたる諸士に對しましては、洵に感謝に堪へざる處であります。斯く多數職員の出征を見たる反面には、依つて生ずる減員の補充意の如くならざる爲、職員の配置上多大の困難を來し居らるることと御推察申します。然るに各位は克く之に善處せられ、爲に未だ大なる破綻を生じたることを耳に致しませぬ。之全く職員一統の事變に對する奉公協力の賜と深く感謝する次第であります。過般、將來更に一層緊迫を加へたる場合有之べきを想定し、職員の配置計畫に關して各位の御考究を煩はしましたる處、各々其の場合を豫想し或は實驗を試むる等適切なる對策を具し回答せられ、洵に適正妥當の配置計畫と思考致され、好個の參考資料に相成りました。斯かる計畫は平常より整備し置き、獨り今次の非常時に限らず、天災、地變、火災其他異變時に當り臨機適用することを心掛け置くべきであると存じます。例へば逃走事故に際し、一方職員の一部を出勤して其の搜索逮捕に當らしむると共に、他方一般受刑者の就業拘禁等に支障なき配置を爲すが如き場合も豫想するに難くない

各所の犠牲的努力に依り作業の分布割當圓滑に行はれたると、指導者、技能者の集結轉換容易に行はれ、従前耳にしたるが如き持て剩ましたる受刑者を是幸と他所に押付け、恬として恥ぢずと言ふが如き不道徳的な弊習減じたること。

其四 作業材料、機械、器具買入に付調査研究の進歩
從來兎角に各所個別區々に處辨せられたるものが、綜合比較せらるるに至り良品を格安に入手するの便宜あること。是等の美風は何卒非常時變の間に止めず、平常に復して後も永く持續せられ度きものであります。

本年度より本省に作業統制に當るべき事務官一名の増員が行はれました。各位は此の統制機構を最も克く助勢し、且有效に利用せられんことを望む次第であります。

七 教化は終局するの處受刑者をして健全なる國民たらしむるにありませぬ。従つて我が國體の精華を認識せしむるが其の、第一義であらねばなりません。之が爲には國本精神の涵養、敬神崇祖の思念培養に力を致すの必要があります。

造拜所の設置、國旗の掲揚、四大節に於ける擧式、勅語謄本の御下附等は右に寄與する處あらむとするものであります。而して現下の事變は非常時意識を注入するに最も有効にして日本人たるの自尊心を取戻さしむるに恰好の時期であります。平時五年或は十年を以てしても猶其效を收め得ざりし教

でありませう。各所共夫々設備の模様、四圍の事情又は主たる作業等を異にする關係上、之を一律に定むる事は出來ないのでありますから、各々其の所に對應したる配置計畫を考案せられ、變時に處して萬遺憾なきを期せられ度いと存じます。

六 刑務作業は近次進展の跡大に見るべきものがありますが、今回事變に依る〇需品の製作に至つて、職員と收容者とは宛然一體となつて涙ぐましく奮闘を續け、規格に適合する良品を製出して多大の信用を博し居ることは、洵に感謝に堪へぬ次第であります。又此の非常時の作業は、幾多の示唆に富み良習を生んだこととあります。

其一 製品納入期限の恪守
決して遅延せぬのみか却つて期限前納入の風を生じたること。

其二 手工業より機械化への轉進
刑務所が人手の多き處より、専ら手工業に依り急速多量の製作に應じて來ましたが、能力以上の注文殺到と受刑者の減少、殊に熟練技能者の不足は遂に機械工業へ推移の機運を馴致しました。従つて將來猶減員を見ることがあるも頗る意を強うするに足ること

其三 作業の分布、指導者、熟練技能者の集結圓滑に行はれたること。

化も、此際に在つては或は單に一日を以て優に改善の實を擧げ得るやも計られぬのであります。然らば各人の任務の戒護たると作業たると教化たると將保健たるに論なく、此際協力一致して遷善の効果を確實に收むる様、奮勵致さねば相成るまいと存じます。

八 思想犯受刑者は其左翼たると右翼たるとを問はず、概して智識階級の者多く、其の人間性に於ても豊かなる者尠からざる結果、心なくして特種の取扱を爲し、好意を寄すること過ぐれば處遇寬に流ることなしとせませぬ。斯かれば一般收容者との處遇に差異を生じ、所内の均衡を破るの慮なしとせませぬ、事の發生せざるに先ち敢て御注意を請ふて置きます。

九 收容者の戶外運動に關しては、單なる通牒のみを以てはよく其の意を盡すを得ませぬので、此の機會に補足致して置きます。古を追へば明治二十年代巢鴨監獄に於て、郊外作業に毎日出役の際並に歸還に當り實に堂々たる大部隊を編組し、之が整然たる部隊行進を行ひ居たることは現に寫眞に残り居り、同じく此の年代に仙臺監獄に於ては、囚人の歌等各種を囚人をして合唱せしめ、明治三十年代金澤監獄に於て軍歌を唱和せしめたる記録が存して居り、徒手體操の如きは隨時隨所に行はれたる様な次第で、既に斯界先人夙に着手ありたる處でありまして、何等新奇を好んだ次第ではありませぬ。戸

外運動差當の目標は、國家が保護を加へて居る收容者を、顔面蒼白見るからに病弱の如くにして社會に戻すことは之を避け度しと言ふにあります。副作用としては日光浴と大氣呼吸に依る在所者の健康増進、延ては心身の倦怠疲勞恢復に依る作業能率の増進を目指して居ります。軍歌唱歌の合唱差當の目標は、緘黙を強ゆることの心身への好ましからざる抑制を避け、禁を犯して祕に交談私語するの弊を除くにありますが、併せて收容者の健康保持に役立ち、座臥進退に明朗爽快さを加へることであらうと考へて居ります。之等を午前午後二回の休憩時に夫々施行するの方針に出でた點は規定にあることであつた事であらうと思ひます。元大原勞働科學研究所長輝峻醫學博士の研究の結果に従つたものであります。同博士は紡績女工に依る實驗に更に幾多の調査研究を加へ、午前中の休憩は一見心身共に新鮮味に満ちて居る際に休息を興ふることに依り、折角作業に慣れ好調を加へ來つた最も能率揚がりつつある際を打切ることになり、作業の成績上よりすれば甚だ不利益なりとの工業界の反對論あれども、斯くの如きは單に目前の現象のみを見て、全作業時間に互つての疲勞の襲來如何なりや人の緊張味持續の度合如何を無視せる理論にして、全作業期間を大なる疲勞、之に基く過失なくして比較的大差なき緊張度を以て操作するの成績可良なるを思はば

多く論議の餘地なき問題なりとの理論を踏襲したるに外なりません。之を全國刑務所に實施したる結果は、私の最も知らんと望む處なのであります。若し午前中の休憩は無用にして、午後に合併し三十分の休憩となす方適當にして且作業成績も可良なりとの實驗の結果を得ましたならば、之を其如くに改むに何等躊躇するものではないのであります。獨り之に止まらず、其他各般の施設にして改むべきものあるならば、忌憚なき御意見を得て善處致し度いと存する次第であります。

一〇 收容者の服制に付ては多少の考慮を加へ置きましたが、次に是非共解決致さねばなりません。食糧問題であります。此の方面にも若干の研究調査を進めて居りますが、各位の御意見に俟つて大に改善に努め度いと存するのであります。諸物價の騰貴を見たる今日、主食は別として菜食に付舊時と大差なき經費を以て日々の給食に當り、困難多き點は推察に餘りある次第であります。然し乍ら非常時局を前にして是等費目の増額思ふに任せざる場合もあらば、現状の儘を以て猶克く收容者に必要度の滋養量を支給せねばならぬのであります。此點御留意を煩はし置きます。又食等は舊制其儘に過ぎて居りますが、之も或程度の整理と訂正を要するものがあるであらうと思ひます。肉類野菜等原料の綜合購入と配給の一事も研究の要ありと存じます。味噌醬油の類の自給自足問題もあります。以上は單に本會同文の付の問題ではありません。

ん、常に十分なる御研究を煩はして置きます。

一一 次に本年度豫算につきましては、次官よりも御説明がありました様に一部人件費の増加致しました外、大體既定豫算が踏襲されて居ります。諸物價騰貴が御承知の通りの情勢でありますのに加へ、事變の推移に依りましては避くることの出来ない經費の膨脹を伴ふことと存じますので、今後に於ける豫算の實行におきましては、餘程戒心の要があるのではなからうかと存じます。従つて物品の消費保存等に付今一層の御注意を願ひ、購入物品に付きましても慎重に攻究せられまして、出来る丈手控の方針に出でられ度いのであります。又護送費の決算額は逐年増加を致して參り、就中護送人費、吏員旅費及自動車修繕に於て著しく増加の傾向にあります。勿論都會地に於ける收容者の激増を緩和する爲、又は作業經營上技能者の移送等に基因するところ大なりと思料せられますが昨年看守長に對する鐵道貨減額支給の一部をも緩和せられ、支出膨脹の折柄でありますので、諸般の事情を參酌し不急の護送は之を見合せ、又自動車の保存上につきましても常に最善の方法を講ぜられ、中古品に對し多額の修繕費を支出するやうなことも大局より見まして考慮を要しますから、機關部や運轉操作機能以外の補修につきましては、多額の經費を投ぜられぬ様注意を願つて置きます。

瀧川行刑局長注意事項

庶務に關する事項

- 一 判任官並判任待遇者新任官シタル場合其ノ考績調査ノ提出著シク遅延シ又ハ定期提出迄延引セラル、向アリ 右ハ當局ニ於ケル取扱上ノ不便ヲ來スヲ以テ斯ル場合ハ一ヶ月以内ニ一應ノ視察ヲ遂ケ其ノ結果ヲ可及的速ニ提出セラレ度ク更ニ定期提出ノ際ニ詳細ナル視察ノ結果並ニ之カ訂正増補ヲ報告相成度シ
- 二 考績調査並履歷書提出ノ際軍籍事項アルニ不拘全然之ヲ脱記スル向アリ 爾今右事項アル者ハ脱漏ナク記載シ又無之者ニ對シテハ必ス「兵役關係ナシ」ト明記セラレ度シ
- 三 看守長任用候補者ノ報告ヲナス場合官公中等學校以上ノ卒業業者ニ對シテハ學校成績表及履歷書等ヲ添付セラレ度シ
- 四 判任官懲戒事件審査上該事件關係看守ノ懲戒處分ハ參考上必要ニ付其ノ懲戒上申ノ際ハ必ス看守懲戒處分ノ結果ヲ上申書末尾ニ附記セラレ度シ
- 但シ該上申當時未タ看守ノ懲戒決定セサル場合ニ於テハ其ノ後ノ追報ヲ忘ラサル様留意セラレ度シ
- 五 定期報告並調査書類提出方遅延ニ付テハ從來機會アル毎ニ

注意スルトコロナルモ未タ其ノ勵行ヲ見ルニ至ラス事務處理上支障尠カラサルヲ以テ指定期日迄ニハ必ス提出セラレ度シ

第一課所管事項

一 刑務ニ關スル事項

(一) 刑務事故報告書ニ付キ或ハ徒ラニ文書ノ體裁ニ提ラハレ事實ノ真相ヲ把握シ難キモノ或ハ前後相齟齬シテ眞因ヲ理解シ難キモノ等アルヲ以テ將來スルコトナク卒直具體的ニ記載シ正鵠ヲ期セラレ度シ

(二) 最近刑務事故ノ未遂ニ關スル報告ヲ省略スルノ傾アルモ本來之ヲ未然ニ防止シ得ルハ平素部下職員ノ訓練宜シキヲ得戒護視察ノ周到ナルヲ立證スルモノナレハ一般戒護檢束方法ノ研究調査上又其ノ所看守定員ノ配置拘禁設備ノ模様替其ノ他所要事項ノ審議上參考トスヘキモノ尠カラサルモノト思料セラレ、ニ付將來ハ洩レナク一應報告相成度シ

(三) 最近拘禁區分ニ悖リ漫然區分外拘禁者ノ收容ヲ繼續スルノ向アルモ右ハ作業上教化上其ノ他特別ノ事由ニ基キ認可ヲ得タル場合ノ外許サレサル儀ニ付其ノ必要アルトキハ收容者區分外拘禁ノ認可申請手續相成其ノ適正ヲ期セラレ度シ

二 累進處遇ニ關スル事項

(一) 累進處遇ニ關スル調査報告書中ノ記載人員ト行刑統計ニ依ル人員トハ一致スヘキモノナルニ不拘實情ヲ見ルニ其ノ間

ニ著シキ相異アルヲ見ルヲ以テ左記事項御注意ノ上報告ノ完全ヲ期セラレ度シ

(イ) 右調書記載人員ノ行刑統計報告例及様式(大二、一〇訓令七號)凡例第四號參照ノコト

(ロ) 累進處遇令第二條ニヨル除外者ノミナラス第八十六條ニヨリ同令ノ適用ヲ爲ササルモノニツイテモ記載漏ナキコト

(二) 支所ニ於ケル報告ハ往々脱漏アルヲ以テ爾今本所ニ於テ一括取總メ(本支所別ニ作成ノコト)報告セラレ度尙記載事項ナキ場合ト雖モ其ノ旨明示スヘキコト

三 經理ニ關スル事項

(一) 看守勤勉手當ノ配賦額ニ付テハ一時間當リノ給與額ノ公平ヲ期スル爲其ノ算定方法ヲ改メ最近年度ノ給與延時間ノ實績ヲ基礎トシ各所ノ特殊事情ヲ斟酌決定セラレタル次第ニ付豫メ年度内ノ實行計畫ヲ樹テラレ指定額ノ範圍内ヲ以テ處辨方留意セラレ度シ

(二) 看守被服地不要調提出ニ際シ在庫品ノ調査粗漏ノ爲使用ニ堪ヘストシテ計上セラレシモノ中尙相當使用ニ堪フルモノアルカ如シ 將來仔細ニ檢討シテ調書作成セラル、ハ素ヨリ經費節約上物品ノ使用保管上ニツキ一層ノ御留意ヲ望ム

(三) 看守弔祭料豫算増額上申ニ關シテハ昭和九年六月會甲第二、六〇四號通牒ニ依リ一定ノ明細書ヲ添付提出セラルヘキ

- 管ナルニ今尙之ニ依ラサルモノアリテ計算ノ基礎明確ナラス爲ニ照復ヲ要スルモノアリ爾今必ス該明細書添付提出方勵行セラレ度シ
- (四) 經費實費調書決算額欄中様式所定ノ數量及人員ノ記載遺漏セルモノ多ク處理上支障尠カラサルニ付脱落セサル様留意セラレ度シ
- (五) 近來現員現給調ノ提出ヲ著シク遲延シ甚タシキハ不用意ニモ之カ提出方失念スル向アリ必ス當月十日迄ニ提出アリ度シ 尙自動車運轉手及助手ヲ就業費支辨ト護送費支辨トニ區分方注意セラレ度シ
- (六) 内國旅費増額上申ニ該リ左記事項注意セラレ度シ
 - (イ) 携帶家族ノ氏名年齢(十二歳未満者ハ生年月日共)ノ記入ヲ脱漏セサルコト
 - (ロ) 家族移轉料ノ計算ニ於テ壹錢ノ誤算アルモノ極メテ多シ右ハ大人二人小人一人ノ場合ニシテ最初各人ノ移轉料ヲ厘位迄算出シタル後三人分ヲ合算シタルモノヨリ厘位ヲ切捨ツルモノトス
 - (ハ) 日額旅費支出ヲ要スル爲豫算ノ増額申請ヲナス場合ハ當該日額旅費ノ認可年月日記番號ヲ備考シテ附記ノコト
- (七) 本省指令定員外囑託者ノ轉免昇給等ノ報告ヲ怠ル向アリ豫算處理上支障アルヲ以テ其ノ都度洩レナク報告アリ度シ

- (八) 工事施行ノ必要アリトシ稟請ノ結果特ニ修繕費豫算ノ令達ヲ受ケタル場合ニ於テ之ヲ認可セラレタル工事以外ノ費途ニ流用使用スルカ如キコトアラハ當該豫算ノ目的ニ反シ妥當ナラサル次第ニ付若シ相當ノ剩餘ヲ生スル見込アラハ速ニ事由ヲ具シテ豫算減額方稟請セラルヘシ
- (九) 年度當初ノ豫算處理方ニ關スル通牒ニ依リ收容費雜費ノ收容者一人當費額ヲ指定シ之ヲ超過セントスルトキハ豫メ内議セラレヘキ管ナルニ之カ手續ヲナサス著シク超過支出ノ向アリ將來指定額ヲ超ヘ支出ノ要アル場合ハ事由ヲ詳具シ内議方勵行アリ度シ
- (十) 既設自動車ニシテ全ク使用ニ堪ヘストナシ之カ補充ノ認可ヲ受ケタルニ拘ラス代車購入後依然トシテ舊車使用ノ向アリ 斯クテハ新車補充ノ要ナカリシ次第ニ付舊車ヲ使用シ得ラル、限り新車ノ補充ヲ計畫セサル様注意セラレ度シ
- (十一) 自動車ノ購入又ハ廢車處分ヲナシタルトキハ刑務所主要機械類報告ニ關スル通牒ニ基キ其ノ都度該カードヲ提出セラルヘキ管ナルニ往々購入後數ヶ月ヲ經過スルモノ等附ニ付スルノ事例アリ 處理上支障尠カラサルニ依リ異動ヲ生シタルトキハ直ニ提出方勵行アリ度シ
- (十二) 大臣ノ認可事項ニ屬スルモノ例ハ新管工事ノ稟請書ヲ局長宛トスルモノアリ 爲ニ照復ヲ重ネ無用ノ手数ヲ要スルヲ以テ會計事務章程ノ運用上注意セラレ度シ

第二課所管事項

- 一 本年度就業費本豫算ハ六、〇七四、一四六圓ニシテ之ニ臨時議會ニ追加豫算トシテ計上承認ヲ經タルニ、〇五二、五六二圓ヲ合シ、八、一二六、七〇八圓ノ所其ノ大半五、七〇〇、二三〇圓ハ上半期ニ於テ既ニ配付ヲ了シ現存留置額僅カニ二、四二六、四七八圓ニ過キス 下半期ニ於ケル各所々要見込額ニ（調書纏ラザルニ付金額不明）對シテハ到定満足ナル配付ハ出來得サル現況ナルヲ以テ更ニ相當額ノ豫備金若クハ追加豫算ノ要求ヲ必要トスヘク一面右資金ニ對スル果シテ幾何ノ回收ヲ擧ケ得タルヤ聊カ懸念セラル、次第ニ付豫算實行ニ付テハ充分節約ヲ計リ回收ノ増率ニ一段ノ努力ヲ拂ハレタシ
- 二 就業費豫算増額方申請ニ際シテハ刑務所會計事務章程第三十八條第八號書式ニ依ル計算書ヲ添付シ尙ホ作業收支ノ關係ヲ明確ニシ回收率豫想額ヲ附記スルコトニ取計ラハレ度シ
- 三 作業經營ノ進展擴張ニ伴ヒ就業費ノ制限旅費支出増嵩ハ勢ヒ已ムヲ得サル次第ナルモ漫然作業用務打合せノ名ノ下ニ出張ヲ爲サシメ爲メニ會計検査院ノ審理ヲ受クル等ノ事例尠カラサルヲ以テ此點充分注意セラレ精々節約ヲ圖リ凡ソ當初ノ配賦豫算内ニ於テ處理ニ努メラレ若シ之カ増額ヲ要スル場合ハ大正十五年一月行秘甲第一六號ニ依ル調書ヲ添付シ事由ヲ詳記申請セラレ度シ

四 官司委託作業原簿ノ原符ハ番號順ニ之ヲ編綴シ置キ生産完成ノ際「何月完結」ノ印ヲ押捺處理スヘキモノナルニ之ガ取扱ヒヲ誤リ各原簿ニ貼付シ完成順ニ編綴ヲ爲ス向アリ 將來改ムル様セラレ度シ（昭和四年三月行甲第三六八號參照）

- 五 契約締結ニ依ル委託作業ニ關スル提供素品ノ受拂ハ作業章程第三十五條ニ規定セル作業素品受拂簿（書式第十二號）ヲ設ケ處理セラルヘキ管ナルニ之ヲ省略セル向アリ右ハ必ス本簿ヲ設ケ正確ニ受拂ヲ爲シ毎月一回所長檢閲シテ證印ヲ爲ス様正規ノ手續ヲ採ラレ度シ
- 六 作業命令ヲ發行スルニ當リ着手完結ヲ考慮ニ置カス漫然多數ノ命令ヲ發行シ又ハ甚シク過大ノ數量ヲ記載シ爲メニ數ヶ月ニ涉ルモ之ガ完結ヲ見ルニ至ラス又ハ未着手ノ儘トシ甚シキニ至リテハ年度ヲ繰越サシムル等事務澁滞ノモノアリ 命令發行ニ際シテハ着手完結ノ見透シヲ樹テ斯ル不整理ナキ様注意セラレ度シ
- 七 素品ニ屬スル消耗品例ヘハ靴工、洋裁工等ノ微細ノ附屬品ハ金額拂妨ケナキモ之カ受拂ヲ省略セラレ居ル向アリ 右ハ作業素品受拂簿ニ何々附屬品ノ目ヲ設ケ受拂ヲ爲ス様セラレ度シ（作業章程第八條第七號書式參照）
- 八 作業材料ニシテ其ノ使用價值ヲ失ヒ又ハ減額セサルニ於テハ使用シ得サルモノニシテ永年在庫トナリ居ルモノ各所ヲ通シ相當多額ノモノアリ 經理上甚タ遺憾ノ次第ナルニ付曩ニ

之カ整理ニ付昭和九年度以前ノ購入ニ屬スルモノノ内價格更正ニ依リ使用可能ノモノニ對シテハ之ヲ適當價格ニ更正シ其ノ然ラサルモノニ付テハ棄却處分ニ付スル等夫々整理ヲ行フコト、シ在庫材料ノ一掃ヲ計リタルニ付テハ向後斯ル材料ノ再生セシメサル様充分御注意アリ度シ

九 現今非常時下ノ刑務作業ニ於テハ整理事務モ一層繁濫ヲ加ヘ兎モスレハ常規ノ手續ヲ逸スルノ傾キ無シトセス 些細ナル事務ノ不整理カ將來大イナル缺陷ヲ築クノ基トナル處レアリ 各位ハ一層此點ノ監督ヲ嚴ニシ不整理ニ陥ラサル様當時御努力アリタシ

第三課所管事項

一 教化ニ關スル事項

- （一） 最近ニ至リ各刑務所提出ノ報告書類等ニハ無差別無考慮ニ收容者ノ感想錄ヲ添付スル傾キアリ カクノ如ク收容者ヲシテ感想錄ヲ綴ラシムルコト過度ニ失セハ彼等ノ心情ヲ眞實ニ吐露スルコトヲ麻痺セシメ若クハ阿諛迎合ノ惡習ヲ助長スルニ至ル處アリ 畢竟其感想錄ノ價值ヲ激減スルノミナラス行刑教化ノ本義ニ悖ルヲ以テ其ノ時ト場合ト事トヲ適當ニ考慮シテ之ヲ綴ラシムルコトニ十分注意ヲ加ヘラレタシ
- （二） 私本審査ノ申請ニ付テハ各所ニ於テ一應下審査ヲ爲シタル上意見ヲ附セラルヘキ管ナルトコロ其ノ下審査適當ニ行ハ

二 釋放ニ關スル事項

- （一） 假釋放上申ニ際シテハ該上申書添付書類例ヘハ判決書、刑執行指揮書、決定書、判檢事トノ協議關係書類、得點表、醫師ノ診斷書等ノ如キ必ス之ヲ漏レナク具備スル事ニ一層留意サレタシ
- （二） 未決勾留ノ法定通算アル者ノ假釋放上申ノ場合ハ其ノ日數ヲ刑名刑期欄ニ記載シ且其ノ日數計算ノ根據ヲ其他ノ參考事項欄ニ於テ設示セラレ度シ
- （三） 假釋放上申ノ場合ニ於テ前科ニツイテハ特ニ減刑ノ有無、出所年月日及ソノ事由ヲ記載スル様取計ハレ度シ

收容人員並ニ特種事情ヲ考慮シ配給計畫ヲ決定シアルニ拘ラ
ス既存設備ノ不足ヲ理由トシ一時ニ多量ノ被服地増配給ヲ要
請セラルル向アリ 右ハ豫算並在庫品ノ關係上之ニ應シ難キ
事情アルヲ以テ配給定額内ニテ補充ノ計畫ヲ樹テ常ニ棄却數
トノ調和ヲ圖リ逐次擴充整備ニ努メラレ度シ

二 糧食ニ關スル件

(一) 收容者ノ副食物代ニ就キ財務當局ト折衝ノ結果本年度ノ豫
算實行上ニ於テ一日一人當リ二厘ノ引上ヲ見ルコトナリ既
ニ夫々指定額ニツキ通牒セラレシ次第、素ヨリ物價ノ現況ニ
鑑ミル時充分トハ認メ難キモ品種ノ選擇、消化吸収ノ良否、營
養價ノ多寡等ヲ考慮シ適當ナル獻立ヲ作成セラレ健康保持上
遺算ナキヲ期セラレ度シ

(二) 食料表作成上左記諸點注意セラレ度シ

- イ 累進處遇令ニ基キ給與セシ別菜ノ如キヲ増菜トシテ菜
代指定額外ノ整理ヲナス向アルモ之等ハ常菜中ニ包含整理
スヘク増菜代トシテ計上スヘキ分ハ有賞表者ニ給與セシ増
菜ニ限ルコト
- ロ 菜代指定額外トシテ整理スヘキ緊急作業ニ就ク受刑者
及認可ヲ受ケ作業時間延長セシモノニ給與セシ營養物給與
額ニ付テハ各相當欄ニ區分明記ノコト
- ハ 朝、晝、夕ノ各人員、計人員、平均人員、米、麥、給與
數量等ニ誤算多シ 計數ノ正確ヲ期スルコト

三 健康診査成績身分帳記載ノ件

入所時收容者ノ身體及精神健康診査ヲ施行シタルトキハ其
ノ結果ヲ單ニ健康診査簿ニ記載スルノミノ所ト然ラサル所ト
アリ 爾今身體健康診査成績ハ規程ニ從ヒテ甲、乙、丙、丁、
戊ニ分チ精神健康診査成績ハ是又普通、稍異常、異常ニ分チ
其ノ他行刑上特ニ必要ナル參考事項ト共ニ身分帳簿ニ編綴ノ
視察表ニ記載スルコトニ一定セラレタシ

四 收容者傳染病日報ニ關スル件

收容者傳染病ニ罹リタル場合ノ日報ハ初發後ノ狀況ニ著變ナ
ク將來續發ノ慮ナキニ至リタルトキ等ニハ其ノ旨報告スルニ
止メ引續キ日報ニ及ハサルモノニ付大正十五年十一月行甲第
一、七五〇號通牒ニ基キ注意セラレタシ

五 衛生材料ノ取扱並ニ圖書作成ニ關スル件

(一) 醫療機械ノ圖書ヲ觀ルニ過剩品ニ對シ何等ノ説明ナキタ
メ當局ヨリ他ニ保管轉換方指令セルニ對シ或ハ破損品等ノ理
由ニヨリ保管轉換不能ノ旨報告セラルル向アリ 如斯ハ圖書
作成當時既ニ判明セル管ナルヲ以テ各品目備考欄ニ必ス其ノ
旨明記シ置クト共ニ一面定數ニ滿タサルモ自所設備ノ如何
(例ハ瓦斯、電熱、水道等ノ設備ナキ場合)ニ依リ特ニ配給
ヲ受クル必要ナキモノニ對シテハ之又同様備考欄ニ其ノ旨明
記シテ處理上遺憾ナキヲ期シ器機ヲ死藏セサル様留意セラレ
タシ

(四) 特別ノ事情ナキニ拘ラス殘刑極メテ僅少トナリタルニ際
シ卒急假釋放上申ニ着手スルカ如キ事例多々アリ 常ニ周到
ナル注意ヲ拂ヒテ上申ノ時機ヲ失セサルヤウ一層ノ努力ヲ加
ヘラレ度シ

(五) 假釋放上申ノ場合犯罪被害額ニ付テハ可及的ニ其ノ總額
及賠償努力ノ程度ヲ明記サレタシ

(六) 得點表ニヨレハ行刑成績不振ナルニ拘ラス上申書ニハ作
業成績優良、行狀善良、改悛ノ情顯著等漫然記載スル向屢々
見受ケラルルモ斯ル矛盾撞着ナキ様特ニ注意セラレタシ

(七) 犯情慘酷若クハ犯罪ノ手段巧妙ニ互ルカ如キ者ノ假釋放
上申ヲナス場合ニ於テ判決抄本若クハ謄本ノ記述簡略ナル場
合ハ補足的ニ上申書ニ詳細説明ヲ附記セラレンコトヲ希ム

三 詭激思想抱懷者ノ處遇ニ關スル事項

(一) 詭激思想抱懷收容者入出所表並ニ治安維持法違反受刑者
ノ入出所其他異動ニ關スル報告ハ毎月五日迄ニ提出スヘキモ
ノナルモ其ノ報告ヲ遲延シ又ハ忘失スルノ向アリ 爲ニ月表
作成上甚タシク不便ヲ來スヲ以テ爾後提出期日ノ恪守ニ努メ
ラレタシ

(二) 詭激思想抱懷者ニ關スル諸報告ハ昭和三年九月行刑局長
通牒行甲第一、六七三號及ヒ之ニ關スル其後ノ通牒ニ基キ正
確ニ之ヲ爲スヘキコト論ヲ俟タサルモノナルトコロナルモ其

ノ記載未タ充分ナラサルモノアルヲ以テ前記諸通牒ヲ比較參
照シ正規ノ報告書ヲ使用シテ所定ノ事項ヲ漏レナク記載セラ
レ度シ 尙從來例ヘハ累進處遇上ノ進級狀態、授賞ノ事實等
ハ第三號成績報告中行刑成績概評欄ニ記入スヘキヲ第四號異
動報告中ニ記入スルカ如キコトナキ様將來十分注意ヲ加ヘラ
レ度シ

(三) 移送アリタル場合前記諸報告書ノ提出濟ナリヤ否ヤ通報
又ハ照會ニ依リテ之ヲ確カムヘキモノナルニ相互ニ他刑務所
ニ於テ報告スヘキモノト誤認シ其ノ結果何レノ刑務所ヨリモ
報告ヲ爲ササル向アリ 尙移送刑務所ニ於テ其ノ改悛ノ狀態
ノ認定ニ付移送刑務所ノ認定ト異ルモノアル場合ハ其ノ理由
ヲ爾後ノ成績報告或ハ轉向報告ニ詳記スル様取計ラレ度シ

(四) 思想犯受刑者ノ轉向報告ヲ爲ス場合ニ於テハ必ス成績報
告ヲ添付スヘク而シテ又轉向報告アリタル者ハ總テ之ヲ月表
ニ記載スヘキコトニ留意セラレ度シ

(五) 思想犯收容者ノ感想錄上申書其ノ他手記類ニ關シテハ昭
和八年四月行刑局長通牒行甲第五四三號ニ基キ其ノ添付方特
ニ勵行セラレ度シ

第四課所管事項

一 被服ニ關スル件

收容者ノ被服地ハ毎年度當初豫算ノ範圍内ニ於テ各刑務所ノ

- (二) 制式ノ改正ニ依リ廢止セラレタル器械ヲ不足欄ニ掲ケル向アルモ訓令通牒ヲ檢討ノ上誤リナキヲ期セラレタシ
- (三) 定數ニ對シテハ過剩品ナルモ定數外設備ノ認可ヲ受ケタル器械又ハ二個以上ノ診察室アリテ各室ニ設備シタル器械ニ付テハ其ノ旨備考欄ニ明記セラレタシ 此ノ點ニ關シ何等説明ナキトキハ他所ニ保管轉換方指令セラルルコトアルヤモ難計ニ付注意セラレタシ
- (四) 特定刑務所ノミ設備ヲ許容セラルル器械ニ付テハ別途認可申請ヲ要スル次第ニ付必スシモ過不足調書ニ掲記セラルルニ及ハス
- (五) 定數適宜ト規定セラレタル器械ニシテ必要アルトキハ具體的數字ヲ掲ケラレタシ
- (六) 注射器等ニシテ數種ノ制式アルモノニ付テハ其ノ中何レノ容量ヲ有スル器械ヲ不足トスルヤ不明ナル記載方ヲ爲ス向アルモ如斯場合ニ於テハ右數種ノ制式品ヲ羅列シテ各制式品ニ付夫々過不足ヲ明瞭ナラシムル様區別掲記セラレタシ
- (七) 産婦人科用具ハ女收容者ヲ集容スル刑務所ニ限り設備シ得ル次第ナルヲ以テ規定ヲ遵守セラレタシ
- (八) 過不足調書提出ニ當リテハ現在品ニ付細密ナル機能ノ検査ヲ行ヒ毀損甚タシク到底修理ノ見込ナキモノハ寧ロ之ヲ廢棄シテ現在數ニ計上セサルヲ妥當トシ修理可能ナルモノハ之ヲ現在數中ニ包含計上シ備考欄ニ其ノ旨明記セラレタシ
- (九) 藥品ヲ死藏セシムルハ藥效ニモ影響アルヲ以テ實際所要見込數量ニ對シ過大ノ藥品ヲ有スル向ハ他所ニ保管轉換差支

- ナキ數量ヲ卒直ニ調書ニ朱書再掲シ努メテ其ノ死藏ヲ避ケラレタシ
- (一〇) 從來ノ衛生材料取扱規則別表ニ掲ケラレタル藥品ノミニ付テ觀ルモ一般ニ所要數量増加ノ趨勢ニアリ 殊ニ同規則別表ニ新藥品ヲ追加規定セラレタル際ハ從來ノ規定藥品ヲ多量ニ要求スル外更ニ追加規定セラレタル新藥品ヲモ多量ニ要求スル向アリ 從テ豫算ノ膨脹ヲ招來スルニ至ルヘキモ療養費ニハ自ラ一定ノ限度アルヲ以テ各所ニ於テハ收容人員ニ著シキ増加ナキ限り宜シク適當量ヲ要求スルニ止メ査定上無用ノ手數ヲ煩ハササル様注意セラレタシ
 - (一一) レントゲンノ設備アル刑務所ニ限り使用シ得ル藥品ハ其ノ設備ナキ刑務所ヨリ要求スヘキモノニアラサルニ拘ラス毎回所要數量欄ニ掲クル向多シ 將來充分注意セラレタシ
 - (一二) ガーゼ、晒木綿、脫脂綿ニ付テハ屢々注意セルカ如ク努メテ使用數量ヲ自制シ收容人員ニ格別ノ變化ナキトキハ前三ヶ年度中ニ於ケル平均使用數量ヨリモ著シク多量ニ所要見込數量ヲ掲記セサル様注意スルト共ニガーゼ、晒木綿ニ付テハ消毒再製ノ上使用方勵行セラレタシ
 - (一三) 桐油紙、亞麻仁油紙、ゴム製氷嚢及氷枕等ニシテ現在數量過多ナル向ハ其ノ品質ニ鑑ミ永年保管スルコトナク進テ他所ニ保管轉換スルノ方途ニ出ラレタシ
- 六 指紋ニ關スル件
- (一) 近時指紋事務擔任者ノ不注意ヨリ甲ナル者ノ指紋ヲ乙ナシ
 - (二) 受刑追加小票記載事項ニ付テハ左ノ各項ニ留意セラレタシ
 - (イ) 最近前科ノ出所年月日欄ニ出所年月日ヲ記入セスシテ刑ノ終了日ヲ取違ヘ記載シ引續キ執行セル勞役場留置ノ出所年月日ヲ記載スル等最近前科ノ記載ニ當リ之ヲ輕視スルノ向アルコト
 - (ロ) 前刑執行時ノ原紙氏名ト現刑ノ判決ヲ受ケタル氏名ト相違セルニ拘ラス現刑ノ氏名ノミヲ記載シ其ノ異ナル事由ヲ記入スヘキ筈ナルニ之ヲ怠ル向アルコト
 - (ハ) 現在刑執行中曩ニ言渡サレタル執行猶豫刑取消等ノ爲執行スヘキ第二刑ノ生シタル場合(規程第八條第一號後段)ニ付受刑追加小票ノ提出ヲナササリシ爲當局保管ノ指紋原紙ニ記載ナク後ニ至リ刑執行中死亡或ハ刑執行停止等ノ報告ニヨリ之カ矛盾ヲ發見シ照復ニ煩瑣ナル手數ヲ要シタル事實尠カラズ 引續キ執行スヘキ第二刑生シタルトキハ新受刑事項ノ一タルニヨリ受刑追加小票ハ規程ニ基キテ必ス之ヲ作成提出致スヘキニ拘ラス其ノ提出ヲ怠ル向アルコト
 - (五) 昭和十二年八月行甲第七八八號行刑局長通牒受刑者ノ血液型検査ニ關シ其ノ結果ヲ指紋原紙左手示指欄(原紙裏面)ニ記入スヘキニ付表面示指欄ト誤解ナキ様特ニ注意セラレタシ
 - (六) 規程第九條ニ依リ作成ノ(再)原紙又ハ高齡者ナル爲新原紙ヲ作成スル場合ハ前科ノ受刑事項ノ全部ヲ記載スヘキ筈ナルニ往々最近前科二、三ノミノ記載ニ止メ他ヲ省略スル向アリ右ハ必ス省略スルコトナク全部ノ前科ヲ記載セラレタシ

- ル者ノ指紋トシテ原紙ヲ作成シアルコト及受刑追加小票ノ左手示指押捺欄ニ記載事項ニ該當ノ甲者ニアラサル乙者ノ左手示指々紋ヲ押捺シアルヲ發見シタル事實アリ 斯ノ如キハ指紋ノ效果ヲ減却スルノミナラス延テハ重大ナル過誤ヲ讓ス原因トナルヲ以テ取扱上特ニ慎重ナル注意ヲ拂ハレタシ 又指紋押捺ノ不良ナルコト往々アリ 斯テハ分類上支障アルヲ以テ押捺ニ付テハ細心ノ注意ヲナシ廻轉不充分又ハ不鮮明ノ場合ハ更ニ押捺セラレタシ
- (二) 昭和二年十月所長會議以降屢々注意セラレアル如ク短期(實刑三月)受刑者ノ指紋原紙及受刑追加小票ハ入所後速カニ作成シ押捺洩レ等ナク其ノ都度發送スヘキ筈ナルニ之ヲ遲延シ甚シキハ一ヶ月分ヲ取纏メ長期原紙若クハ長期小票ト同時ニ發送スル爲釋放後原紙小票ノ到着スルコトアリテ指紋運用上遺憾ナリトス爾今規程ヲ確實ニ勵行セシメラレタシ
- (三) 指紋原紙ノ記載事項ニ付テハ左ノ各項ニ留意セラレタシ
- (イ) 原紙氏名、判決氏名ト自署氏名相違スルモノハ其ノ事由ヲ記載スヘキニ之カ記載ナキコト
- (ロ) 未決勾留日數ノ記入漏レアルタメ刑期計算符合セサルコト
- (ハ) 出所ノ事由及其ノ年月日欄ニハ釋放日ヲ記入スヘキ筈ナルニ刑期終了日ヲ記載スル向アルコト
- (ニ) 未決勾留日數ノ記入ハ規程第十五條第十八項ニ基キ朱記スヘキ筈ナルニ之ヲ爲サ、ル向アルコト

- (イ) 最近前科ノ出所年月日欄ニ出所年月日ヲ記入セスシテ刑ノ終了日ヲ取違ヘ記載シ引續キ執行セル勞役場留置ノ出所年月日ヲ記載スル等最近前科ノ記載ニ當リ之ヲ輕視スルノ向アルコト
- (ロ) 前刑執行時ノ原紙氏名ト現刑ノ判決ヲ受ケタル氏名ト相違セルニ拘ラス現刑ノ氏名ノミヲ記載シ其ノ異ナル事由ヲ記入スヘキ筈ナルニ之ヲ怠ル向アルコト
- (ハ) 現在刑執行中曩ニ言渡サレタル執行猶豫刑取消等ノ爲執行スヘキ第二刑ノ生シタル場合(規程第八條第一號後段)ニ付受刑追加小票ノ提出ヲナササリシ爲當局保管ノ指紋原紙ニ記載ナク後ニ至リ刑執行中死亡或ハ刑執行停止等ノ報告ニヨリ之カ矛盾ヲ發見シ照復ニ煩瑣ナル手數ヲ要シタル事實尠カラズ 引續キ執行スヘキ第二刑生シタルトキハ新受刑事項ノ一タルニヨリ受刑追加小票ハ規程ニ基キテ必ス之ヲ作成提出致スヘキニ拘ラス其ノ提出ヲ怠ル向アルコト
- (五) 昭和十二年八月行甲第七八八號行刑局長通牒受刑者ノ血液型検査ニ關シ其ノ結果ヲ指紋原紙左手示指欄(原紙裏面)ニ記入スヘキニ付表面示指欄ト誤解ナキ様特ニ注意セラレタシ
- (六) 規程第九條ニ依リ作成ノ(再)原紙又ハ高齡者ナル爲新原紙ヲ作成スル場合ハ前科ノ受刑事項ノ全部ヲ記載スヘキ筈ナルニ往々最近前科二、三ノミノ記載ニ止メ他ヲ省略スル向アリ右ハ必ス省略スルコトナク全部ノ前科ヲ記載セラレタシ

第十一回教誨師研究會記事

一 開會式

第十一回教誨師研究會開會式は、十月十八日午前十時半から刑務協會第三講堂において舉行された。司法省側よりは瀧川行刑局長を始めとして、岡、吉江、の兩書記官、芥川衛生官、日沖事務官、吉田、椎名、柳原の各刑務所長並に東京及び横濱の各教務課長、又本願寺側よりは、沼波研究所長、藤音本派本願寺輪番、高濱大谷派本願寺東京出張所教務所長、宮崎本派本願寺社會部發事、大野本派本願寺助勤等參列、吉留主事の開會の挨拶に次ぎ、沼波所長より左の式辭を述べた。

沼波研究所長式辭

本日第十一回教誨師研究會の開會式を舉行するに當りまして、行刑局長閣下を

始めとして、本省から各書記官、衛生官、各事務官並に各刑務所長の方々の御貴臨を辱ういたしましたことは、兩本願寺のこの上もなき光榮とするところであります。御承知の通り、この教誨師研究會は、創立以來年々開催いたされまして、すでに十一回といふ回を重ねてゐる次第であります。その度毎に、本省におかせられましては、多大の御援助と助言とを賜はり、又刑務協會では會場を御貸與下されまして、お蔭をもちまして、いつも盛大に且つ有効に開催いたすを得ますことは、兩本願寺としてまことに感謝に堪へないところであります。その點厚く御禮申し上げる次第であります。

申すまでもなく、教誨事業は、國家行刑の一部でありまして、それを兩本願寺

が歴史的に多少御手傳ひ申し上げてゐるといふ次第であります。しかしかうした事業といふものは、いはゆる船を刻して劍を求むといふやうに一所に膠着してしまつては効果の薄いもので、常に社會情勢の推移と世相の變化とに注意し、それと相一致して進んで行かなければならぬものであります。それで兩本願寺におきまして、その點に鑑み、年々相當人數の教誨師を東京に集めまして、本省の御指導の下にかやうに、研究會並に講習會を開催し、多少なり教誨師の進歩向上を圖つてゐる次第であります。殊に今年はいはゆる非常時局——それも普通の意味での非常時局でなく、何と申しますか、非常時局以上、超非常時局とでも申すべき時機に際會してゐますので、今回開催されました研究會は、例年のそれとは異り實に非常の意味を有することゝ信ずるのであります。しかも最近、行刑界におきましても戦地へ出征された方々が多數あり、従つて各刑務所は何れも

手不足で非常に御多忙のことであるとのことで、申さば、國家の立場から申しても、又司法省の御立場から申しても、行刑上、多大の御苦心の存する秋であるにも拘らず、二週間といふ非常に大切な時日を御割き下さいまして、この研究會開催のことを御許し下さいましたことは、實に本省の御厚意のいたすところでありまして、各位は先づその點を確と認識されて、この二週間を、決して無駄にせぬやうに、十分なる御決心を以て御精勵あらんことを、この際衷心から切望いたす次第であります。

見ましても、又最近數十年間における日本の歴史を見ましても、戦争の後には必ず、國民の間に、思想的及び社會的の大きな變動がやつて來ます。これは殆んど言を俟たぬことではありますが、特に今回の支那事變は、ひとり國內の變動のみではなく、或は世界の一大變動の誘因若くは發端となるのではないかといふことが十分に豫想されるのであります。只今は未だ戦争中ではありますが恐らくこの事變が終るか終らぬ中に、國內的に又世界的にさうした變動がやつて來るであらうことは、殆んど否定し得ないことだらうと存じます。しかもその變動は、形式的、表面的なものであるよりも、より多く思想的、内面的の意味を以て現れて來るであらうと想像されるのであります。一口でいへば、變動は思想問題を中心として、恐らく世界的の擴がりやを以て現れて來るだらうと思ふのであります。幸ひにして戦争は連戦連捷であり、又學國一致の國民的決心も極めて罕平たるものがあるの

であります。しかし戦争に因つて刺激された人々の頭の動きが、種々の形をとつて、戦後に幾多の社會問題乃至思想問題を生むであらうことは、歴史上の實例に見ても明かなことであらうと存じます。それ故、我々國民としては、戦時學國一致の覺悟を以て十分銃後の護りを固うすると同時に、戦後における世相の變化に對處するため、今日において十分準備するところがなければならぬと思ふのであります。しかもこの社會情勢の變化は、國家行刑の上にもその影響を及ぼすことは殆んど必然のことでありまして、から、行刑教誨の任にある各位としては、特にその見地から申しても、一入の準備と心構へが要求されるわけでありまして。各位は今後の二週間の講習において、各講師方から種々有益なる御講義を承るにつけても、右の點によく關心を有たれて、時代の推移と世相の變化に立ち後れぬやう十分御研究、御努力が願ひたいのであります。さもなければ、各位は、或

は時勢に取り残されて、時代的の教誨事業を行ふに相應はしからぬ人となり、折角の研究會開設の趣旨にも副はぬことになつてしまふでありませう。何卒その點を深く考慮されて、折角御勉強あらんことを切望いたします。右研究會の閉會に當り、本省の御支援を深謝すると共に、各位に望むところを述べて、式辭に代ふる次第であります。

次で瀧川行刑局長より次ぎの如き祝辭ありたる後、吉留主事の挨拶にて午前十一時閉會、更に刑務協會支關先きにて一同記念撮影(口繪參照)を行ひ、協會食堂にて午餐を共にし、午後一時散會した。

瀧川行刑局長祝辭

茲ニ東西兩本願寺御主催ノ第十一回教誨師研究會ノ開催セラルルニ當リ開會ノ式ニ列シ祝意ヲ表スルヲ得マスコトハ私ノ光榮トスル處デアリマス。

行刑教誨ノ事始ツテ六十有餘年思ヘハ

可成ニ短カラサル歲月デアリマス 當初ニ置キマシテハ今日ト事カハリ國民ノ何人モ願ミヨウトスル者ハナカツタニ違ヒアリマセヌ 爾來今日迄迎リ來ツタ其ノ道程ニハ必スシモ山カナカツタトハ申サレス谷カナカツタトハ言ヒ得マセヌ 夫レニモ拘ラス兩本山ニ於カレテハ抑ノ始ヨリ行刑當局ト苦樂ヲ伴ニシツツ堅ク行刑教誨ニ壘ヲ守リ通シテ今日アルヲ致シタノデアリマス 斯業ノ爲寄與深カリシコトハ今更申ス迄モ無イコトト思ヒマス 今次又當研究會ヲ開催セラレ教誨師諸君ノ指導教養ト人格ノ完成トニ資セララルコトハ極メテ適切ナル催テアリマシテ行刑當局ト致シマシテハ双手ヲ擧ケテ賛同シ又感謝措ク能ハサル次第デアリマス

既ニ各位ハ其ノ勤務先ニ於テ時局カ如何ニ刑務所内ニ反映シ收容者カ如何ニ日本國民タルノ自覺ヲ取戻シ祖國愛ニ燃エテ居ルカヲ眼ノ當リ看取セラレタテアラウト思ヒマス 教化資料ハ砲煙漲ル北支上海ノ戰線ニ將銃後ノ國內隨所ニ否我カ刑務所内ニモ多々山積シテ居リ諸君ノ探ルニ任セテアルノデアリマス 之ヲ活カシ之ヲ働カシテ眞ノ人ヲ作ルコトハ諸君ニ與ヘラレタ職責ナノデアリマス 諸君ハ此時コソ國家ノ公務員中最モ惠マレ且最モ榮アル果報者ナノデアリマス 此ノ凡有條件カ皆有利ニ行刑教化ニ轉回シテ居ル時デアリマスカラ諸君ノ力ハ平素ノ十倍百倍ニモ匹敵シ一々其成果ヲ擧クルニ難クハナイノデアリマシテ將ニ大ニ努メネハナラヌ事ト考ヘマス 而シテ收容者ヲシテ時局ニ依ル反省ヲ單ニ一時的ノ亢奮ニ終ラシムルコトナク之ヲ終生持續セシムルニ足ル鍛鍊ハ眞ニ此時ニ於テ爲サネハナラヌト存スルノデアリマス 斯クシテ始メテ行刑有終ノ美ハ濟サ

ルノデアルト信スル次第デアリマス 講師各位ニ於カレテモ時局ノ影響ヲ多分ニ帶テ居ラレマス 從ツテ熾烈ナル熱意ヲ以テ濫著ヲ傾ケ諸君ノ研究ニ資セラルルコトデアラウト思ヒマス 之カ難テ諸君ノ内ニ行互リ行刑教化ノ妙用ヲ發揮スルニ至ルデアラウトヲ希フモノデアリマス

一言述ヘテ祝詞トシマス

尙ほ今回の研究會は、從來と異り、本派及び大谷派の研究生夫々兩本願寺に分宿し、午前午後に互り、起床、御本堂參拜、朝食、出勤、晝食、退場、御本堂參拜、夕食、座談會、門限、就寢等何れも時間的に規律ある共同生活を送つたことが特色であつた。

二 閉會式

第十一回教誨師研究會閉會式は十一月二日午前十時半より刑務協會第三講堂において舉行、司法省側よりは岡、吉江の各書記官、日沖、吉田の各事務官、吉田、

椎名、柳原、東の各刑務所長、森口典獄補及び東京及び横濱の各教務課長等、又本願寺側よりは沼波研究所長外、大體開會式當時と同様の人員參列、吉留主事の開會の辭に次ぎ、沼波所長より、夫々修了證書を授與、同時に左の式辭を述べた。

沼波研究所長式辭

今回第十一回教誨師研究會を、二週間に互り開催いたしましたところ、本省の御指導と、講師各位の非常に御熱誠ある御援助の下に、無事講習を終了し、本日を以て閉會式を舉行するに至りましたことは、私としてまことに感激の至りに堪へぬ次第であります。期間は僅かに二週間ではありましたが、偶々國家の重大時局に際し、講習生の中、本派からの出席者一名、大派からの出席者一名、都合二名の方が召集されましたので、本日修了證書を御渡しいたしますのは、三十一名の中二十九名であります。又同じ

く非常時局でありましたので、短期間にも拘らず、各位としても非常に緊張されて御聴講になり、同時に各講師方におかせられても、非常なる御熱心を以て各位に對し御講義下さいましたので、旁々その効果から申せば實に多大なるものがあつたであらうと深く信じてゐる次第であります。尙今次の研究會は例年のそれとは多少趣を異にし、本派は本派として、大派は大派として、各出席者が夫々に、共同生活と申しますか、一定の場所不起臥を共にして、講習以外に一種の研究を積んだのでありますが、これは今回の研究會の一つの特色でありまして、修養上に尠からぬ効果のあつたこと、信ずるものであります。規則立つた共同生活のこととでありますから、その間或は、各位におかれては多少不自由を御感じになつたかも知れませぬが、しかし、折からの寒氣を迎へ、第一線において奮戦力闘してゐられる各將兵諸氏のことを考へたならば、その位のこととは殆んど言ふに足りぬ

ことでありませう。しかもかうした共同生活といふものは、規律ある共同精神を涵養する上に非常に役立つもので、恐らく各位が今後夫々の任地へ御歸りになつて、行刑教誨の實務に携はるゝ上は、非常に良き経験となり、従つてその効果も大に期待すべきものがあらうと存ずるのであります。

又各位は、今回の講習において、各講師方から、現在の非常時社會における諸情勢を、拜聴されて、時局に對する認識をハッキリと獲得せられたことゝ存じますが、これ亦、各位の今後の執務上に、最も必要不可欠の或るものを加ふる所以であると確信いたす次第であります。教誨事業については、兩本願寺とも、多年多少研究もいたし又何程かの貢献をもちたしてゐる所存であります。しかしながら、この種の事業は、常に時代の推移と社會情勢の變遷とに應じて、夫々宜しきを制して行かなければならぬのであります。膠柱の見は教誨事業においても禁

物であります。それだけに、教誨の指導原理といひますか、指導精神といひますか、さうした根本問題についても、今後尙研究の餘地が十分にあることゝ信じます。今日教誨師は、官吏として官吏服務規律に従つて職務に従事してゐるわけでありませんが、しかし、教誨師の仕事は、その性質上、刑務所の仕事の他の部門である作業や戒護の仕事とは、自ら相違のあることゝ存じます。その點については、從來とも、本省から常に御指導をいたしてゐる次第であります。各位といたして、折角今回の機會に、各講師からいろ／＼とその點に關する教へを受けられたこととありますから、その智識、精神を無駄にせずに、今後益々その點に對する御研究を重ねられ、以て國家の行刑教誨上に、十分の効果を擧げらるゝやう、一層の御努力を御願ひいたす次第であります。私自身も、ずつと以前、この教誨事業に多少の経験も經てゐるのであります。その時分と今日とを比較して

見ますと、實に隔世の感を禁じ得ないのであります。兩者の間には眞に雲泥の相違があるのであります。これは時代の距離と社會情勢の變化とで、正に理の當然ではあります。しかし、その間を通じて、不可動の或ものは存在してゐるやうに考へらるゝのであります。教誨の根本精神といひますか、指導原理といひますか、さうしたものは、さしたる變化があらうとは思はれません。尤も私は先刻、教誨の指導原理についても研究の餘地はあると申しましたがそれは、客觀的條件をよく認識し、それと順應して行くいふ意味においてのこととありまして、本質的には、教化の原理といふことにさう大した時代的相違はあるまいと存じます。しかしそれ等も、何れは各位の御研究によつて、又局面を新にして時代の要求に適合して行かねばならぬこととありますから、各位としても十分それ等の點につき御考慮、御斟酌により、出來得る限りの御研究、御努力を願つて、以て行

刑教誨の方面において、國家御奉公の一端を盡されんことを切望いたす次第であります。

最後に二週間に互つて、各位がよく勉強を續けられたことを謝すると共に、本省並に各講師方の、今に始めぬ並々ならぬ御援助と御指導とを深く感謝して、この閉會式の式辭に代ふる次第であります。

次で岡書記官は、局長代理として左の祝辭を述べ

岡行刑局長代理祝辭

折悪しく唯今行刑局長が九州地方へ出張中でありまして、僭越ながら私が代つて祝辭を申し述ぶることにいたしました。局長も、出來るならば卒業式終了後に出發したいとの御考へであつたのですが、中旬以後には、是非本省にゐなければならぬ事情が発生いたしましたので、それ以前に九州の用事を済まして來やうとて御出發になつたやうなわけでありま

して、従つて御出發の際も、さうしたわけで残念ながら、卒業式には出席出來ないから、私から代つて呉々もよろしく御挨拶申してくれるやうにとの御言傳でございまして。その點各位におかれてもよろしく御諒承願ひたいのであります。

御承知の如く蘆溝橋事件に端を發しました支那事變は、その由つて來るところが、極めて複雑多岐に互つてゐますので我國といたしましても、相當重大なる決意と覚悟とを以てこれに當らねばならぬこととあり、又現に左様な決意と覚悟とを以て學國一致これに當りつゝあるのではありませんが、しかし何分にも、現在の支那には、信義節操の念慮が乏しく、徒に英米露佛等の列強に頼つていはゆる長期抗日を標榜してゐる状態にある關係上、戦局そのもの以外に、國際的にも頗る複雑煩瑣な問題が絡みついて來てゐまして、それだけ今次事變の解決には、尙相當の日子を要するものと思はるゝのであります。御稜威の致すところであることは

勿論ながら、忠勇無双の皇軍將士の奮闘により、現に北支に將た上海に壓倒的な勝利を占め、戦局が極めて有利に展開されつゝありますことは、私共國民の御同慶に堪へないところであります。

さて今回の行刑教誨研究會は、僅かに半ヶ月といふ短期間でありましたにも拘らず、その間に、各位の中から二名までも名譽ある出征者を出したといふことは、非常時下における教誨研究會として、まことに相應しく又尊い記録を永遠に留むるものでありまして、出征された御本人達はもとよりのこと、私共としても亦、最も光榮に感ずるところであります。

繰り返して申し上げるまでもなく、現下は實に非常なる時局であります。しかしながらいかなる非常時局に際すると雖も、行刑教化のことたるや、一刻もこれを忽せにすべきでないことは言を俟たないところでありまして、否、非常時局であればある程、その非常時局を善用して、

行刑各般の上に教化の眞精神を滲透せしめ、以て行刑百年の計の上に、更に新たな一歩を進むることこそ、教化に携はるものゝ任務であり、又念願でなければならぬと思ふのであります。茲に東西兩本願寺がこの非常時局の下に在つて、本研究會を開催された所以と申すのも、蓋し、收容者の精神教化をその職務とする教誨師各位をして、この際大に本然の教誨精神を振作すると同時に、時局の重大性に對して、層一層その認識を深めしめ、以て教誨事業に一段の貢献をなさらうといふ、誠に時宜に適した點に着眼されたからであらうと存せらるゝのであります。各位も亦そのお覺悟で十分なる御勉強をなさるゝことゝ存じます。まことに非常時局下における教誨事業の研究こそ、眞の教誨精神を體得し、又滲透せしむる好個の機會であると思ふのであります。其意味に於て今回の研究會は、從來のそれにもまして實に意義深きものがあるのであります。私共行刑當局として

も衷心から満足を覺へ且つ兩本願寺に對し感謝の意を表する次第であります。右の如き趣旨を以て開催された研究會であります關係上、研究員も各位の如き各任務所における中堅分子を以て構成され、加ふるに講習の全期間を通じて兩本願寺内で共同生活を営まれ、朝は早朝夜分は夜分と殆んど寸暇もない尊い修心修行を積まれたのでありまして、主催者側の各位としては申すまでもなく、研究員各位の御努力も實に並大抵ではなかつたことであらうと拜察いたし、その點各位に對し深く敬意を表する次第であります。何卒各位御歸任の上は、僅か半ヶ月の短期間ではありましたが、今回の講習が從來のそれにも比して非常に意義深きものであつたといふ點によく思ひをいたされ、その間に修得された精神的體験並に廣汎なる知識を基礎とせられて、眞の教誨精神の上に立つて、收容者の教化に對し熱誠なる努力を捧げていたゞきたのであります。私は今日培はれた一粒

の種子が、他日必ずや萬倍の收穫となつて酬らるる日のあることを確く信じて疑はないのであります。さうあつてこそ、各位としては各位を育て上げられた兩本願寺に對し、將又行刑教誨を今日の地位にまで築き上げて來た幾多先達の努力に對し、最大の責務を果し得ることに成り、又延いては今日の非常時局に對處する各位の報國の至誠を現はす所以であらうと存するのであります。何卒各位におかれては、さうした自覺と緊張とを以て、益々御自重の上我が行刑のために御貢獻下さるやう切に希望いたして已まぬのであります。

終りに臨み、東西兩本願寺の方々が、多年我が行刑のために御盡力下されてゐることは、今更申し上げるまでもないこととありますが、今回の研究會も、主催者各位の遺漏なき御配慮によつて、茲に首尾よく閉會の式を舉行さるゝに至りましたことは、私共としても、衷心から感謝に堪へないところでありまして、厚く

御禮申し上げる次第であります。更に吉田豊多摩刑務所長は、來賓を代表して次ぎの祝辭を述べた。

吉田所長(來賓代表)祝辭

本日をして第十一回教誨師研究會が目出度く終了し、その修了證書授與式を舉行されましたことは、誠に慶賀に堪へないこととありまして、主催者たる兩本願寺並に研究生各位に對して、心かちの感謝の意を表する次第であります。承れば講習の期間は二週間といふことで、極めて短期間のやうにも思はれますが、しかし、講師各位は何れも斯界の權威者であり、項目も亦この非常時局を反映して教化上極めて貴重なものがあつたので、各位の得るところも蓋し甚大なものがあつたであらうと思ふのであります。殊に今回は、從來とは異り、千古の殿堂である兩本願寺に立籠つて共同生活を営まれ、朝の看經、夕の座談會といふやうに日々修養に努力されたとのことであり

ますが、これは實に各位に取つて尊い容易に得難い經驗で、各位が將來教誨の職務を遂行される上に裨益するところ尠くないことゝ信するのであります。さて各位は、御歸任後は早晚教務課長の席に着かるゝ運命と使命とを荷つてゐらるゝ方々でありますので、私共としても、各位の將來に對しては實に期待するところが大きいのであります。それ故に私はこの機會において、一言各位に對して、希望、といふよりもむしろ念願を申し述べたいのであります。現在の非常時に於ける教誨師としての心構へとか態度とかいふことについては、すでに所長閣下や局長閣下から縷々御話のあつたこととありますから、私としては今日はその點には觸れず、唯教誨事業の將來といふことに關し各位の十分なる御考慮を煩はしたいといふ一點につき申し上げたいと思ふのであります。今更申すまでもないこととありますが、刑務教誨事業が、

今日の如き確固不動の地位を築き上げるに至りましたのは、一に各位の先輩諸氏の熱誠にして不斷なる研鑽と努力との賜物に外ならぬのであります。しかしながら顧みればその間にすでに六十年の歲月が流れてゐます。比喻としては或は卑近に過ぎるかもしれませぬが、かりにこれを人體に喩ふれば、すでに老境に入つたやの感がないでもないであります。私見を忌憚なく申すならば、我が教誨事業は、少くも形式の上においては、期間の長い割に、殆んど何等の進歩發展を見出し得ないと申しても必ずしも過言ではなからうかと思ふのであります。周圍の一切のものがいはゆる生に不息で、日に月に進歩發展しつゝあるときに、ひとり刑務教誨のみが時勢に超然として、舊依然たる有様では、やがては、刑務教誨が他の一切のものから遙か後方に取り残されて、その重要な使命に背くの日が或は來るのではないかといふことを窺かに惧るゝのであります。尤も行刑の事業

はその性質上、他の事業に比して動もすれば凝滞を見勝ちなものであるかもしれませぬが、しかし長い間沈滞してゐた受刑者の處遇問題は、曩に施行された累進處遇令に於てその血路を見出し、又とかく行き詰まり勝ちであつた作業も、最近ではプロツク作業といふやうなことで、その轉開更生を見つゝあるのであります。その間に在つて、刑務所本來の目的である教化の中心、殿堂であるところの教務のみが、以上申したやうな状態に在りとなれば、刑務教誨の將來は果してどうなるでありませうか、私は窃かにこれを憂へざるを得ないのであります。勿論刑務教誨の不振は必ずしも教誨師各位の責任とのみはいへないのであります。しかし、その進歩發展が、教誨師各位の眞摯なる研鑽と熱烈なる努力に待つところ大なることは、申すまでもないことでもあります。私は何も教誨師各位の御研鑽と御努力が足りぬといふのでは決してありませんが、傳統ある教誨事業の將來を

して益々光輝あらしめたいとの一念から、各位に對し深く期待を置きたいのであります。私をして極論せしむるならば、我が刑務教誨事業も、今日において奮勵一番、新局面を開いて更生發展の途を圖るでなければ、或は重大なることが起るのではなかと云ふことを慎むるのであります。換言すれば、今日の場合には、刑務教誨事業にとつて非常に重大なる時期であることを看取するが故に、私は失禮をも顧みず、各位に對し敢てこの言をなすものであります。各位の先輩諸氏が、多年に亙り折角築き上げて來たこの刑務教誨事業でありますので、各位としても決して他所事ではありませぬ。先輩の事業を受け継ぎ、將來益々これを向上發展せしめて行くやうに、一段の御奮勵、御努力を御願ひいたしたのであります。簡單ながらこれを以て祝辭といひます。

撈で午前十一時半閉式、記念撮影をなしたる後、午餐を共にし、各自の前途を祝福しつゝ、午後一時散會した。

本日茲に第十一回教誨師研究会の閉會式を舉行せらるゝに當りまして、行刑局長閣下を始め、講師諸先生並に來賓諸賢の御來臨を辱ふし、修了證書を授與せられましたことは、生等の最も光榮とし、且つ感謝に堪へないところでもあります。顧みれば本年の研究会は、恰も非常時局下において開催されましたので、會期は誠に短期間でありましたが、講師諸先生には御繁忙の折柄にも拘らず、特に時間を割愛下さいまして、御熱誠溢るゝ、御教訓を賜はりました上に、生等に取つて最も有益なる座談會を屢々御開催下さつたり、又幾多の代表的施設を見學させていたゞいたり、且つ又、教誨師として時局に、對應すべき態度を確守するため、夫々所定の宿所に合宿して、規律あ

研究生代表答辭

る共同生活の下に相互の親睦を圖り、研究討議の機會を與へて下さいましたことは、生等としては、智徳常識の各方面に互つて啓蒙せられましたことが最も多く、従つてその收穫も多大でありまして、職を行刑教化に奉ずる生等にとり今後の職務遂行上尠からず自信を得ました次第でありまして、その點衷心より慶喜し、且つ感激に堪へない次第であります。

ありまして、この上は淺學不徳の身ではありますが、自ら發憤し、自ら鞭撻し、自信教人信の金言を本旨としまして、一層人格の陶冶に志すと共に事務の練磨を勵み、行刑教化の實績を益々發揚すべく奮勵努力いたし、以て教誨師としての本分を全うし、御鴻恩の萬一に酬むたいとの決心であります。

昭和十二年十一月二日

第十一回教誨師研究会會員總代

海谷一音

今や支那事變は日を逐ふて益々擴大せられ、國家としては、國民精神總動員運動の開始により、學國一致、銃後の護りを堅うしてこの重大時局に對處する覺悟を必要とする折柄、行刑教化の上におきましても、累進處遇令が施行せられましてから滿四ヶ年に垂んとする今日、當面の時局に鑑みましても、教誨師の使命の、彌が上にも重且つ大を加ふることを深く想はざるを得ないのであります。今回講師先生方から、御懇切なる御指導を受け、何かと得るところの多かつたことは生等として非常に心強く感ずる次第で

- 尙ほ研究会修了者は左の諸氏である。
- 藤木康俊 (豊多摩)
 - 日隈英了 (濱松)
 - 北澤梅兮 (長野)
 - 中山覺音 (松本)
 - 刈屋公正 (大阪)
 - 高梨了誓 (大阪)
 - 吉川卓爾 (北區)
 - 菊池唯馨 (神戸)
 - 尾崎德樹 (奈良)

- 淺野實乘 (岐阜)
- 石原重雄 (尾道)
- 六浦哲英 (岡山)
- 高山舜泰 (鳥取)
- 田原和泉 (米子)
- 藤岡哲才 (佐賀)
- 行友貫重 (浦上)
- 海谷一音 (小倉)
- 日向英隆 (岩國)
- 名護屋義教 (平壤)
- 無盡 (府中)
- 平田諦純 (横濱)
- 泉原浩 (滋賀)
- 武本宣正 (熊本)
- 不二井伏雷 (秋田)
- 堀江經丸 (網走)
- 高橋慶心 (小田原)
- 今西由教 (久留米)
- 石浦義光 (西大門)
- 尙左の二氏は研究中應召、勇躍職線へ赴かれた。
- 角道晃 (福岡)
- 荷葉謙讓 (名古屋)

護國の英靈

— 出征刑務官戦死者の靈を弔す —

岡崎少年刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵

故 谷川末一氏



故谷川末一看守部長は九月十九日上海戦線王宅方面の激戦に〇〇銃正射手として頑強なる敵兵に掃射を浴びせ勇猛鬼神の如き奮戦中、折から飛來した敵弾は氏の頭部より背部を貫ぬき遂に壯烈なる戦死を遂げられた。氏は昭和十二年二月十日岡崎少年刑務所看守を拜命、戦死日付を以て看守部長に任せられ、奉職以來日尙淺きに拘らず前途を囑望された有爲の刑務官であつた。戦死の前日同所職員にあて「目下惡戦苦闘泥濘膝を没する中

を敵を掃蕩しつゝ進撃中にして到底再會は期し難い云云」といふ胸中深く一死報國を期した悲壯な絶筆を寄せてゐる。同氏は滿洲事變の勇士で勳八等白色桐葉章を下賜され、今回も〇〇部隊に屬して上海敵前上陸に殊勳を樹てた。また獨身で家庭に老父母を遺し、享年二十四年の春秋に富む身であつた。

名古屋刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長

故 村上 昇氏



故村上昇氏は名古屋刑務所職員中先頭を切つて應召し、上海〇〇方面に活躍中敵弾を腹部に受け〇〇病院で收容加療中であつたが、豪氣の氏は負傷に怯まず度々第一線参加を願ひ出たが許されず漸く一ヶ月を経て快癒、第一線の従軍叶ふや勇躍再び前線に立ち、十月一日劉家行

の大激戦に姜家宅の頑敵に向つて突撃中、敵の手榴弾を頭部、肩部に蒙り、壯烈なる爆死を遂げられた。氏は滿洲事變の勇士で昭和十一年十一月名古屋刑務所看守を拜命、上下の信望篤く名譽の戦死と同時に看守部長を命ぜられた。享年二十四歳。

岐阜刑務所看守
陸軍歩兵伍長

故 永瀬住夫氏



故永瀬住夫看守は九月十五日上海附近の頑敵と激戦中、不幸敵弾のため東洋平和の礎石として名譽の戦死を遂げられた。同氏は岐阜縣立東濃中學校を昭和五年三月卒業し、同十二年二月十六日岐阜刑務所看守に任せられ、〇月〇〇日熱誠なる歡呼の聲におくられて出征、江南の野の華と散つたものである。

岡山刑務所看守
陸軍歩兵曹長

故 林 九市氏



故林九市看守は歩兵曹長として北支の戦野を馳驅し勇名を謳はれてゐるが、九月十日午後四時半頃河北省青縣馬廠川の敵前海河の際開門附近に於て壯烈鬼神を泣かしむる名譽の戦死を遂げられた。同氏は岡山縣吉備郡山田村に生れ昭和九年曹長に任官し、岡山聯隊區司令部員を拜命、滿洲事變に出征各地に轉戦し其の功により勳七等に敘せられ、瑞寶章を授けられた勇士で、昭和十一年十一月十九日岡山刑務所看守を拜命後戒護課に勤務中であつた。

高知刑務所看守
陸軍歩兵伍長

故 岡谷實信氏



故岡谷實信看守は暴戻支那膺懲の先陣を承つて去る〇月〇〇日〇〇へ敵前上陸後引續き月餘に亙り激烈なる戦闘に参加し奮戦また奮戦海南健兒の意氣を遺憾なく發揮してゐたが、去る九月二十一日不幸敵弾のため壯烈なる名譽の戦死を遂げ護國の神となられた。同氏は高知縣幡多郡下川口村出身、性剛毅潤達當年廿七歳の男盛りで郷里に在つては青年團副分會長として青年の指導に盡瘁し、家庭にあつては老父母を勞り同氏の親孝行は職員間でも評判であつた。本年一月看守拜命以來精勵恪勤、勤務成績も極めて良好で同僚間の氣受けもよかつた。家庭には老父母の他に若き夫人と當一歳の幼児があり、一同の同情をあつめてゐる。

全州刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長

故 森川小太郎氏



故森川小太郎氏は七月二十八日北支南苑の激戦に群がる敵兵中に突入し愛刀を振りかざして敵三名を斬り伏せ一息つかうとする折も折、前方家居中より敵に狙撃され 天皇陛下萬歳を二唱して護國の鬼となられた。同氏は資性温厚篤直、山口縣熊毛郡祝島の出身、昭和八年四日朝鮮總督府看守を拜命し全州刑務所に在勤中であつたが、足らぬ中から郷里の養母に送金を怠らず、事に當つては責任觀念強く模範刑務官として令名噴々たるものがあつた。尙氏の遺骨を迎へて八月三十一日全州刑務所葬及び全州府民葬が盛大に営まれた。



刑務所便り

教育教練終業式狀況

久留米少年刑務所

去る三十日當所に於ては本年前學期の學業並に教練の終業式を舉行した。當日は天氣晴朗にして風和かにまことに心地よき絶好の秋日和であつた。收容者を午後零時四十分より遙拜所前に集合整列せしめ所長以下幹部職員の着席を待つて式は始められた。先づ松本戒護課長開式を宣し泉所長は徐ろに立ちて正面に進み東方に向つて、宮城を遙拜す。此時一同號令によつて最敬禮し次で、國歌君が代の

合唱あり繼て所長登壇恭しく教育勸語を捧讀す。滿場肅然として聲なく水を打ちたる如く、次で成績報告に移り辻村教師は學業につき又吉村教練擔任は教練につき各々報告あり、これを終つて所長再び登壇、學業成績優良者十二名に對し賞状並に賞品を又教練終了者六名に對し教練終了證を授與し引續いて訓示を爲す。即ち今日の式典を擧ぐるに際し本學期間に於て各々が相當の成績を收めたることは歡喜に堪えずと冒頭し、行刑殊に少年刑務所に於ける學科教育が其趣旨目的の

公の誠を捧げ堅忍持久の覺悟を固めて各々の任務を全うせねばならぬと懇篤に訓示したり。而して更に園井教務課長一場の教諭を施し最後に金剛石の歌を合唱斯くて一同緊張の裡にいづれも歡びの色を面上に浮べて午後了時意義ある式典を終了した。

特異の行刑作業

(設備外泊込所)

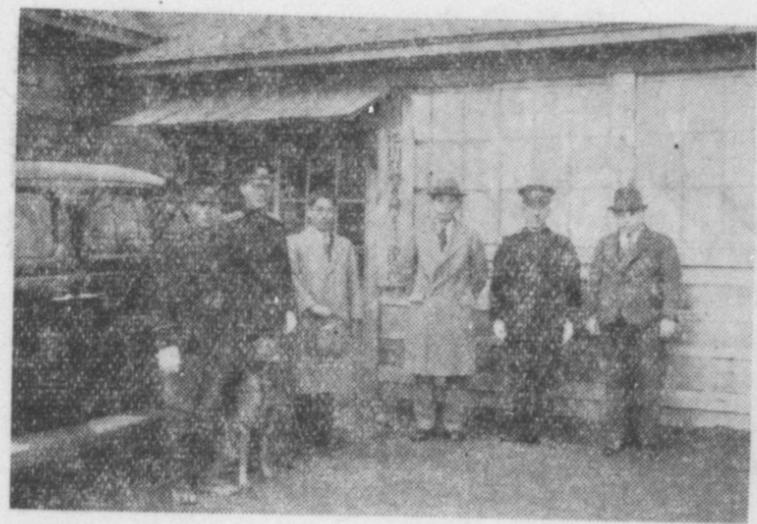
旭川刑務支所

那邊にあるかを縷説し、將來一層發奮努力を怠らぬやう又軍事教練は釋放後の軍隊生活をすると否とに拘らず其目的とするところ之亦實質剛健の精神を涵養し心身を練磨して明朗快活有爲の青年たらしむるにある旨を説明し、最後に時局の重大性について皇軍の將兵が第一線においてあらゆる艱苦缺乏に堪え、一死報國の活躍は只管感激感謝の外なく、之れに對し我等銃後の國民一人残らず至誠奉

吾等旭川刑務支所の先代樺戶集治監は今跡形もないが、明治十四年開設以來七千人の重罪囚を收容し、熊狼の巢窟たる千古不滅の原始林の蝦夷地を開拓し今や天下の豊庫として農産、林産、鑛山、水産の年産額は幾億圓に上る開發を爲し、既に文化も内地に左程劣らぬ位に向上した。畢竟御稜威によるとは言へ、吾が行刑先人の努力の跡は又偉大さを物語るものである。

現時の北海道は未だ三分一は未開墾地であり、是等の開拓と改良すべき土木事業が澤山残されてゐる。北海道は労働者が不足で毎年季節的に内地より幾萬人が募集されて渡道する。其の爲受刑者勞力が希望され勸誘せらるゝのも無理は無い。道廳も二十ヶ年計畫を樹立し其の遂行の途中である。而も北海道行刑は傳統的に設備外の外役泊込作業が經營せられてゐる。當旭川刑務支所は道内で一番多數の泊込外役作業を爲し一ヶ所は十六里一ヶ所は六里と云ふ山奥に泊込作業を爲し、収入も一日壹圓以上の賃金を得られ好成绩を擧げてゐる。該泊込作業はきはめて大膽なる行刑にして職員の勞苦も甚大なるものもあるも、又彼等受刑者の信頼を得るに於ては言ひ知れぬ愉快を感じるものである。内地に於ても澗川行刑局長の英斷に基き浦和支所が川口市近在に内務省の工事(國際オリムピツクポルト競争運河築造)に出業する事になつた模様であるが、是が經營と管理の參考調査

の爲め内務省技師工學博士金森誠之氏が來道せられ、聖臺土功を初めオサラツベ川泊込所其他を詳細に視察せられた。



聖臺とは當旭川刑務支所を離るゝ南六里に上川郡美瑛村字莫別川がある此の以北の高地を神樂高臺と謂ふ。此の地域を

以て土功組合を組織し此の川に築堤を爲し溜池を造つて貯水し神樂高地一帯千五百八町九反歩の畑地を造田した。此地は元宮内省御料地であつたが曩に民間に拂下げられたものである。因て聖臺土功組合の名稱があるのである。土功組合は聖旨を奉戴し工費百八十七萬八千圓と多大の努力を拂ひて溜池面積五十三町歩、其他の附帶事業に着手した。池は澤中の人家を取拂ひ最新の學理によつて起工したのである。

昭和十年八月工事が遅々として進行せぬ爲め受刑者出業の要望があつた。そこで時の刑務支所長は萬難を排して司法省に稟請し許可を得て右築堤工事に出業を開始した。昭和十一年九月前任者は前任者の計畫を繼ぎ沆寒零下三十度と闘ひ、風雨炎熱を凌ぎ職員は妻子と別れ、收容者と起居を共にするの辛酸を嘗め、新春を過すること二歳、遂に昭和十二年六月大略の竣工を見、通水式を擧ぐるに至つた。此の工事に出席した受刑者は延人員

四萬三千八百一名にして歲月滿二ヶ年を要した。而して吾人の努力は今や荒蕪の畑地は良田と化し、本年二百町歩は秋の豊穰を喜び當事者と共に御聖旨に報る永遠の良田を得るの基礎を作り得たるを喜ぶものである。寫眞はオサラツベ泊込所前にて右より北海道土木技師宗石盛始氏、福山旭川刑務支所長、金森博士、北海道廳技師小川勝氏、南看守長、泊込所佐鯉部長及軍犬モール號

□前滿洲國法相及

双葉山一行來所

東京拘置所

馮前滿洲國司法大臣はかねて來朝中であつたが十月十四日東京拘置所に來所、所内隅なく視察された。たま／＼東京力士双葉山、鏡岩、元伊勢ヶ濱一行も來所見學中であつたので、同所幹部と共に馮

前司法大臣を圍んで記念撮影をしたのが、この寫眞である。

前列中央が馮前法相、右より谷内所長、双葉山、鏡岩



□入佛慶讃法要

福島刑務支所

福島刑務支所教誨堂は明治十五年の創建にかゝり既に相當朽廢に瀕し居りしところ昨年の風震害によりて愈々改築の機運熟し今春遽に工事に著手し八月末を以て竣功するに至つた。而して從來の内陣は狹隘且つ莊嚴上遺憾な點尠からざるものありしにより之が擴張改修をなさんことを企圖し、大谷派本願寺に對し佛殿佛具類一式の寄贈方を依頼せしに此程其手續も完成するに至つたので之を記念し徳を讃へん爲め十月十七日神嘗祭の聖日を以て賑々しく入佛慶讃法要を嚴修した。

本願寺代理として仙臺市東北別院輪番英秀雲師導師をつとめ大本兩派寺院住職其他保護事業關係寺院住職十五氏の出仕を得伶人奏樂の音も奥床しく淨土の莊嚴を彷彿たらしめ滿堂水を打つたるが如く只梵音の朗々流るゝのみであつた。山本支所長の吾辭、小橋川宮城刑務所長の式



辭等殷勤懇切を極め、次で來賓の祝詞、行刑局長並大谷派宗務總長の祝電朗讀終つて各代表恭々しく焼香僧侶來賓退出により閉式、次で英輪番の收容者一同に對し時局に鑑み大和魂の眞髓につき明治大帝の御製を仰ぎ無我の眞勇を説いて反省

克己以て報國盡忠致すべきやう熱烈なる獅子吼四十分に互り懦夫をして立たしむるものがあつた。

主なる來賓としては福島地方裁判所より増田檢事正、伊藤檢事、金判事、石川監督判事、並佐藤福島市長、野村山形刑務支所長名士關係者約四十名にして記念撮影をなし收容者には本願寺よりの供物を給與した。

□非常時下の盛岡

少年刑務所運動會

十月三日、この日早朝東北特有の濃霧張りこめ晴雨や如何にと不安であつたが、入場式の開始される頃に至ると晴空一天朗々として一片の雲なく、我が岩手富士の姿は神さびて奥羽岩手の連山にはツッキリと初雪をみ、嚴な氣場内に満ち／＼莊嚴極りない。正に絶好の運動會日和であつた。本年は特にスポーツマン宇

田所長を戴いて始めての催でもあり、數日前より運動會場設備係、當日の係員等數度にわたり會合し、至れりつくせりの萬端の諸準備も整然として、今や遅しとこの日を待つたのである。

八時二十五分前やがて集合のラツパは構内の隅々まで鳴りひびき、おごそかな入場式にうつる。君が代齋唱裡に一級代表者の手により大日章旗は朝風に翻翻とひるがへり、終つて昨年の優賞チームより優賞旗返還、宇田所長より明朗なる訓示あり。收容者代表の宣誓、次に上野教務課長より競技上の諸注意あり競技に入る。

號砲一發、五〇米競争に幕は切つて落され、百米、ムカデ競走、二百米、走巾跳、走高跳、砲丸投、計算競走、障礙物競走、校正競走、と調順に進捗し、午前の花である野球大會に入る。この野球戦の特長とするところは日頃の指導者であつた當所職員の最強チーム「緑」の選手諸君と收容者の合同せるもので、大激戦後

八對七の好スコアによつて午前の部終る。時に正午十分前。この日は司法違法週間なれば豫定の食堂に職員來賓會食休憩、食堂内には作業製品、學業成績を陳列展覽を乞ひたるところ一つ一つ關心を以つて質問する賓客が多かつた。

正一時、午後の部にうつる、先づ一二級者の合同體操、手旗信號にはじまり、傳令競走、送受信競走、二人三脚、盲啞競争、四百米リレー、スブンレース、拜借競走、と何等滞る事なく進む。火花を散らすリレーレース爆笑の渦を巻き起した二人三脚、盲啞競走、始終正に白熱戦の大繪巻が展開した。競技終つて本大會の呼物時局野外劇井上看守長原作「保定城占領」が展開された。銃砲彈高なる中を先發決死隊三々五々肉彈となつて鐵條綱を切斷して進軍、除々に城壁をよぢてせまる。だが頑強なる敵の爲に倒るる者續出、息つまる思ひ數刻後先づ一角占領、その時千葉教官の率ゐる本隊總攻撃、その聲天にとどろき地にひびく。或

は 天皇陛下萬歳と絶叫して打倒れる者もあつた。翌日の日記に「我が軍の死者八名とある」ところを見ても如何に收容者の胸裏に強く沁みこんだ事か……「濠々とこむる砲彈の中に各自が日章旗をかざして萬歳の雄叫びに眠ぶたをぬらして保定城頭に歡聲を上げて居ります」と聲ふるはせる場内アナウンサー、正に實戦さながらであつた。

ついで閉會式を舉行最高點を獲得せる一工場、優賞旗授與、當大會に於て成績優秀なる者に賞狀の授與あり、次に「豫期以上の成績をあげて閉會する事の出來たのは諸君の日々の努力の表れである。この覺悟こそ各自の最大なる動力である。誠に愉快でした」との所長の訓示あり、時に正午後四時。(巻頭口繪参照)

遷佛式の狀況

廻走刑務所

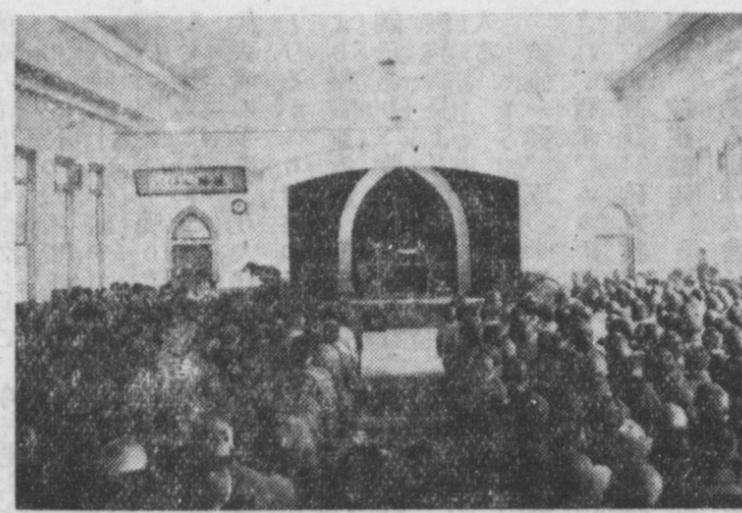
當所教誨室は明治四十二年四月十五日

任來教化上甚だ之を遺憾となし、事情を大谷派本願寺に具陳せし處、本願寺も今回宮殿須彌壇佛具一式を寄贈ありしより、堂内一部の模様替をなし其の落成を待つて十月二十四日遷佛慶讃の式典を擧ぐ。

當日は極めて清朗なる天候に恵まれ午前十時より典雅なる奏樂裡に御導師として招待せし北海教務所長大照德順師龜淵根室別院輪番寺永網走慈惠院長少川北海教務所教區副議長其の他十二名の僧侶參勤來賓としては札幌刑務所長網走町官公衛長釧路、帶廣、二見ヶ岡刑務文所長並に有力者五十餘名の參列を得て開始す。

先づ佛前の緞帳を開帳すれば燈火燦然として輝き新しく設けられたる宮殿須彌壇御佛具は金砂子箔を鏤めたる内陣に反映し、奉遷の御本尊は彌々尊を拜され崇敬の念自から萌するものあり。次で勤行は伽陀御導師登高座小經起立撒華三重念佛和讃廻向と最も莊嚴に虔修し、勤行後兒玉教務課長の敬文白松岡刑務所長式辭行

火災に罹り一旦烏有に期し、更に明治四十五年三月三十一日再建されしものにして構造様式共に申分なきに、内陣は只だ



一段高く白木の櫃を設け其の上に御本尊を奉安せるのみの簡單なる設備にして稍莊嚴味を缺くの嫌あり。松岡刑務所長着

刑局長の讚辭並に大谷派本願寺宗務總長日高札幌控訴院長北海道樺太聯合保護會長札幌刑務所長の祝辭並各地よりの祝電等の披露を行ひ、最從に北海教務所長大照德順師の「宗教生活に就て」と題する熱誠あふるる法話を聽聞せしめたるに收容者の感銘至つて深く、涕泣するもの尠からず。

また、かくのごとき莊嚴なる法要は未だ曾て遭遇せざりし式典なりしより終始一貫肅然として咳一つだに無く一同敬虔の念に打たれ法悦に滿つるの感ありたり。

遷拜所竣工式

沖繩刑務所

沖繩刑務所では豫て當局の御高配により遷拜所新營費豫算の配賦を受けたので、刑務所構内東南の地を相し建設することとなり、十月四日官幣小社波ノ上宮の神官を招聘し地鎮祭を行ひ、翌五日起

工、爾來就業受刑者の敬虔熱誠な奉仕により案外工事の進捗を見て、十月三十一日日出度く竣工したので、翌十一月一日午後三時より波ノ上宮系永宮司以下二名の神官奉仕の下に竣工修祓式を擧行した。

この日朝來天氣晴朗一點の雲もなく定刻二百餘名の收容者と職員一同肅々として遷拜所前の廣場に參集、所長以下幹部神官着席一同敬禮裡に織田主典の敬虔なる被詞奏上に次で參列者一同修祓を受け、次で系永宮司の警蹕により一同磬折して降神を拜するや、參列者は感極まつて落涙するものあり、次で獻饌、祝詞奏上玉串奉奠と式の進むに従ひて莊嚴彌々加はり滿庭恰も水を打たる如く唯々有り難さに身も心も打震ふ如き感激裡に撤饌昇神を滞りなく式典を終へた、時に午後三時五十分。參列者は感激の涙を輝やかし幾度か敬禮を繰返して退下した。

由來本縣は祖先崇拜の思想が盛んな處であるが、其式典は佛教と儒教の混同せ

られたもので、我國 惟神の大道に基く神の大前に頷く鞠躬如たる神官の奉仕、敬虔莊重なる祝詞の奏上や玉串の奉奠等、莊嚴なる儀式に参列したことの稀れな本縣人の多數には實に劃期的な感激そのものであつたことと信ずる。従つて今後の教化上に及ぼす効果は蓋し甚大なることと確信し衷心より當局の御厚意を感謝する次第である。(口繪参照)

逡拜所奉鎮祭並に 祈願祭執行狀況

鹿兒島刑務所

當所の逡拜所建設に付ては昨年十二月より起工中の處本年二月半基礎工事を一旦終つたが未だ豫算の關係上中止の儘本年十月當局より令達を受け直に拜殿の着工をなし、時恰も十一月三日の明治節に際し竣工と同時に奉鎮祭を兼ねて出征者の武運長久祈願祭を執行する事となり、日夜工事を督勵して漸く佳節に完成を見るに至つたのである。

當日は午前八時半より一般職員の拜賀式を舉行し、續いて二十五年勤続者及十五年皆勤者の表彰式を行ひ終了後教誨堂に於て全國國民精神作興運動に依る所定の午前九時から逡拜式を舉行し、國歌合唱、勅語捧讀所長式辭、教誨、奉祝歌等が終つて一先づ舍房に還らしめ更に午前十一時から左の順序に依つて式典を舉行したのである。

逡拜所竣工式

一同着席、一同敬禮、國旗掲揚、國歌齋唱、東方逡拜、清祓ノ儀、奉鎮ノ儀獻饌、祈詞奏上
玉串奉奠、齊主、所長、來賓、醫務代表、教務代表、看守長、代表看守並ニ他代表、受刑者代表
撤饌、閉扉、挨拶、所長、終了
來賓は鹿兒島裁判所々長並に同檢事局檢事正の兩長官が親しく参列されたるものにして式典は極めて嚴に執行せられ、殊に上海戦線我に壓倒的有利に展開せられつゝある是日收容者在所中應召者〇名職員〇〇名の出征に對して尤も敬虔なる

態度にて心からなるお祈りを捧げ併而武運長久を祈願し、殊に雨村所長の聲涙下る銃後に務むる覺悟を強調せられたに付ては多分の感動を博し得た事を信ずるものである。
右終つて一同記念撮影を爲し來賓及職員表彰者は一堂に會し其他は任意にて極めて質素なる祝杯を挙げ午後一時散會した。

明治節式典並に戰 捷祝行事概況

廣島刑務所

昭和十二年十一月三日明治節の佳辰を祝し奉るべく其の式典を逡拜所前に於て舉行せり。當日の天候は勅語奉讀頃微雨ありしも式の進むにつれ漸く晴れ、祭壇

前に飾られたる數十鉢の菊花は秋空に薫り此の佳節を祝福するが如くにして、式場に臨むものをして自ら肅然襟を正さしめたり。

午前八時半逡拜所前廣場に一千三百有餘の受刑者は規律正しく整列し、禮裝の全職員参列の下に先づ君が代を聲高らかに合唱し、終るや全國一齊に行ふ逡拜を爲すべく江藤所長は祭壇前に進みて定刻九時のサイレンを待ち戒護課長の號令によりて一同最敬禮を爲し、次で所長の教育勅語捧讀並に明治節に當り我國體の尊嚴と明治大帝の御懿徳を高揚し、現下非常時局を説き銃後の覺悟を促せり。次で堀川教務課長は明治天皇の御聖徳を讃へ奉ると共に現下時局に對する國民の覺悟を述べ、最後に祝日歌を合唱して嚴肅裡に式典を了し引續き假釋放の恩典式を舉行せり。其の恩典に浴したる十二名の者は等しく感激厚かりしのみならず、他の一般受刑者も靜寂と幽玄なる雰圍氣に包まれたり。恩典式後直ちに大場鎮陥落

を祝する爲め旗行列を爲す。職員並に收容者一同は紙製の日の丸の國旗を持ち所長を先頭に全職員は受刑者に交り朗かに軍歌を歌ひつゝ逡拜所より教誨堂前を経て二回行進し、最後に逡拜所前に整列して所長の管頭にて、天皇陛下並に皇軍萬歳を三唱して和氣瀟々裡に終了す、時に午前十一時なりき。(口繪参照)

逡拜所並に皇太神宮 神殿竣工式祭典概況

德島刑務所

一、逡拜所附近一帯の設備、所内自然の清淨なる地點を畫し配するに小池庭あり而も神籬に近く檜島居の幽玄なる裡に逡拜所を設け、我國體の無上尊嚴なる神靈に頷く最適施設たると共に、皇太神宮の白木造の社殿こそ昔ながらの鎮守の森にも勝して職員並に收容者一同の精神生活の源泉たるに相應しく、神祇崇敬の祭祀典禮盡さざるなく、光華明彩六合に照り徹る靈異なる大神の尊嚴に打たれ、神

皇信仰の支義感應森嚴の氣場内人をして自然に襟を正さしむ。
二、國旗掲揚並に祭典に伴ふ收容者の精神教化に及ぼしたる影響、中空に仰く大國旗燦々たる旗風に附するに皇軍武運長久を祈るの長旒は皇軍の武勳發揚を坐に追憶せしめ收容者一同帝國の本質究明に混沌暗闇も神前默禱最敬禮の裡に跡を斷ち眞に醇乎一貫日本精神の顯現に純忠の大綱を現實的なる血肉關係に立脚し、擴大し信念信仰として皇室を尊崇し其共同の大祖たる天神地祇を奉祀し、深く感銘するところあり、忠誠奉公の至情は湧然として起り正しき日本人としての針路啓示の國旗に或は祭式潔齊行事に只管感奮感激緊張し、萬邦無比の我國體に眞心深く有難く感得把握し、從來の刑務教化に比し此の異りたる環境異りたる神明奉仕に一同切實眞摯味を帯び、不退轉の勇氣を以て殊動輝く皇軍鐵火の勞苦を追憶し過去一切の罪障妄想を一洗し銃後の誓ひ冷靜事難を克服せんとの決意に燃へ、

作業報國の意氣場内に充滿收容者全員の精神教化上誠に有意義なりしことを認む。
(口繪参照)

皇太神宮鎮座祭典

滋賀刑務所

楠風沐雨、黙々として眠るが如く、當所の一隅に兀立する老大樹こそ、ありし昔、膳所城鎮護の神として藩士の尊敬あつかりし膳所倭神社の神木である。星移り、時は流れて、監獄となり、刑務所となり、神木とし玉垣をめぐらし、七五三繩を結いて、昔を偲び、清掃怠らなかつたのである。當所としては通牒に基いて、逸早く此の地に皇太神宮遙拜所を設け、收容者に敬神崇祖の思念を涵養し日本精神を甦生せしめる事に努力して來たのであるが、今回此の地を下し、祠宇を建立して、皇太神宮の大廟を奉遷して當所鎮護の神となし、親しく神前に參拜する機

會を得しめんには、一層敬神崇祖の念を涵養するに効多く、收容者の教化上特に有効なりと認められ、祠宇建立の運びとなつた。そして特に技能を有する受刑者を選び、職員協力して齋戒沐浴、孜々として、工を急いだ結果漸く竣工し、十一月六日及七日の吉辰を下して其式典を舉行せられる事となつた。
十一月六日午前十時、折から降りしきる豪雨を衝いて所長代理として用度主任が滋賀縣神職會より、皇太神宮大廟を膳所神社に奉遷し、午前十一時祠宇修祓の儀が行はれ、一同式典に參列、祭典第一日はとゞこほりなく終了した。
明くれば七日、夜氣深く垂れこめて、雨上りの冷氣一入身に沁む午前四時、所長以下幹部一同膳所神社に參拜、齋主の捧ずる神璽を護衛し乍ら列をなして靜かに刑務所内の祠前に參入、邊りは寂として聲なく森嚴其ものゝ内に神璽奉鎮、次で齋主の祝詞が奏上され、所長の玉串奉奠あり一同靜かに退下時は丁度東

天靄をこめてかすかに白む頃ほひであつた。次で午前十時から祭典續行、前日の雨天に引かへて今日は天氣晴朗、式場は七五三繩新しく張りめぐらされ、神籬の色鮮かにして、新しく建立された、祠宇の木の香、かんばしく、思はず敬虔の念禁ずる能はざるものがあつた。所定の午前十時には所長以下幹部並に職員一同、樂人及收容者總代として壹級者三十五名着席、奏樂裡に神官の木履の音高く玉砂利を踏んで神前に參進修祓の儀が行はれ、終つて警蹕と共に警折裡に閉扉され、續いて奏樂の内に獻饌あり次で齋主祝詞、次で荒卷所長の祭詞朗讀あり、終つて齋主、所長、幹部、職員總代、受刑者總代の玉串奉奠、次で奏樂裡に撤饌、警蹕裡に閉扉、用度主任の挨拶があり一同順次退下した。此の間約壹時間満場肅として聲なく笙、ひちりきを奏する音、朗々として四邊に木精し、いやが上にも森嚴味を加へ、莊嚴裡に、皇太神宮鎮座祭典も滞りなく終了した。
(口繪参照)

協會記事

各支部に慰藉金贈呈

總額四、九八八圓

支那事變の擴大に伴つて各所の刑務官より多數の應召者を出し平素の激務に加ふるに職員の減少に伴ふ負擔の過重、或は〇〇作業の幅濫による時間延長、事務の繁劇等刑務職員の勞苦は眞に想像に餘りあるものがある。協會では日夜行刑の第一線に立つ協會員諸氏の勞苦に對する慰藉の一端にもと各支部に對し合計四千九百八十八圓の金員を分配贈呈した。

名譽會員推薦並評議員囑託

十一月十九日付を以て前支部長義田長平氏を名譽會員に推薦せり。
同十九日付を以て前支部長にして名譽會員たる左記諸氏を本會評議員に囑託せり。

- 長山又四郎
- 長谷場圭介
- 義田長平

元支部長大野氏逝去

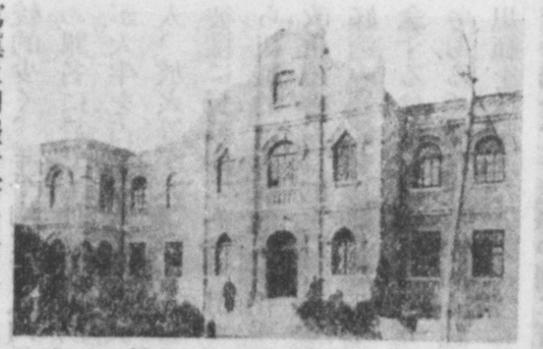
元支部長大野四郎五郎氏は十月二十日腦溢血にて突如卒倒せられ、自宅宇都宮市花房町一、八四八にて靜養中の處十一月二日午前七時永眠せられた。謹んで弔意を表す。

戰場から行刑資料を送付

暴支膺懲の聖戰に各地に轉戦中の熊本刑務所看守野戰重砲兵佐藤備三郎氏は戦塵の中から天津監獄(河北第三監獄)の報告書を手に入れ、行刑資料の一端にもと遙々同刑務所宛に送付してきた。佐藤看守は劍道二段の猛者で有爲の刑務官であるが、戦地にあつても行刑を忘れない職務熱心に同所の赤城所長もほとく感心し、刑務協會囑託辻敬助氏の許に同報告書に手紙を添へて轉送してきた。報告書は民國二十三年の編纂で照片(寫眞)、實務、統計、圖式等の部分からなり、報告書の頁を繰つてみると同監獄は天津市小西關にあり、規模宏大設備完全で有名な模範監獄であるといふ。一時經費不足のために荒廢し獄務も形骸化したとあるが、民國十七年今の名稱に改稱すると同時に復興見るべきものあり、官營作業

も十餘種に上り收容人員は民國二十一年現在を以て三千五百人の多きに達してゐる。報告書の統計によれば矢張り短期刑

河北第三監獄報告



が多いらしく二月一六月の者が一千四百人に上り、罪名は窃盜が一番多いのは敢へて珍らしくないが、鴉片に關する罪が第二位を占めてゐるのは如何にも支那らしい。

寫眞は同報告書の表紙と河北第三監獄の玄関正面。

練習生見學記

小菅刑務所見學の記

田中 茂雄

九月四日、今日は人所以來初めての見學である。従つて各自にとつても最も意義と印象の深いものがある。(中略) 小菅驛に下車し稍々ありて貴族の大邸宅の入口を髣髴たらしめる蔦に蔽はれたる屏に添ひ暫く行きて廳舎の前に至る。是又吾人の等しく瞠目する處で、仰ぎ見る高塔、異様の突角、寔に立體建築の偉容毅然たるものがある。休憩室に至り御厚志の茶菓を受く。三並庶務課長殿より當所の沿革に付て御話あり、次に所長殿より種々有益な御話あり、殊に日支今や戰火の内に入り、亦諸外國との間にも逆賭を許さざる諸種の事情擡頭するこの非

常時に當り、吾人練習生には例年のそれに比し特異の重責ある事を御教示且御鞭撻せられしは寔に恐悅措く能はざるものがあり、茲に滿腔の謝意を表すると同時に、誓つて御教示御激勵の詞を遵奉せんとするものである。

當所の沿革は徳川時代の始めに千住御殿と稱して幕府の別荘にて東北地方の諸大名が參勤交代の際此所まで將軍が送迎せられたりと云ふ。其の後參勤交代が廢止せられ、所謂「穴あき錢」の鑄造所となり、或は飢饉に備える爲め米穀等の貯藏所ともなり、又明治三年廢藩置縣の時小菅縣の縣廳の在所でもあつた。然るに明治十年西南の役の勃發に因り、國事犯の收容者氾濫するに至り、已むなく當所に收容なしたり、是即ち小菅刑務所の濫觴である。敷地は總坪數六萬七千坪、新建築は昭和四年に落成せり。舎房の建築様式は三階建十字型にしてペンサムの創始にかゝるパノプテコン式の範疇に入るものである。舎房數は獨居房、雜居房

合計七百七十五房定員千二百七十二名、長期囚を拘禁する關係上、入出所數は比較的少く、年平均三百人内外である。其の罪名に於ても他の刑務所では詐欺竊盜が大半を占むるも當所に於ては強盜、殺人、放火等が大部分を占むるのである。彼様に長期囚であり、且つ出入渺き處から組織的に繼續的に教化手段が行はれ、教化遷善の目的を達成する爲めに諸種の好適の條件を具備してゐるが、只一つ懸念するは危險性の大なる重罪犯が多い事である。然れどもこれ純理的には倫理規範を逸脱したと云ふ點に於て價値を論ずる場合、各犯罪の間に軒輊を見出す事は困難である。一面教化の點より觀るも輕罪、重罪の間に差等優劣を認むべきものでない。何故ならば長期囚に慣習犯人が多く、教化困難者が多く、輕罪に於て是が少いと云ふ結論が得られないからである。

吾々は甲乙二班に分れ看守長殿の案内にて教務圖書室の前を通り教誨堂に入つ

た。V字型にして左右に分れ、尖に佛像安置せられ、莊重の氣自づから起り等しく首を垂れる。出て工場に至らんと綾瀬川より入る運河の橋上にて眺むれば、堤上に五色櫻の老木が潯然として河上を蔽ひありし日の御殿を偲ばしむるに足る。絢爛の春萬葉に誇る櫻花を目のあたりに見、この大和魂のシルボルを滿喫する時、受刑者には舐積のそれも及ばざる母の愛のこもりたる手に抱かれ、或は莫逆の友と楽しく過したる觀櫻の一日を追想する時感慨無量のものあらう。この大自然の美觀が情操教育の上に如何に重要な意義を持ち、所謂反對動機の設定に偉大の功績ある事は敢て喋々を要しない。

點の邪念も認められず、何か尊いものに接すが如き感に打たれた。印刷工場、鍛冶工場、機械工場、洋裁工場、皆大規模にして、諸備具整ひ、一點否の打處なき諸設備に竊かに誇さへ感じられる。遙拜所に類つき炊場、病舎を見て再び休憩室に至り少憩の後御厚志を謝し、午後四時十五分見學の第一日は終り各自歸途についた。

豊多摩刑務所見學記

豊田 竹松

珍しき大風に時折雨さへ交え暴風雨を思はせる時變下の九月十一日練習所第二回見學地たる豊多摩刑務所へ向ふ。一同參々伍々午後一時二十分豊多摩刑務所正門前に集合、大森書記殿引率の下に所内に入る。大都の中核を離れ遙に武藏野を望み久しく近代行刑建築の粹を誇りし白聖の偉容も稍落着きを見せ巍然として

床しき前庭の奥に建つ。一同廳舎玄關より伴はれて休息所に入り御心盡しの茶菓の歡待に預り、吉田所長殿の懇切なる御説明を承る。

代つて木下戒護課長殿より當所の多數を占むる短期受刑者の特別處遇方針に就き御説明あり、終つて甲乙二班に分れ所内見學に移る。先づ教誨堂に入れば激しき風雨を外に

本所は昭和六年六月新營成り、現在收容人員一、一七四名、全部初犯者にして七年以下の者を拘禁し、内累進處遇適用者五四六名、受刑者平均年齢二十七歳程度なりと。而して受刑者中一年以下の短期受刑者が約五割を占むる由なり。當所は初犯者なる故に囚情靜肅にして反則行爲等爲す者なく懲罰件數等の如きも逐年減少しつゝありと。猶特に彼の○○○事件に依る○刑法に因り處斷せられたる者にして、普通刑務所たる當所に拘禁せられ居る者に關する法的根據に就き御教示を拜聽す。

此處は森として静なく言ひ知れぬ莊嚴さに自づと頭を垂るゝなり。段を下れば右手に教室あり、左手には心理検査室等ありて近代行刑のホープたる科學行刑の明日への發展に躍進しつゝあるを思はしむ。明るき廊下を進めば廳舎と嚴然と區別せられたる行刑區域に入る。雜居舍房は廊下の幅員特に廣く光線を巧に入れて往時の居房特有の陰惨さの片影だも認められず正に隔世の感あり。且又房内は良く清掃整頓せられ秩序全きを思はしむ。此處を出れば入浴場に於て受刑者の整然と入浴を爲すあり。左折暫くして洗濯及補綴工場に出づ。順次洋裁縫、莫大小機械、木工、印刷、鍛冶工等の各工場を廻る。工場毎に作業場に於ける作業状態を知る告知板ありて、一目瞭然作業状態を知る便あり。當所は官司業を主とし、委託業は極く一少部分のみなる由。各受刑者等は流石に時局を反映し、銃後の一國民として無言の裡に守備線を堅めつゝあるを見たり。

病舎に入ればベットに臥し靜に病を養ひつゝ讀書する者數人、衛生設備の完璧と相俟つて、其の明るき病室は宛然社會の病院設備のそれを思はしむるに十分なり。此の頃風雨益々強く各所を割愛しつゝ、施療室を過ぎ炊場を経て獨居舎に來る。此處獨居舎は二、三月程度の最短期刑者を拘禁し、各舍房内に於て作業に従事せしめ主に輕作業に就き居る者なり。當面せる行刑事業の最も重大關心事たる短期自由刑者の處遇——新しき課題として、此處にも試金石は投げられつゝあり。或る學者は之を比喩し『短期自由刑は犯罪者を造るに丁度よろしい期間である』と喝破したり。然し然しながら我等行刑實務に職を奉ずる者改善困難なるの故を以て之を一日として等閑に附し得ざるは勿論なり。水とパンのみを與ふる重營倉の精神より希望と光明に輝かしむるより強き熱意と努力と、而して新しき處遇法規の出現とを翹望し止まざる處なり。

幸ひ當所には短期受刑者に對する特別處遇方法の考慮されつゝありと聞く。一日も早く全國的統一せる處遇の具體化を待つや切なり。見學終つて一同再び休憩室に戻り、當所の御好意を謝しつゝ歸途につく。風雨猶止まず、彼方武藏野の地平より暮色よりやく迫らんとす。

以上

- ◆本會則第八條ニ依ル ◆
- ◆十月表彰慰藉 ◆
- 一、銀杯壹箇宛(退職)
- 大沼田吉雄外三十八名
- 一、銀杯壹組宛(同)
- 仲地清雄外一名
- 一、金八拾六圓也(死亡)
- 西久保一惠外三名



海外異聞錄

◆世界一風變りな「泥棒の新聞」に手入れ

最近ポーランドの首府ワルソーで、世界一風變りな新聞「我等の生活」に手がはいり、主事以下の記者及び多數の讀者が檢舉された、主事ロブナー女史は以前は辯護士であつたが現在では或る國際的「街の紳士」の妻であつて、犯罪秘密結社間で偉大な勢力をもつてをり、パリ、ブカレスト等の大都市に支社を置いて英佛語版等を發行してゐた。紙上にはその道の練達者に莫大なる原稿料を拂ひ「如何にすれば倉庫を破り得るか?」「如何にすれば指紋を殘さずに窃盜を爲し得るか?」等の論文の外、窃盜強盜證券偽造者等に有益なニュースや眞に迫つた體験談等を掲載

して「街の紳士」間に廣汎な讀者層を有してゐたものである。

◆幽霊の話をして銃殺の極刑に

幽霊やお化けの話は怖いだけに、又子供にとつて非常な魅力であることは世界中何處でも變りはないが、無神論唯物論を奉ずるソヴィエト聯邦では、お化けの話をしたばかりに「反革命陰謀」の廉で銃殺された小學校の教師がある。中央アジア、キルギス共和国のダルジヤンスキーに住む或る小學校の教師は、學校劇の稽古をやるからと稱し兒童を自宅に呼び寄せ、回々教師の巫女とぐるになつて散々悪魔や幽霊の話をして聞かせた、所がこれが後に警察當局の探知するところとなり、教師と巫女は一兒童に對し徒に恐怖心を與へて精神の墮落を圖つた」との廉で忽ち逮捕され、遂に銃殺の極刑に處せられたのである。

◆世界最初の小人種會議

世界最初の「こびと」會議が來年の

初頭にブダペストに於て開かれることになつた。歐洲各國はもとより南米、北米、オーストラリア等から代表が參加して、小人種の社會的地位を明らかにし且つは小人種の權利擁護を圖らうといふのであるが、これ等の小人種(リプシアンと呼ばれる)は普通一メートル程の身長しかなく、容貌も常に子供々々として、歐米では曲馬や寄席、時には博覽會などに出演しては「可愛らしい人種」として迎へられてゐる。斯んな譯で、來るべき會議では、先づ吾等のリプシアンは普通の人間の出來そこねた矮人とは全く違ふのだから、片輪抜ひをされぬ様世人の再認識を要求することが第一項目であり、又身柄が小さいとて給料が僅少になり勝だが「一般人間に於けると同様」の支拂を要求すべき權利のある點等が論議される筈だ。尙今後はリプシアン新聞を發刊して、世界に散在する一寸法師達の親睦を圖るといふことだ。

◆掬摸の花嫁 結婚祝宴中に御用

世界的に有名な掬摸の女王チャイ

ナ・ホルゾーフ(二六)は今度同じく
 拘摸界の無冠の帝王と言はれるヘルマ
 ン・カウツと結婚することになり、パ
 リの怪げなカフェーで學式の段取りと
 なつて、歐洲各地のその道の猛者二十
 四名と祝宴を張つた、そして、宴もた
 けなはなる頃、突如ドアがサツと開く
 と「御用、御用」とばかり、たちまち
 落花狼籍の大修羅場を現出、流石花嫁
 はかねて期したるところとて三枚重ね
 た變裝衣裳の一番上の晴衣をかなぐり
 捨てるとドロソとばかり消えて無くな
 らうとしたが天網恢々、遂に花嫁花婿
 をはじめ十二人が逮捕されてしまつ
 た。

◇人間の競賣

公けでない人身賣買といふものは世
 界各國にいろ／＼の形式で行はれてゐ
 るが、これは公けに人間を競賣に出し
 たユーゴスラビアの出来事だ。此處の
 製材工トルティツチといふ男は長らく
 の失業で借金がかさみ首がまはらなく
 なつて、たうとう妻と二人の子供を競
 賣することになつたが「もう五圓」「一
 圓」とせり上げた結果が、三人一緒に

村の物持に買ひとられた、その値段が
 合計四磅半(七十六圓)であつた。

◇拘摸にも涙あり

ハンガリーのチエゲト市のペルレス
 氏が電車の中で十ポンド入の紙入を掲
 られたところ、その翌朝十一ポンドの
 爲替と次のやうな手紙が届いた。即ち
 「小生は昨日貴殿墓口を頂戴のとしこ
 ろ、御息の入院料受取を發見小生も
 同じ肺を患ふ弟あり、この病氣の金の
 かゝることはよく承知致しをり、御同
 情に堪へず、同封餘分の一ポンドは御
 子息の療養費の一部に御加へ下され度
 願ひ上げ候」

◇悲喜劇に終つた
 ジブシー國王の戴冠式

先般ワルソー市の陸軍競技場に主と
 してハンガリー、ルーマニア、フラン
 ス、ポーランドから来たジブシー代表
 三千名が勢揃ひの上、ジブシーの元老
 三十名によつて嚴かな王様選舉が行は
 れた。前の王様のマテイアス・クイエ
 クは酒の上の喧嘩で仲間殺されて了
 つたので、この新王様選舉といふこと
 になつたのである、王様の候補者五名

はいづれもクイエク家の者だつたが、
 この中ヤメス・クイエクが満場一致を
 以て當選し、次で十世紀以來初めての
 ジブシー王の戴冠式がワルソー正教會
 大司教テオロウイツツ師司會の下に、
 ポーランド首相スクラドマフスキー夫
 人以下多數名士の臨席を得て行はれ
 た。ところがジブシー王冠は既に數十
 年前イタリアで紛失し、金箔きらびや
 かな錫製王冠や錫杖、ガウン、王座等
 は何れもワルソー市立劇場から借出し
 た小道具とは、何處までもジブシー式
 だ、とこゝろでこの稀代のジブシーの
 大典に次で王様候補者の一人ハアタニ
 ス・クイエクは落選したので茫然自
 失、戴冠式がすんだ四日目にワルソー
 郊外の森で自殺してしまつたり、先王
 の細君ユリアは新王が彼女を殺すと脅
 迫したとてワルソー警察の保護を求め
 たり、さうかと思ふと新王の方で、ユ
 リア未亡人が「新王は戴冠式費用三百
 二十五ズロテイを着服した」など、言
 ひ觸らしたのは、明らかに名譽毀損だ
 とてポーランド裁判所に訴訟を提起し
 たり、折角の祭典も終りは散々な悲喜
 劇に終つた。

書道講坐

書の變遷(七)

◇南朝の碑刻

南朝では、巨額の費用を要する碑の建
 設を禁止したる爲め碑刻は甚だ少ない。
 代表的の碑刻を左に擧げてをく。
 ○饗寶子碑 八分體より漸く楷書に入ら
 んとする過渡時代の書と見るべきもの
 である。

○爨龍顔碑 古い楷書の石碑として有名
 である。六朝代表碑の一つである、清
 の康有爲は古今第一の楷書であると激
 賞してゐる。

○瘞鶴銘 楷書であるが篆意を多く含ん
 で一格を成してゐる、古妙氣宇博大で
 江南第一碑の稱がある。

高橋白鷗

◇南朝の能書家と刻帖

碑刻に乏しい南朝は刻帖には豊富であ
 る。古來行草書を研究するには、この南
 朝時代の刻帖を中心として學ばなければ
 ならぬものである。南朝に於ては晋の書
 道が特に隆盛を極めた。能書家として
 は、索靖、衛夫人、王羲之、王獻之、等
 の諸大家を出してゐる。

索靖、晋の人。張伯英の姉の孫である、
 草書を最もよくした。王羲之に比して
 居た程の能手である。その書には、出
 師頌、月儀帖があるが共に草書であつ
 て古淡まことに拘すべきものである。
 衛夫人、晋の人、汝陰太守李矩の書であ
 る。書を鐘繇、或は蔡珍等に學び王羲
 之に之を傳へたと稱されてゐる。其の
 著「筆陣の圖」は書法を論述したもの
 で後世の人が學書研究有益な資料とし
 てゐる。

出師頌 索靖書
 西戎下順。東夷構逆。遁命上將。
 授以雄戟。桓々上將。實天所啓。
 允文允武。明詩閱禮。憲章百揆。
 爲世作楷。昔在孟津。惟師尙文。
 素旄一麾。渾一區寓。蒼生更始。
 朔風變楚。薄伐獫狁。

不暇亦吏構逆命上將授以雄戟桓
 上將奕奕三烈允文允武的詩閱禮憲章百揆
 百揆兩世他松若女在孟津惟沐尚文素旄
 一麾渾一區寓蒼生更始朔風變楚

毎月 募集

刑政詩壇

用紙 毎月十日限
姓名 雅號併記ノ意

雪山川田瑞穂選

□ 秋夜讀史 荅軒 清永徳太郎 福岡

西風吹作滿庭秋。暮色早生蟲韻幽。讀史三更挑燭坐。蕭蕭落木又添愁。

寫景抒情。運意共妙。

□ 賀某君得學位爲醫學博士 今爲博士有來歷。

國手譽高景福新。萃陀扁鵲技通神。警枕十年勤苦人。語亦有來歷。一結精練。

□ 筑前太閤道 征韓意氣自衝天。雄哉人傑豐臣氏。蹕青松百里連。記不可忘文祿年。落落下筆。逸氣迨上。如天馬行空。三四用文語。奇健絕群。

□ 後赤壁圖 其二 愛日堂 南 松太郎 大邱

復是長江聽去留。悠悠一棹在中流。細鱗已得不時酒。二客同行半夜舟。仰見巖巖月輪小。俯臨詭石水聲幽。歸來道士夢言我。子樂如何曠昔遊。語語緊切。能寫題意。非老手烏得至此。

□ 時 屠城陷陣血淋漓。皇師連捷君休怪。旌旆翻翻多似林。舉國無人不一心。

□ 看 劍 誰知鬱勃此心丹。燈前偶檢祕藏劍。星斗當樓夜色闌。三尺秋霜肝膽寒。

□ 哭亡友 棄生取義武名芬。千秋鬱鬱是南口。想殺揮刀叱虜軍。遺恨綿綿不耐云。

□ 上海陷落欣然有作 今次事變。敵軍死傷。凡稱七十萬。而我亦喪忠勇將士一萬六千。可嘆可惜。

皇軍百萬盡精英。空陸呼應壓敵營。忽自天涯傳快報。完全確保滬東城。

□ 姬山秋色 方山 山岸 太郎 山口
颯颯金風秋老時。姬山松籟倍常奇。清流遶麓是楫野。

崑々居詩話 (七)

詩風の變遷

推敵とは唐の賈島の故事である。賈島字は浪仙、初め佛門に入り、名を無本と云つたが、後ち還俗して進士に擧げられた。曾て左の五律一首を作つたが、前聯の推の字が氣に入らず、あれかこれかと苦心の結果、敵の字を當て、見たが、猶ほ自ら決することが出来なかつた。

題李疑幽居 賈島
閑居少隣並。草徑入荒園。鳥宿池邊樹。僧敲月下門。過橋分野色。移石動雲根。暫去還來此。幽期不負言。

推すがよいか、敵くがよいか、机に凭れて考へても、頓と思案が定まらぬ。郊外散歩でもして考へて見ようと、驢馬に乗つて郊外へ出た。いくら考へても猶ほ決定せぬ。終に夢我夢中となつた。片手で敵いたり、両手で推したりする眞似をしてゐる。まるで狂人の状態となつた。そこへ通り掛つたのが有名な韓退之で、當時京兆尹をしてゐた。京兆尹とは一寸比例を取れば東京府知事と東京市長とを兼ね

靈秀人疑富嶽姿。
淡中有味。

□歲晚書懷

宿昔青雲壯志違。交霜双鬢畏寒威。
碌碌謀生嘆昨非。詩債通宵幾分減。
壺觴獨酌亦堪醉。片月光凝斗影微。
意境冲澹。香節響亮。是法自王孟來。

□鳥江廟

中原逐鹿走縱橫。早入潼關霸業成。
幕中謀士失功名。三更舞罷泣虞氏。
愧向江東看父老。重瞳心事最分明。
轉戰無功氣未灰。項王昔此潰圍回。

□秋夜訪友

蕭瑟秋風徹夜吹。當年宋玉有餘悲。
無病呻吟爲作詩。冠帶已拋平昔志。
興來欲賦青天月。也恐清光照髮絲。

春石曰。前首議論。後首感慨。貫之以氣魄。雄渾沈壯。極有精彩。是我雪山本色。
因貧憔悴誰言辱。琴樽獨趁故人期。
春石曰。心有所觸。託之於詩。猶自深纏。不露圭角。故佳。

醉處 辻村勇五郎 久留米
悠悠安命知今是。酒連到曉五窮歸。

雪山 川田瑞穂 東京
馬。上。雄。風。餘。氣。象。四。面。歌。興。驚。楚。聲。

山河四百依然壯。鳥江廟古夕陽來。

選歌しつっ (六)

大翼

この夏あるラヂオ歌壇の選評にあつたが、その投稿作品の中から一つの實例をとつてみると、「田植すみて牛に感謝す」といふ前書きで、次のやうな二首があつた。漸くに田植すみたり此の朝やはらかき草とく刈りてあたへん
汝があれば早すみたりと語らへばその顔あげて一聲なきぬ
まづ、牛に感謝するといふ心もち、これが初心でなければ持てぬ心もちである。歌の初心といふだけでなく、この作者はおそらく人生の初心者、すなはち、まだ若々しい青年であつたらうと思はれる。幾日の間か自分と一しよに勞苦を分つた牛に感謝する心はこれから新しい人生を踏み出さうとする者の、浮世の巧利に染まない胸の中

毎月募集

刑政歌壇

當季雜誌 締切 毎月十日限 用紙ハガキ一葉三首

選

一 岐阜 無 子
明けがての田の面のもやにこころよく稻こきの音聞え來るか

二 練習生 高島 明 峯
紀元節の歌をうたひて涙くむ囚徒のありぬ心いとしき

三 鹿兒島 翠 嵐
母上に便りやせんとは思へども文字知らぬが悲しかりけり

秀逸

朝鮮 白 葉 生
眼さむれば炭をつぎ足す音のして大つごもりの妻未だ寢す

久留米 M H 生
拘置舎の窓に掛り月澄めり我が古里の母も見まさむ

用して七律となり、又進んで排律を生じたのである。五律も七律も僅々八句で、縦横の才を發揮するに足らぬ處より、五言排律を生じ、次で七言排律を生じたが、唐の時代には此の五言排律を以て進士試験の必須科目としたから、大に五言排律の流行を見たので『唐詩選』にも五言排律だけを取つてあるが、七言排律が無かつた譯ではない。『唐詩選』の初めに出て來る宋之間、沈佺期以下多くの作者は皆此の進士試験に及第した人々である。古詩の作り方には色々ある。短古は四句又は六句位で、絶句などに似た處もあるが、少し氣を付けて見れば短古か絶句か見分けが付く。杜甫の貧交行、
飢。手。作。雲。覆。手。雨。紛。々。輕。薄。何。須。數。君。不。見。管。鮑。貧。時。交。此。道。今。人。棄。如。土。
これなどは第三句が八字となつてゐるだけで、他は皆七字であるから、一寸見ると七絶の様に見えるが、決して七絶でなく、七言の短古である。長古は四句毎に韻を換へるのもあり、七八句又は十數句で換へるのもあり、又一韻到底格として初から終りまで換へないものもある。此等の法は頼山陽の友人武元登々庵の作つた『古詩韻範』を見ればよく説明されてゐるから、一切を之に譲り、次號からは唐以後の詩風に就て聊か解説を試みよう。

川田瑞穂

にだけある心である。ましてその心もちを歌に詠まうといふ氣持は實に素直なものである。この作者の感情の純粹さはけだもの牛の心にさへ通じると思はれ、こちらの心までが何となしほゝゑましく、朗らかにさへなるのであるが、併し、獨立した歌の姿としては、このまゝではまだいけないのである。そこが即ち歌の技巧方面の修練で、この作者にはまだその準備ができて居ない。言ひかへれば、良い材料を持ちながら、それをその内容に應じてまとめ上げる方法を持たないのである。不完全な作品ではあるけれども、それにもかゝはらずこれほど素直に、作意が讀む人の胸にとほるのは、そこに生一本で歪められない作者の心があるからである。これが初心者の良さである。いろいろに持ち廻つた揚句、形の上でだけまとめ上げたものよりははるかにこの方が良いのである。

これによつて、技巧を學ぶといふことが歌の修業の上でおろそかにならぬことを知

つたが、それ以上に歌の内容の大切なことが解つた。こゝで内容といふのは、歌の道具立てでもなければ、詠はれてゐる喜怒哀樂でもない。さうした素材の底をつらぬく一本の作者の心である。この一本さへ素直でまじりつ氣がなければ一切の感情もまた眞ものであるから、そこではじめて歌の内容が讀む人の胸を打つのである。作者が歌で哀しむ時、これを讀む人もまたその哀しみを作者と分つのはこの故である。

首位の一首、晩秋曉霧の田園をうつして相當に成功して居る。これはたゞ叙景の歌ではない。そこに作者の生活と共に田園の生活が擴がつて居る。

二位の歌、まことに素直である。こゝにも初心者の良さがある。作者は更に一歩進み出されたい。

三位の歌、もまた前者と同性格のものである。非常にやはらかい、而かも相當の滋味を有つ。

○ 名古屋 みどり
日の入りの山路にまよひ河音のみたのみて來れば心はもとな

佳作

○ 咸興 岡元百合子
山峽の小田の一つ家月溜に童の一人何か遊べり

○ 宇和島 山本滴水
目的にせかず休まず清らかに働きをれば心安けし

○ 青森 一
兩親によく叱られて幼き日すでに我心ひがみあたりし

○ 札幌 佐竹緑坡
時雨する今宵しみぐゝ啄木の貧乏の歌を朗詠しにけり

○ 青森 木村滿樓
寄席はねて歸るみち邊の露店に焼きとうきびを買ひて歸りぬ

○ 岡山 田申春浦
稻つるみラヂオに觸れゝ夕べなり亡友の便りをひたすらに讀む

○ 網走 津滴
故郷のたよりをみればこの月にわがたちねも照られ居まさむ

○ 宇和島 今津頼風
長き夜の秋雨暗く尿に起きて戦線の兵が上思はるる

○ 練習生 豊田竹二
庭隅のアカシヤの枝に烏瓜眞赤く熟れて秋深みたり

○ 關東 野田稔
ここに眠るつはものを思へば心寒し白玉山に秋の陽落ちぬ

○ 高知 北村高月
老囚の眼鏡越にて折りくゝに覗く戸外のコスモスの花

○ 岡山 たかの
ボブラ散る牢屋の庭に菊いじる囚徒が顔は茜に染みぬ

○ 神戸 荒川
唯一輪遅れ咲きたるコスモスに蜜蜂止る晩秋の暮

○ 咸興 岡元舜水
友がさす酒さへ名残惜まれてしまらくはわが口にたもてり

○ 奈良 村井繁人
天平のいにしへ誇る東大寺大佛の鐘は今もひびかふ

○ 松江 川津道暗
明治節祝しまつりぬ囚人等も國歌をうたひて涙ぐみある

○ 新潟 梅澤生
一月一日務め終へつゝ囚人の立ち歸る世を待つぞ頼もし

○ 新義州 球磨蘇
戦ひに立ちし夫の身を祈りそのたひ妻の初詣かな

○ 小菅 黒田杉雨
戦場に男々しく強き勇士をば目頭熱くニュースに思ふ

秋時雨など

花 裳

初霜の宇治橋衛士の渡り来る 幸 吉
宇治の上に今朝初めて白々と霜を置いて
るます、神宮の森を向ふに仰いでいよく
神々しい感じだす。狩衣姿の一人の衛士が
夜警を終えて今、宇治橋を渡つて來ます。
まことに清らかなも典雅な風景です。

山宿は寒きものにぞ秋時雨 同

秋の景勝を探ねて山の宿に泊ることにな
つたのでせう、折柄時雨が降つたりして秋
とは言へど山の中は寒い、寒いけれども山
の中であればこそ秋の時雨にも逢ふのであ
つて派の興趣もおのづからそこにあるので
す、「山宿は寒きものにぞ」といふ言葉の
中にはその心持が含まれてゐるのです。

行秋や吾が初戀は語らずに 青 皆

初戀の芽生えはあつても實を結ぶことな
く時の流るゝに従つて忘れて了ふやうなこ
とになるのです、青年期には有り勝ちのこ
とです、この句の初戀もさうしたものでせ
う、心の内には秘めつゝ誰に語らふ機會も
なく行秋の淡い感傷として過ぎ去つて了ふ
のです。

日美し銅像の露乾かんと 子 悠

そこには銅像が露にぬれて立つてゐま
す、東の空には朝の日が爛々としてさしの
ぼつてゐます、その美しい朝の日の直射を
浴びて銅像の露がおもむろに乾きつゝある
のです、露の乾いてゆく銅像の肌の上には
息づくやうな光の陰影が感じられます、萬
象は凡て露の濕みを帯びてゐます、空にか
ゝる日輪の面は慈光の涙に濡れたやうな美
しさです。「乾かんと」と言つたところに
感情の深さがあります。

佛壇を焼く秋刀魚を焼くにけり 一平
秋の魚を焼く生臭い煙か佛壇に流れ込ん
では勿體ないから秋刀魚を焼くに先だつて
佛壇の扉をしめて置くのです、これによつ
てみると終日佛壇の扉をあけてあつて行住
座臥佛仕へをしながら家業にいそしんでゐ
るこの家風が伺はれます、それはとにかく
くとして秋刀魚を焼くときのあの煙はひど
いです、じゆうくと膏の燃える音がして
濼々と煙をあげる、丸で煙の洪水です、一
種の凄まじさがあります、その際佛壇の扉
をしめて置くといふことは佛仕へをしてゐ
る人でなければ氣のつかないことです、こ
の句はさうした生活環境が裏付けとなつて
情趣を豊かならしめてゐます。

夜業みな林みてニュース聞きにけり 碧 泉
ラヂオが普及されてニュースとさへ言へ
ばラヂオニュースであることが一般に通用

毎月 募集

刑政俳壇

題當季隨意
切毎月十日限
用紙官私製葉書

いふとらん 選

初霜の宇治橋衛士の渡り来る 滋 賀 西村幸吉
山宿は寒きものにぞ秋時雨 同 同 同
田上山日の當りをり秋時雨 同 同 同
松が根に水引草のこぼれ咲き 同 同 同
天狼星青く下弦の月は黄に 同 同 同
剛靨山越えて憩へる柿の茶屋 同 同 同
拓かる、曠野涯なし 同 同 同
竹の葉の光る洩れ日や秋時雨 同 同 同
もみぢ葉の葉なつかし昔本 同 同 同
木枯やボブラの下の一軒家 同 同 同
爆竹に暫し間のあり 同 同 同
柚の子は通草蔓もて手籠編む 同 同 同
橋かゝる娼家の裏や秋の川 同 同 同
石山の瀧の岩這ふ通草かな 同 同 同
檜葉入れて障子の引手貼りにけり 同 同 同
障子洗ふ水嵩よしや門流れ 同 同 同
参内の轍の跡や春の雪 同 同 同

在りし目の母しのぼるる裕かな 群 山 桑野青路
菊枯るゝ靱摺埃うちかぶり 同 同 同
神の扉に旭のさして來し落葉かな 忠 北 永瀧雅房
實柘榴に今日疊刺し來て居りぬ 三 重 尾能香州
稻刈の朝餉して居り霧の中 同 同 同
そのかみの家老邸や金木犀 同 同 同
戦捷の旗を戸毎に菊日和 松 江 川津道暗
寒むもなし暑もなし咲く苜の花 府 中 泉原ひろし
風邪籠り浅菊見ゆる硝子越し 奈 良 岡出清茂
鴛鴦の水紅葉ちらくちり浮ける 同 同 同
鴛鴦や紅葉ちり浮く池ほとり 同 同 同
今日の日の菊に水やる囚人かな 同 同 同
春日野に人の影なき 同 同 同
亂れ咲く菊に日和のととのひし 同 同 同
千人針誓文拂の中に立ち 大 阪 岩本北騎
東雲の白むころほひ小鳥網 仙 臺 古 城
茸狩や明けゆく徑の露明り 宮 城 志賀大弓子
犬の子の乳を離れず九月盡 宇 都 野村菊子
蟬の殻つききたるまゝに桐一葉 山 形 村山翠水
凍てし夜の眞闇の雨や身じろがず 岡 山 田中春浦
コスモスの影の静かにゆれてゐる 三 重 堀切總來
掛稻のずらかり落ちてゐるもあり 同 同 中丸古緒

岩波法律學小辭典

今日の社會人にとつては如何なる方面に活動するにしても法律知識を閑却することは許されない。併し法律や法律學に現れたる用語・概念は甚しく多岐多端であり、加ふるに社會の進運に伴ひ新立法が生れ新理論が開かれてゆく。この間に處して日常の必要に應じ常に明快な法律知識を用意するには何を措いても先づ本辭典を備へるのが萬全の策と信ずる。これによつて研究家も實務家も即座に問題解決の要領を把握しうべく、學習者も懇切な入門書を獲たに等しく、難解の法律書と雖も容易に會得しうるに至る。本辭典は各専門領域の精銳學者を集め劃期的な編輯組織の下に緊密かつ周到な協力を俟て完成されたものであり、嘗に現在に於て期待しうる最良の業績たるのみならず、眞に學界空前の共同勞作として不朽の價値を擔ふであらう。本辭典こそは總ゆる機會に絶大な效用を發揮すべきことを疑はず、各方面に普くその眞價の認められんことを期し、茲に至廉の特價を以て提供す。【内容見本進呈】

特價五圓五十錢 定價 六圓五十錢 菊判(規格)一三四八頁 特價提供期限 送料 四十五錢 クロース裝 上製函入 十二月二十日

編輯代表
東京帝大教授 **我妻 榮**
東京帝大教授 **横田喜三郎**
東京帝大教授 **宮澤俊義**

東京 **岩波書店** 神田

特色

専門諸學者——法律學の諸部門を代表する共同作品——各専門の法學者十二名をもつて完璧なる編輯委員會を組織し、その一致協力になつた、百パーセントの共同作品

項目相互の——その結果として、各項目相互有機的連結——互の間に諸部門にわたる完全なる有機的連結と體系的統一を確保し、縦横に彼此の参照・比較を可能ならしめた

法律概念の——複雑多岐なる法律上の用語實質的説明——概念を網羅し、單に字義のみでなく内容的な解説を與へ以て法律知識の全貌を徹底的に會得させるやう苦心した

特別法令の——最近までの總ての部門に互百科全書——る特別法令を網羅して一々内容的な説明を加へ、常に法令百科全書の内容を兼ねしめ、凡ゆる方面の要求を充した

法制史・外國——現行法を中心として法制史法律語・法語——上の用語及外國語の法律用語と法語に就て各専門家が苦心の註釋を施し縦と横からの立體的な法律知識を提供する

訓令通牒

(刑政第五〇卷 第十二號)

◇事變應召者ノ過渡俸給整理ニ關スル件

(司法省 行丙第二〇三九號ノ二) 行刑局 昭和十二年十月三十日

標記ノ件ニ付別紙第一號熊本刑務所長問合ニ對シ第二號ノ通牒答致置候間御了知相成度候

(第一號)

發第三二九四號

昭和十二年十月二十二日

熊本刑務所長 赤城 一雄

司法省行刑局長 瀧川秀雄殿

事變應召者ノ過渡俸給整理ニ關スル件

今回ノ事變ニ依リ召集セラレタル職員ノ俸給ニ關シテハ夫々御指示ニ依リ取扱居候處出征現地ニ於テ階級昇進候コト往々有之從テ軍部支給ノ俸給ニ異動ヲ生ジ自然俸給過渡ト相成候場合出

(第二號)

司法省 行丙第二、〇三九號ノ一 行刑局 昭和十二年十月三十日

司法省行刑局長 瀧川秀雄

熊本刑務所長 赤城 一雄殿

事變應召者ノ過渡俸給整理ニ關スル件

本月二十二日發第三、二九四號ヲ以テ標記ノ件照會相成候處應召入隊後進級シ俸給又ハ給料ノ過渡ヲ生ジタル場合ニハ進級ノ事實ヲ確知シタルトキニ於テ之ヲ精算シ過渡額ニ付テハ定額戻

來候モ出征現地ニ於ケル階級昇進ハ其都度原隊ニ通知無之タメ證明ヲ得難ク又出征現地ニ照會證明ヲ得ルコトハ事實不可能乎ト被存候斯ル場合階級昇進ノ事實ヲ確知セザル限り應召當時ノ階級ニ依リ俸給ヲ基礎トシ其差額ヲ支給シ置キ他日除隊復職又ハ戰死ノ際過渡額ヲ精算シ定額戻入(年度ヲ異ニスル場合アリ)セシムル外無之乎ト思料候モ一時ニ多額ノ戻入ヲ爲サシムルハ忍ビ難キ事情モ有之如何取計可然哉何分ノ御指示相仰ギ度候

入又ハ歳入ニ納付セシムルノ外途無之候ヘ共應召職員ニ對シ入隊後進級ニ依リ軍隊ヨリ受ケル俸給又ハ給料ニ異動ヲ生ジタルトキハ可及的速ニ證明書ノ交付ヲ受ケ刑務所長ニ其ノ旨報告スル様豫メ通報致シ置ク等適當ノ方策ヲ講究シ以テ過渡額ノ寡少ニ努メラレ候様致度候

追テ年度内ニ於ケル過渡金ノ定額戻入ニ付テハ明治三十四年司法省會計課長通牒會檢甲第一五九號ニ依リ便宜戻入ノ手續ヲ省略シ差引支給スルモ差支無之候條爲念申添候

◇司法省訓令第二號

少年刑務所

昭和三年七月司法省訓令第六號ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ廢止ス

昭和十二年十一月十六日

司法大臣 鹽野季彦

〔參照〕昭和三年七月三十日司法省訓令第六號ハ少年刑務所看守服制ナリ

法學協會雜誌

論說

推定の本質及び效果について……………助「教」人學 兼子一
 公務員收賄罪に關する……………東京帝國大學 美濃部達吉
 若干の問 題……………名譽教授 我妻 榮
 遺言による相続人の推定決議……………東京帝國大學教授 我妻 榮

資料
 議決權なき株式(一)……………東京帝國大學助手 豊崎光衛
 新法令解説(二・完)……………川島武宜——我妻榮 石井照久——兼子一——團藤重光
 宮澤俊義——田中二郎——杉村章三郎

紹介
 ボール・レヤ著 『相隣關係に於ける責任』……………東京帝國大學 福井勇二郎 助 教 授

第五十五卷 第十二號
 十二月一日發行

有斐閣

新刊短評

學界消息

刑事法學界の消息……………東京帝國大學 團藤重光 助 教 授
 法理研究會記事「國際法律會議雜感」
 判例研究
 民事訴訟法判例批評(一八四)……………東京帝國大學 加藤正治 名譽教授
 刑事判例研究(六)……………東京帝國大學教授 牧野英一
 民事法判例研究録(昭和一二年度・七)(昭和九年度・一〇)……………民事法判例研究會

法曹會雜誌

第十五卷 第十二號
 昭和十二年十二月一日發行
 定價 金五拾錢

司法省構内法曹會

我國私法人ノ發達ニ付テ(一)……………神戸地方裁判所判事 村本一男
 違法性ニ關スル二三ノ問題(二・完)……………名古屋區裁判所判事 山本成一
 刑訴ニ於ケル不利益變更禁止ノ價值ト其運命……………山口地方裁判所判事 大友要助
 名判官物語(三〇)……………堀内信之助
 松阪調停會館落成式ニ臨ミテ……………堀内信之助
 本誌第十五卷總目錄目次……………堀内信之助
 ○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨 ○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

H. Takikawa

Président de la Société des Prisons du Japon Tokyo

Sommaire

Note éditoriale.

- Y. Takase, membre du Service de psychologie pénitentiaire de Kawagoe (Tokyo). — De la prognose sociale du délinquant. (fin)
 - K. Maeda. — De la garde des prisonniers. (fin)
 - T. Kondo, membre du Service de psychologie pénitentiaire de Kosuge (Tokyo). — Considérations sur l'éducation des prisonniers pour la charpenterie. (fin)
 - K. Tsuji, ancien directeur de la Prison d'Osaka. — Chronologie du système pénitentiaire dans l'ère Meiji. (IX)
- Mouvement les idées à l'étranger.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

prés le Ministère de la Justice

132
7

No. 9074

刑

論文・資料

- 犯人を誘ふ囚人全録
- 一行隊第一師團第一
- 某隊の隊長文

政

第五十一卷 總目次

(昭和十三年)

□ 國籍の文書	三	市川 義	一
□ 人権主義の宣傳	二	市川 義	二
□ 法律の文書	一	市川 義	三
□ 法律の文書	一	市川 義	四
□ 法律の文書	一	市川 義	五
□ 法律の文書	一	市川 義	六
□ 法律の文書	一	市川 義	七
□ 法律の文書	一	市川 義	八
□ 法律の文書	一	市川 義	九
□ 法律の文書	一	市川 義	十
□ 法律の文書	一	市川 義	十一
□ 法律の文書	一	市川 義	十二
□ 法律の文書	一	市川 義	十三
□ 法律の文書	一	市川 義	十四
□ 法律の文書	一	市川 義	十五
□ 法律の文書	一	市川 義	十六
□ 法律の文書	一	市川 義	十七
□ 法律の文書	一	市川 義	十八
□ 法律の文書	一	市川 義	十九
□ 法律の文書	一	市川 義	二十

卷頭言

- 收容者の生活標準
- 制度と人
- 刑務作業と國民經濟
- 國際刑事學協會の終焉
- 刑務官の資格
- 戦争と犯罪
- 谷田博士追悼號に題してと
- 行刑の實際と科學的研究
- 未決拘禁者の勞働義務
- 刑務官の教育問題
- 不定期刑の制度に關聯して

日 沖 憲 郎

論文・資料

- 累犯防遏を論ず
- 「行刑警察」續論第一
- 犯人分類と囚人分類

藤山ユキ
橋本義二
申仲植
寺光 忠
小川 太郎

號	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
頁	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

□ 看讀私本の狀況に關する考察	名古屋刑務所 教務課	三	三六
□ 滿洲國監獄法の特色數點	正木 亮	四	四
□ 未決拘留の行刑的意義	公文 彪	四	四
□ 操行、責任、意思の探點に於ける一つの心構に就て	高瀬安貞	五	四
□ 未決拘留の行刑的意義 (完)	公文 彪	五	四
□ 釋放者保護の確保と刑務作業	近藤貞次	六	四
□ 日本固有法に於ける	細川龜市	六	一九
□ 刑法思想 (一)	細川龜市	六	一九
□ 戦争と犯罪 (一)	小川太郎	七	二
□ 日本固有法に於ける	細川龜市	七	二
□ 刑法思想 (二・完)	小川太郎	七	二
□ 戦争と犯罪 (二)	小川太郎	七	二
□ 行刑統計研究 (一) 假釋放者の再犯	公文 彪	九	四
□ 少年福祉より見たる斷	市川秀雄	一〇	四
□ 種論の文化的意義	市川秀雄	一〇	四
□ 行刑統計研究 (其二・累犯)	公文 彪	一〇	二〇
□ 少年福祉より見たる斷	市川秀雄	一一	四
□ 種論の文化的意義	市川秀雄	一一	四
□ 人格主義の責任理論と行刑の理念	安平政吉	一二	四
□ 少年福祉より見たる斷	市川秀雄	一二	二四
□ 種論の文化的意義	市川秀雄	一二	二四

- 明治監獄年譜
- 明治監獄作業變遷概觀

辻 敬助
辻 敬助

號	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
頁	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

隨筆・回想

- 刑務所の一
- 檢察制度の回顧
- 懲罰
- 刑務所の一
- 二つの話を想ひ出して
- 刑務所の一
- 刑務官の心構 (講演)
- 刑務所の一
- 滿鮮旅行記 (上)

梅村春汀
大福規一
泉原浩
光行次郎
大森洪太
渡邊克己
長谷川 瀧
中村松太郎
三宅正太郎
及川政雄
岩酒澤孝四郎
岩松茂

號	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
頁	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

海外資料

- 刑務所に於ける社會事業 (下)
- 革新せられたる獨逸少年
- 右同
- プロシヤ刑務法
- 英國のボースタル・システム
- 右同
- プロシヤ刑務法
- 英國のボースタル・システム
- 右同
- プロシヤ刑務法
- 英國のボースタル・システム

號	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
頁	一〇	六	四	四	三	八	三	六	九	六	九	九

私の浪人生活

- 滿鮮旅行記 (下)
- 谷田博士年譜
- 谷田博士追悼寄稿文
- 宗教文藝と法律の研究
- 右同
- 戦時統制經濟に就て
- 支那事變の現況と將來

號	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
頁	一〇	六	四	四	三	八	三	六	九	六	九	九